【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】関東財務局長【提出日】2025年11月25日

【事業年度】 第13期(自 2024年9月1日 至 2025年8月31日)

【会社名】株式会社ABEJA【英訳名】ABEJA, Inc.

 【代表者の役職氏名】
 代表取締役 C E O
 岡田 陽介

 【本店の所在の場所】
 東京都港区三田一丁目 1 番14号

【電話番号】03 (6387) 9222 (代表)【事務連絡者氏名】取締役 C F O 英 一樹【最寄りの連絡場所】東京都港区三田一丁目 1 番14号

 【電話番号】
 03 (6387) 9222 (代表)

 【事務連絡者氏名】
 取締役 C F O 英 一樹

 【縦覧に供する場所】
 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

___(1)提出会社の経営指標等

回次		第9期	第10期	第11期	第12期	第13期
決算年月		2021年8月	2022年8月	2023年8月	2024年8月	2025年8月
売上高	(千円)	1,259,318	1,978,230	2,775,469	2,766,251	3,585,409
経常利益又は経常損失()	(千円)	259,703	181,757	379,757	286,672	451,978
当期純利益又は当期純損失()	(千円)	350,425	196,366	421,598	218,712	448,268
持分法を適用した場合の投資利益	(千円)	-	-	-	-	-
資本金	(千円)	3,114,578	100,000	732,787	832,282	895,936
発行済株式総数						
普通株式		4,405,200	7,711,400	8,598,900	9,260,900	9,764,800
A 種優先株式	(株)	156,000	-	-	-	-
B 種優先株式		1,473,500	-	-	-	-
C 種優先株式		1,676,700	-	-	-	-
純資産額	(千円)	1,985,863	1,793,709	3,480,883	3,898,061	4,471,736
総資産額	(千円)	2,378,477	2,159,798	4,109,491	4,239,819	5,318,174
1株当たり純資産額	(円)	876.85	232.02	404.28	420.49	457.71
1株当たり配当額	(円)	-	-	-	-	-
(うち1株当たり中間配当額)	(11)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
1 株当たり当期純利益 又は1株当たり当期純損失()	(円)	65.54	41.18	53.41	24.30	47.17
潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益	(円)	-	-	43.43	21.04	43.20
自己資本比率	(%)	83.4	82.8	84.6	91.8	84.0
自己資本利益率	(%)	-	-	16.0	5.9	10.7
株価収益率	(倍)	-	-	99.04	86.67	71.55
配当性向	(%)	-	-	-	-	-
営業活動による キャッシュ・フロー	(千円)	152,760	253,494	460,532	760,011	1,621,241
投資活動による キャッシュ・フロー	(千円)	405,343	14,061	5,638	28,569	28,412
財務活動による キャッシュ・フロー	(千円)	37,413	3,958	1,241,104	116,955	124,278
現金及び現金同等物の期末残高	(千円)	2,108,133	1,844,536	3,540,535	2,868,910	4,586,017
従業員数	(人)	58	82	103	125	133
(外、平均臨時雇用者数)		(11)	(12)	(11)	(12)	(11)
株主総利回り	(%)	-	-	-	39.8	63.8
(比較指標:配当込みTOPIX)	(%)	(-)	(-)	(-)	(119.0)	(138.3)
最高株価	(円)	-	-	10,300	6,160	4,630
最低株価	(円)	-	-	4,190	1,553	1,527

- (注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
 - 2 . 持分法を適用した場合の投資利益については、当社は関連会社を有していないため記載しておりません。
 - 3.第9期の1株当たり純資産額については、優先株主に対する残余財産の分配額を控除して算定しております。
 - 4.第9期及び第10期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、また、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。第11期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、当社株式は2023年6月13日に東京証券取引所グロース市場に上場したため、新規上場日から第11期末までの平均株価を期中平均株価とみなして算定しております。
 - 5.第9期及び第10期の自己資本利益率については、当期純損失であるため記載しておりません。
 - 6.第9期及び第10期の株価収益率については、当社株式は非上場であるため記載しておりません。
 - 7.1株当たり配当額及び配当性向については、配当を実施していないため記載しておりません。
 - 8.「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第10期の期首から適用しており、第10期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。
 - 9.第9期及び第10期は、事業拡大に伴う人件費等の増加により、経常損失及び当期純損失を計上しております。また、同様の理由により、第9期及び第10期の営業活動によるキャッシュ・フローがマイナスとなっております。
 - 10.第12期の営業活動によるキャッシュ・フローは、助成金相当額を未収計上したことによる未収入金の増加等を要因にマイナスとなっております。
 - 11. 第9期の投資活動によるキャッシュ・フローは、子会社の清算による収入、敷金の回収による収入等により 405,343千円の収入となっております。
 - 12.従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は年間の平均人員を())内に外数で記載しております。
 - 13.2023年6月13日付をもって東京証券取引所グロース市場に株式を上場いたしましたので、第9期から第11期までの株主総利回り及び比較指標については記載しておりません。なお、第12期及び第13期の株主総利回り及び比較指標は、2023年8月末を基準として算定しております。
 - 14. 最高株価及び最低株価は東京証券取引所グロース市場におけるものであります。なお、2023年6月13日付を もって同取引所に株式を上場いたしましたので、それ以前の株価については記載しておりません。
 - 15.2022年8月8日開催の臨時株主総会の決議により、定款の一部変更を行い、A種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式に関する定款の定めを廃止し、同日付でA種優先株式156,000株、B種優先株式1,473,500株及びC種優先株式1,676,700株は普通株式3,306,200株となっております。

2 【沿革】

当社代表取締役CEOである岡田陽介は、2012年に発表された機械学習分野における技術革新であるディープラーニングをきっかけとして当社を設立いたしました。当社は「ゆたかな世界を、実装する」という企業理念のもと、「デジタルプラットフォーム事業」を展開しております。

当社の設立以降の沿革は、以下のとおりであります。

年月	概要
2012年 9 月	東京都渋谷区東に株式会社ABEJA(資本金1,000千円)を設立
2012年10月	 本社所在地を東京都港区南麻布に移転
2013年 6 月	 移動体付随情報表示装置株式会社を吸収合併
2014年 8 月	本社所在地を東京都港区六本木に移転
2014年12月	販路の拡大を目的に、salesforce.com, Inc.と資本業務提携
2015年10月	小売流通業向けのディープラーニングを活用した店舗解析SaaS「ABEJA Dashboard(現:
	「ABEJA Insight for Retail」)」をリリース
2016年 3 月	本社所在地を東京都港区虎ノ門に移転
2017年 3 月	シンガポール法人(ABEJA Singapore PTE. LTD.)を設立
2017年 5 月	技術パートナーとして、NVIDIA Corporationと資本業務提携
2017年 9 月	独自AIの開発・運用プラットフォーム「ABEJA Platform」のベータ版を提供開始
2017年12月	┃ 「ABEJA Platform」にアノテーション機能を追加し提供を開始
2018年 2 月	自社AIカンファレンス「ABEJA SIX 2018」を初開催
2018年 2 月	「ABEJA Dashboard」を「ABEJA Insight for Retail」としてリニューアル
2018年 2 月	Alの実装・運用を支える「ABEJA Platform」をリリース
2018年 3 月	 本社所在地を東京都港区白金に移転
2018年11月	 プライバシーマークを取得
2019年3月	 自社AIカンファレンス「ABEJA SIX 2019」を開催
2019年 7 月	 Alの倫理・法・社会的課題を討議する有識者委員会「Ethical Approach to Al(EAA)」発足
2019年10月	 米国法人(ABEJA Technologies, Inc.)を設立
2020年 9 月	本社所在地を東京都港区北青山に移転
2021年 1月	米国法人(ABEJA Technologies, Inc.)を清算
2021年4月	デジタルトランスフォーメーション (DX)推進を目的に、SOMPOホールディングス株式会社と
	資本業務提携
2021年7月	シンガポール法人(ABEJA Singapore PTE. LTD.)を清算
2021年10月	DX推進を目的に、ヒューリック株式会社と資本業務提携
2022年 7 月	自社AIカンファレンス「ABEJA SIX 2022」を開催
2022年 9 月	本社所在地を東京都港区三田に移転
2023年 6 月	東京証券取引所グロース市場に株式を上場
2024年 2 月	NEDOが公募した「ポスト56情報通信システムの開発」に、LLM開発事業が採択(第一期)
2024年10月	NCGMが公募した戦略的イノベーション創造プログラム(第3期)「統合型へルスケアシステ
	ムの構築における生成AIの活用」に共同研究開発機関として参画
2024年10月	NEDOが公募した「競争力ある生成AI基盤モデルの開発(助成)」に採択(第二期)
2025年 3 月	一般社団法人AIロボット協会(AIRoA)に正会員企業として参画
2025年 4 月	NEDOが公募した「日本語版医療特化型LLMの社会実装に向けた安全性検証・実証」に採択
2025年 5 月	ISMS認証(ISO/IEC27001)を取得
2025年7月	NEDOが公募した「競争力ある生成AI基盤モデル(GENIAC)」に採択(第三期) NEDOの採択を受け、一般社団法人AIロボット協会(AIROA)が進めるロボティクス分野の生成
2025年9月	NEDOOD採択を受け、一般社団法人ATロホット協会(ATROA)が進めるロホティクス分野の主成 AI基盤モデルの開発に有効なデータプラットフォームの研究開発に参画
	^ 釜盖 こノルツ州九に日刈なノーテノファトフォームツ忻九州光に参回

3【事業の内容】

(1)企業理念

当社は「ゆたかな世界を、実装する」を企業理念に掲げ、ミッションクリティカル業務へのAI導入支援のため、基盤システムとなるABEJA Platformの開発・導入・運用を行っております。

また、当社は一般社団法人日本ディープラーニング協会の設立を支援し、正会員としてディープラーニングをはじめとしたAI技術の普及に取り組むとともに、最先端技術の動向把握や先進的な取組事例の創出に努めております。

2019年3月には約5,200名が参加した自社リアルカンファレンス「ABEJA SIX 2019」を、2020年5月、2022年7月には自社オンラインカンファレンス「デジタルトランスフォーメーション2020」、「ABEJA SIX 2022」を開催しており、マーケットの醸成、AIに関するリテラシーの向上、IT人材の育成を推進しております。

(2) 事業概要

当社は、デジタルプラットフォーム事業の単一セグメントとなります。ABEJA Platformを核に事業展開しており、AIの導入支援と周辺サービスの提供を行う「トランスフォーメーション領域」と、その後の人とAIの協調による運用を行う「オペレーション領域」に区分しております。

これらを含めた当社の事業全体像は図1のとおりであります。

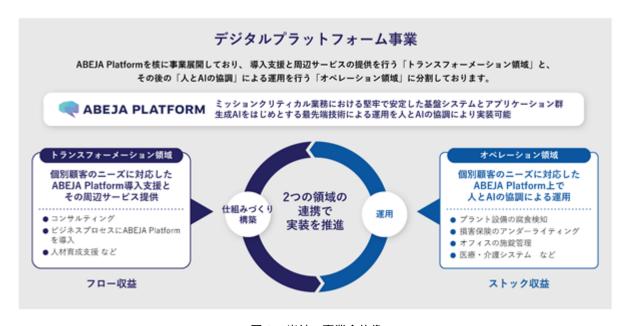


図1:当社の事業全体像

デジタルプラットフォーム事業として展開する当社のビジネスモデルは、EMS (Electronics Manufacturing Service)に近い形態となります。

当社は、これまでの多種多様な業界・業態300社以上のAI導入を支援する上で培ったナレッジ(EMSにおける製造プロセスノウハウ)を活かし、顧客のニーズにあわせ、ABEJA Platformを核にデジタル版EMSとして、コンサルティングからABEJA Platform上でのオペレーションまでを一括支援しております。顧客はこのデジタル版EMSを採用することで、ABEJA Platformの最先端の技術・ノウハウを活用することができます。

当社の事業を製造業に例えた場合のイメージは図2のとおりであります。

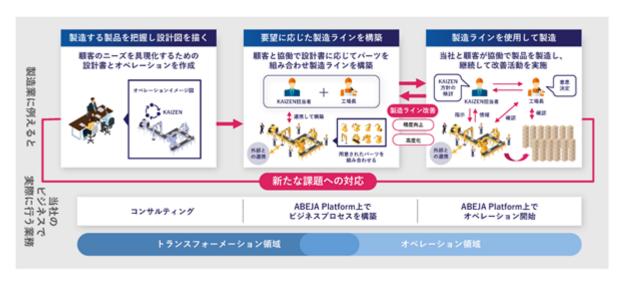


図2: 当社の事業を製造業に例えたイメージ図(デジタル版EMS)

トランスフォーメーション領域で設計し、ABEJA Platform上に構築したビジネスプロセスを、オペレーション 領域で運用する事業モデルとなります。このため、運用におけるフィードバックがビジネスプロセスの精度向上 やオペレーションの高度化に結びつくなど、2領域は密接に連携しております。 ABEJA Platform

a . ABEJA Platform概要

ABEJA Platformは、ミッションクリティカル業務における堅牢で安定的な基幹システムとアプリケーション群であり、生成AIをはじめとする最先端技術を人とAIの協調により運用するプラットフォームとなります(図3)。

ABEJA Platformは、大きく6つのレイヤーで構成されております。顧客企業は必要なデータをABEJA Platformに蓄積することにより、コンピューティングリソースの管理やセキュリティを担保した環境の中で、データ加工等を行い、当該データとAIを組み合わせることにより、ミッションクリティカル業務におけるアプリケーションを構築し、人とAIの協調によって運用することができます。



図3:ABEJA Platform

また、ABEJA Platformの強みとして、数多くの導入・運用実績から安定した品質を素早く提供できる点などが挙げられます。

ABEJA Platformにおけるコア技術については、特許(「機械学習又は推論のための計算機システム及び方法(PCT/JP2018/3824)」)を取得しており、競合他社への牽制、優位性の一要素になっているものと考えております。また、2023年5月には、「ABEJA LLM Series」をリリースし、生成AI、特にLLMとその周辺領域の機能・技術の提供を開始しております。

ABEJA Platformの強み	
開発速度の向上・早期運用開始	・既に実装されたモジュールを即座に提供することが可能
高い品質安定性	・過去の案件で実際に使われ、品質安定性について個別の検証 を必要としないテスト済みのモジュールを利用可能
最先端の技術をいつでも利用可能	・最新のMLライブラリ、最新技術を用いたMLモデルなど、常に 最新で最適な技術を利用可能
AutoMLをベースに本番適用	・AutoMLをベースに本番適用できる先進的なシステム
運用コスト・負荷の低減	・フルマネージドサービスとして提供されているため、MLエン ジニア以外の運用人員が不要
堅牢なセキュリティ	・医療、金融、自治体でも実績のある高いセキュリティ・システムダウンが大規模事故につながるような案件での実装 経験

b . ABEJA Platform上でのHuman in the Loopの仕組みについて

従来、AIを活用した運用を行うためには、PoC (Proof of Concept:実証実験)を繰り返し行い、AIの精度を継続的に向上させていました。しかし、企業にとってPoC期間は投資期間であり、精度の保証が難しいAIの開発において、継続して投資の意思決定を行うことがボトルネックとなる等、PoCに留まっている企業の割合は63%にものぼります(出所:アクセンチュアニュースリリース「アクセンチュア最新調査 AI活用において、60%以上の企業が概念実証に留まる」2022年6月23日)。

一方で、ABEJA Platform上で、Human in the Loopの仕組みを利用することにより、PoCを行わず、初期からAIを導入・運用することが可能となります(図4)。

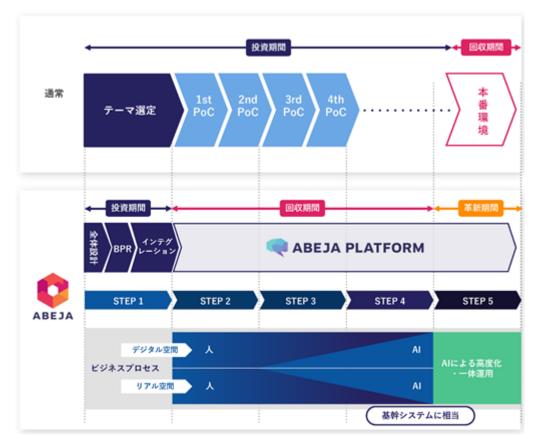


図4:導入プロセスの比較

当社の提供するHuman in the Loopとは、ABEJA Platform上にビジネスプロセスの運用ノウハウや知識をデータとして蓄積するとともに、人が判断や意思決定を補うことで効率的にAIを構築していく仕組みとなります。例えばデータ量が少なく、AIが効果的に学習することができない、高い精度を発揮できない初期段階においても、人が補うことでAIの運用サイクルを成立させることができ、人とAIの協調(人とAIの相互補完)により、当初より実運用を可能としています。また、最終的には、AIが全体のプロセスに導入されることで、AIによる改善を行うことが可能となり、オペレーションの高度化を実現することができます。

具体的には次のステップにより、ABEJA Platform上でHuman in the Loopの仕組みを実現しております(図5)。

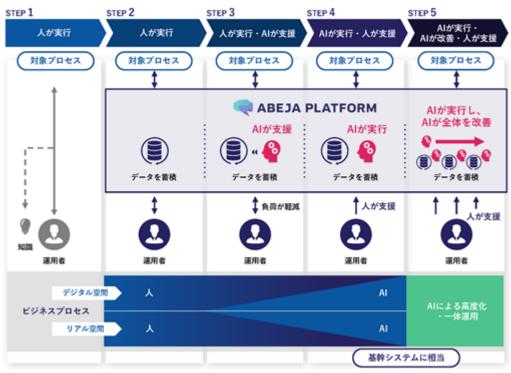


図5:ABEJA PlatformにおけるHuman in the Loopの仕組み

図5におけるABEJA Platformの導入と運用について、ステップ2で人が行うビジネスプロセスにABEJA Platformを導入することで、人とAIが協調してオペレーションを実行する環境が創出されます。これにより、運用ノウハウや知識がデータとしてABEJA Platformに蓄積できるようになります。当該環境のもと、日々のオペレーションにより、運用ノウハウや知識のデータ蓄積と活用が進み、ビジネスプロセスのAI化が進んでいきます。また、ステップ4では人とAIが協調しながらオペレーションの高度化を実現、ステップ5まで進むとAIが全体を改善するフェーズに入ります。

ステップ	状況
ステップ1(取組前) 人が実行	・人が、リアル空間で、ビジネスプロセスを行っている ・運用ノウハウや知識は個々人等に分散
ステップ 2 人が実行	・人が行うビジネスプロセスに、ABEJA Platformを導入 ・人が、ABEJA Platform上で、ビジネスプロセスを行っている ・運用ノウハウや知識がデータとしてABEJA Platformに蓄積される
ステップ 3 人が実行・AI が支援	・人が、ABEJA Platform上で、ビジネスプロセスを行っている ・ABEJA Platformに徐々に蓄積される運用ノウハウや知識がデータとして活用され、AIが支援、人の負荷が軽減される ・日々のビジネスプロセスにより、データの蓄積と、ABEJA Platformでの活用が進み、さらにAIの支援内容が高度化する
ステップ4 AIが実行・人が支援	・AIが、ABEJA Platform上で、ビジネスプロセスを行っている ・人が支援(監督・監査)しており、負荷がさらに軽減される ・運用ノウハウや知識がデータとしてABEJA Platformで活用され、 さらに実行内容が高度化する
ステップ 5 AIが実行・AIが改善・人が支援	・AIが、ABEJA Platform上で、ビジネスプロセスを行っている ・AIが様々なビジネスプロセスに導入されており、全体の改善を行うことが可能となる ・人が支援(監督・監査)しており、最終的な改善の意思決定などの重要事項は人とAIが協調して行う

具体的なHuman in the Loopの仕組みを利用した取組事例として、プラント事業者において工場内配管の腐食度の定常的な検査・モニタリングにAIを活用し、人とAIが協調しながらAIが成長する仕組みを構築しております(図6)。

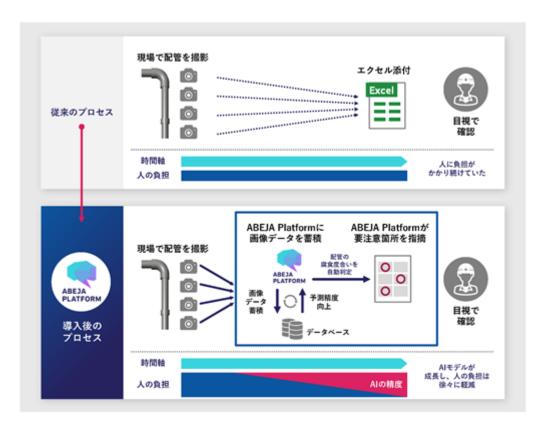


図6: Human in the Loopの仕組みを利用した具体例

上記のHuman in the Loop (人とAIの協調)を共通の枠組みとして、LLMとその周辺機能の社会実装及びAIロボティクスへの適用を進めています。

c . LLMと周辺領域の機能・技術

当社は、LLMの社会実装において、ミッションクリティカル業務への導入、コスト対精度の両立、データガバナンス・安全性などを重視し、大規模・中規模基盤モデルの構築及びその周辺領域の高度化を注力領域としています。2024年以降は、経済産業省が立ち上げたGENIACの枠組みの下、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)が公募する事業に継続して採択されています。これらの研究開発の成果は順次ABEJA Platformに展開しています。

d . AIロボティクス

当社は、LLMの判断結果を現場オペレーションに反映・実行するAIロボティクスを戦略領域に位置付けています。現場の安全・品質の向上、人手不足・技能継承の支援、社会インフラの安定運用といった社会的要請を踏まえ、オープンな外部連携を通じて社会実装を段階的に進めています。また、この取り組みの一環として、一般社団法人AIロボット協会(AIROA)に正会員として加入し、同領域のデータプラットフォームに関する研究開発にも参画しています。

e. 適用領域の拡大について

AI、特にディープラーニングは日進月歩の技術進化を辿っており、画像認識から自然言語コミュニケーションや意思決定支援に至るまで適用領域が拡大する中、当社の提供サービスの適用領域も広がっております。また、AIロボティクスの展開により、デジタル空間に加えリアル空間(フィールドオペレーション)へ拡張しています。

f. 取組範囲の拡大について

一顧客において、単一のビジネスプロセスから、複数のビジネスプロセスに取組範囲を広げることにより、 重層的に顧客企業のAI導入を推進できます。ABEJA Platformに蓄積済みの連携データを再活用することで、 サービス提供の速度を上げていくことが可能となります(図7)。

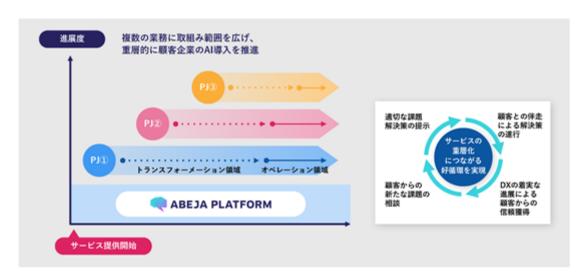


図7:重層的なデジタルトランスフォーメーションの推進

トランスフォーメーション領域とオペレーション領域

a.トランスフォーメーション領域

顧客ニーズに対応したABEJA Platformの導入支援とその周辺サービスを提供しており、仕組みづくり・構築フェーズに位置づけられます。なお、仕組みづくり・構築は段階的に進めていくため、多くの収入はフロー型(都度契約)の契約となりますが、一方で長期間にわたる計画的なプロセスとなるため、継続顧客の割合は高くなっております。

・エンタープライズ企業の継続顧客からの売上比率(注) 88.8%(2025年8月期)

(注)エンタープライズ企業の継続顧客からの売上比率は、既存顧客(前事業年度に売上が発生したエンタープライズ顧客)の当事業年度の売上高/エンタープライズ顧客の当事業年度の総売上高。

導入支援にあたっては、経営レベル、全社レベルのビジョンの策定・共有から、ビジョンを具現化するためのプランニング、ビジネスプロセスにあわせたABEJA Platformの導入を伴走型で支援しております。

また、当社では顧客企業のAI研修等を通じて、企業内のデジタル人材の育成も推進しております。

b.オペレーション領域

ABEJA Platform上で人とAIの協調による運用を行う運用フェーズに位置づけられます。このため、主な収入はストック型の継続収入となります。

現状では、小売業、不動産業、製造業、金融業などが対象となり、複数の業界にわたってABEJA Platform上で人とAIの協調による運用を行っております。

また、オペレーション領域主体の具体例として、ABEJA Platform上に構築したABEJA Insight for Retail を、小売業中心に提供しております。ABEJA Insight for Retailでは、店舗に設置したカメラなどデバイスを通して消費者の動線分析や年代・性別の推定を行い、入店から購買に至る消費者行動をデータとして可視化・数値化することで、店舗の課題を客観的に把握し、運営の改善に繋げることが可能となります。

c . 具体例

具体的な取組事例は以下のとおりとなります。

顧客業種	取組内容	想定する効果
小売	販売データに基づく販売在庫の自動発注最適化シ ステムの構築・運用	食品サプライチェーンの最適化
プラント	画像データに基づきプラントインフラの定期的検 査・モニタリングを行うシステムの構築・運用	保守人員の削減
製造業	トラブル等のデータに基づき対処方法を選定する システムの構築・運用	トラブル対応コストの削減
電力	稼働データに基づく電力需要予測システムの構 築・運用	電力量の効率的コントロール
医療	画像データに基づく疾患検出システムの構築・運 用	予防医療と関連疾患の早期発見
介護	介護データに基づく被介護者の自立支援システム の構築・運用	介護従事者の効率性向上、サービス品 質向上
金融	アンダーライティング(引受業務)の高度化を行 うための支援	引受工数削減、リスクマネジメントの 高度化、収益向上
情報	購入データに基づくコンテンツレコメンドシステ ムの構築・運用	利用者の利便性の向上、購入率の向上
不動産	ハイブリッドワーク(オフィス出社とリモート ワーク)下における情報・コミュニケーション格 差が発生しないためのオフィス環境の構築・運用	入居者ターゲットの拡充
中間流通	効率化のためにDX化すべきオペレーションを予測 するシステムの構築・運用	中間工数の削減

d . ABEJA Platformと 2 領域の連携

当社では、トランスフォーメーション領域とオペレーション領域で得た知見を基盤であるABEJA Platformに 還元するとともに、2つの領域間でも相互に連携をとる、シナジー効果の高い事業モデルとなっております。 2領域で獲得した知見をABEJA Platformに蓄積することで、継続的な効率化や安定性の向上、ユーザーイン ターフェース・ユーザーエクスペリエンスなどの改善を行っております(図8)。

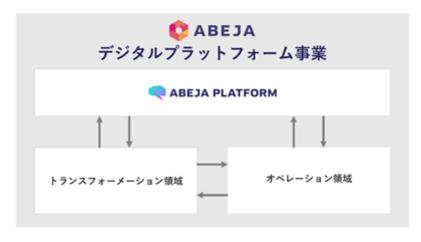
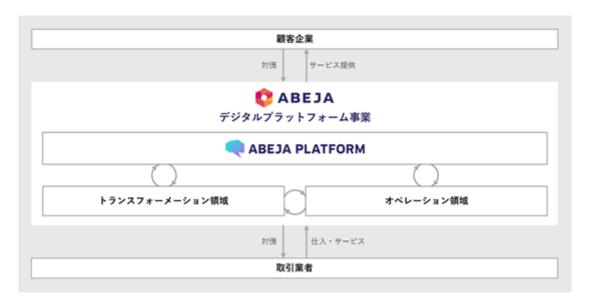


図8: ABEJA Platformと2領域の連携

[事業系統図]



用語集

用語	内容
デジタルトランスフォーメーション (DX)	データとデジタル技術を活用することで製品・サービス・ビジネスモデルの 変革を行い、新たな競争優位性を作り出すこと。
人工知能 (Artificial Intelligence/Al)	人工知能。学習・推論・認識・判断などの人の知能的な作業・活動を行う人 工的な仕組み。
機械学習 (Machine Learning/ML)	コンピュータが、大量のデータから反復的に学習することでルールやパター ンを見つけ出し、それをもとに分類や予測を行うアルゴリズムやモデルの総 称。
深層学習 (Deep Learning/DL)	機械学習の一種。人間の脳神経回路を模したニューラルネットワークを多層 にしたアルゴリズムの総称。 従来は人が行っていたデータから潜在的な特徴を抽出する作業をコンピュー
	タが行うことが特徴。
生成AI (Generative AI/GAI)	学習データをもとに、テキストや画像など新たなデータを生成するAI(人工知能)のこと。
大規模言語モデル (Large Language Model/LLM)	巨大なデータセットとディープラーニング技術を用いて構築された大規模言 語モデルのこと。
AIロボティクス	AIとロボット工学の融合により、AIの判断結果をロボットの実世界での行動に反映する社会実装領域。フィジカルAIの枠組みに含まれる。
Human in the Loop (HITL)	段階的に運用ノウハウや知識データを蓄積し、人とAIが協調してオペレーションする環境を創出する仕組み。
EMS	電子機器をはじめとした他社の製品の製造を請け負うサービスのこと。
(Electronics Manufacturing Service)	EMSは、規模の経済を働かせ製造コストを抑えるといったモデルで拡大、近年では請け負う製品領域が多様化しており、また、サービス領域も製造のみならず設計、保守運用に拡がりを見せている。
PoC (Proof of Concept/実証実験)	構想、企画したシステムが意図した結果を生み出すかを確認するために、AI の精度などの不確実性が高い部分に絞り実験的に検証すること。
AutoML (Automated Machine Learning)	データ収集、データの加工、モデルの生成などの機械学習のプロセスを自動 化する技術や手法、概念のこと。
BaaS	アプリケーションのバックエンド機能を提供するクラウドサービス。
(Backend as a Service)	ABEJAでは、属性推定や需要予測等のAIを、一定程度の精度が担保された状態で予め準備し、顧客が簡単に利用できるように提供。
RAG (Retrieval Augmented Generation)	LLMにプロンプトを入力すると、そのプロンプトをもとに外部データから関連 する部分を取り出し、それを元に回答を生成する方法のこと。
Agent	プロンプトで入力した内容をもとにLLMが必要なアクションを考え、コンピュータ上でそのアクションを実行する機能のこと。
Fine-tuning	既に学習済みのモデルに、特定の用途を見据えて再学習を行うこと。
事前学習 (Pre-Training)	モデルに基本的な言語能力や語彙、知識を習得させるために自己教師あり学 習を行う手法のこと。
事後学習 (Post-Training)	Pre-Trainingしたモデルを、ユーザが使いやすい応答をするように追加で学習を行うこと。
ガードレール	LLMの入力と出力を監視するアルゴリズムのこと。
アノテーション	AIが学習する教師データ(正解データ、ラベル)を作成するため、画像やテキストなどのデータに関連する情報を注釈として付与する作業のこと。
ユーザーインターフェース(UI)	ユーザーがサービスを利用する際に触れる操作画面や操作方法などの、ユー ザーとサービスの接点を指す。
ユーザーエクスペリエンス (UX)	製品やサービスを通して、ユーザーが感じる使いやすさや印象といったユーザー体験のこと。

4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の所 有割合又は 被所有割合 (%)	関係内容
(その他の関係会社の 親会社)					
SOMPOホールディン グス株式会社 (注1)	東京都新宿区	100,045	保険持株会社	被所有 間接17.37	業務提携 役員の受入(1名) (注2)
(その他の関係会社)					
SOMPO Light Vortex 株式会社	東京都新宿区	12,198	 デジタル関連事 業	被所有 直接17.37	業務提携 役員の受入(1名) (注2)

- (注)1.有価証券報告書の提出会社であります。
 - 2 . SOMPOホールディングス株式会社及びSOMPO Light Vortex株式会社から当社役員に受け入れている者は、同一の者であります。

5【従業員の状況】

(1)提出会社の状況

2025年 8 月31日現在

従業員数(人) 平均年齢(歳)		平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
133 (11)	36.7	2.7	9,527

- (注)1.従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、年間の平均人員を()外数で記載しております。
 - 2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
 - 3. 当社は、デジタルプラットフォーム事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) 労働組合の状況

を省略しております。

当社において労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

(3)管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異 当社は、管理職に占める女性労働者の割合及び労働者の男女の賃金の差異については、「女性の職業生活にお ける活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)の規定による公表項目として選択していないため、記載

男性労働者の育児休業取得率については、「第2 事業の状況 2 サステナビリティに関する考え方及び取組み (3)人的資本に関する指標及び目標」に記載しております。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

当社の経営方針、経営環境及び対処すべき課題等は、以下のとおりであります。なお、文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

(1)経営方針

当社は「ゆたかな世界を、実装する」を企業理念に掲げ、テクノロジーの産業界への社会実装を支援することにより、産業横断的なイノベーションを創出し、社会に貢献し続けることを目指しております。どのような素晴らしいテクノロジーであっても、それが社会に実装されていない場合は価値を見出すことはできない、という背景に基づいております。

そのため、当社は「テクノプレナーシップ」(進化するテクノロジーを用いて(Technology)、どのような社会を実現していくかを問い続ける姿勢(Liberal Arts)、そしてこの円環を推進する力(Entrepreneurship)の造語)を行動精神とし、「テクノロジーの力で産業構造を変革する」というミッション、「イノベーションで世界を変える」というビジョンのもと、事業活動に取り組んでおり、これらの活動が企業価値の最大化につながると考えております。

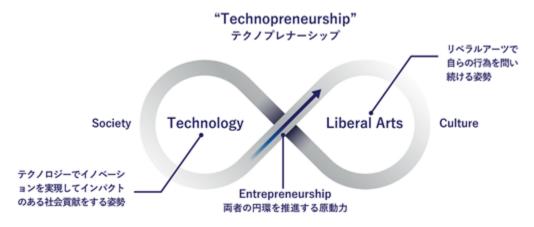


図1:テクノプレナーシップ概念図

(2)経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社は中長期的な企業価値の向上を図るため、デジタルプラットフォーム事業における「トランスフォーメーション領域」、「オペレーション領域」のビジネスを成長させるとともに、2領域で得た知見を事業基盤である ABEJA Platformに蓄積し、継続的に強化・発展するサイクルを形成することが重要と考えております。このため、当社は顧客支援の総量である売上高、当社事業の基盤となるABEJA Platformの活用を示すABEJA Platform関連売上比率、安定的な収益獲得を示す継続顧客からの売上比率、当社の収益力を示す営業利益を重要な指標としております。

(3)経営環境

当社が創業した2012年は、AI、機械学習の研究分野において、ディープラーニングが登場し大きなブレークスルーが起きた年であり、それまでと比べ、AIを活用できる事業領域が大幅に拡大したといわれております。

産業界においては、「第4次産業革命」と呼ばれるAI、IoT、ビッグデータ、ロボットの活用が成長戦略の中核として捉えられるようになり、労働力が減少する市場において、生産性の向上や技術の継承、ビジネスモデル自体の変革を目的として、デジタルトランスフォーメーションの推進が重要なテーマとして掲げられております。

足元、LLM活用は企業ごとにトライアルや業務内の個人利用から業務組込みまで段階差はあるものの、需要は 堅調に推移しています。LLM活用の重心は「単発の個別業務・個人利用」から「業務の中核」へ移行しつつあ り、デジタル空間での取り組みは深化・拡大しています。

こうした潮流のもと、当社はこれまでミッションクリティカル業務に対し、業務構造を踏まえたAI導入を積み上げてきました。中核業務でのLLM導入が進む深化・拡大局面において、この蓄積は当社の競争優位として一層の価値を発揮できると考えております。

加えて、当社はLLMの知見をAIロボティクスへ展開する取り組みを強化しています。この取り組みを背景に当社は加入する一般社団法人AIロボット協会(AIROA)を通じて、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)のプロジェクト「ロボティクス分野の生成AI基盤モデルの開発に向けたデータプラットフォームに係る開発」に参画しています。AIロボティクスは、ディープラーニングやLLMによるデジタル側の意思決定

を実世界での行動へ接続することで、AIの適用領域をデジタル空間からリアル空間(フィールドオペレーション)へ広げる次の成長領域と捉えています。

また、研究開発は当社の技術的優位の源泉であるため、中長期の競争力確保に向け、重点領域を定め、継続的に推進していきます。現在は国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)のプロジェクト「ロングコンテキスト対応基盤モデルとAIエージェント構築に関する研究開発」(2025年7月採択、2026年2月まで実施予定)や、小型LLMの高精度化、AIロボティクス適用等も並行して推進しています。

全体としては、良好な事業環境のもとでLLMは深化・拡大局面にあり、AIロボティクスにより事業領域はリアル空間まで拡張されていきます。このような中、当社はエンタープライズ案件と公的プロジェクトを並行して推進し、LLMを成長ドライバーに据え、AIロボティクスを次の柱として育成してまいります。

なお、当社は「ABEJA Platform」を中心とした「トランスフォーメーション領域」、「オペレーション領域」において、様々な段階・ニーズの企業に対してサービス提供を行っており、一気通貫型で顧客を長期的に支援したいと考えております。個々のサービスを単独で比較した場合、コンサルティングファームやシステムインテグレータなどの競合は存在しますが、当社は一気通貫型の「ABEJA Platform」とそれに紐づく実装ノウハウを有しており、上流から下流まで一元的にサービス提供できる強みがあり、当該観点から参入障壁は高いと考えております。

(4)経営戦略

当社は今後も拡大を続けるデジタルトランスフォーメーション市場の中で、さらなる事業成長を目指すため、ABEJA Platformの技術力・導入実績、テクノプレナーシップに基づく優秀な人材等の強みを背景に経営戦略を立案しております。

生成AI、LLMと周辺領域、AIロボティクス

足元では生成AI、特にLLMの技術進化は顕著で、適用領域も拡大しており、当社ではよりミッションクリティカル性の高い業務へのAI導入が進むと見込んでおりました。現状はこの見立てに沿って推移していることから、引き続き、LLMとその周辺領域の機能・技術を注力領域としております。

基盤モデルにつきましては、LLMの社会実装を意識しますと、コスト対精度が重要になることから、当社は特定タスクに特化したコストパフォーマンスの高い大規模・中規模基盤モデルを注力領域としております。現状、経済産業省「GENIAC」に採択されるなど、当社は大規模・中規模基盤モデルの構築実績と技術力を有しており、今後も継続的な研究開発を進めてまいります。

また、基盤モデル単体とは別に、社会実装には周辺領域の機能・技術(AIエージェント、データベースとの連携、ユーザーとの連携、ガードレール、プライバシー保護等)が重要となります。周辺領域の機能・技術についてはABEJA Platformに搭載し、顧客企業の利用も進んでおりますが、基盤モデルの進化に適応していくため、継続して研究開発を行ってまいります。

加えて、次の戦略領域として、当社の事業領域の拡張にもつながるAIロボティクスの実装・利活用に向けた取り組みを進めていきます。

これら取り組みと、これまでABEJA Platformに搭載してきたHuman in the Loopなどの当社の強みを組み合わせて提供することにより、より付加価値の高いサービスを提供できると考えております。

ABEJA Platformの拡充

デジタルトランスフォーメーションやAI導入の進展に伴い、企業の抱える課題やニーズは多様化・複雑化することが見込まれます。当社はABEJA Platformの機能追加と、既存機能の改善を継続的に行い、多様化する顧客ニーズに対応し、提供価値の向上を図ってまいります。

顧客基盤の拡大と深耕、ミッションクリティカル業務におけるサービス提供の拡大

今後も国内デジタルトランスフォーメーション市場の拡大は見込まれており、当社の一層の成長・拡大の機会が存在しております。当社はこれまでの実績から得た知見を推進力として、新規顧客の獲得(顧客基盤の拡大)、既存顧客との取引関係の多様化(深耕)を図り、収益基盤の拡大を目指してまいります。また、技術の適用領域が拡大していることから、よりミッションクリティカル性が高い業務へのAI導入を実現してまいります。

人材の採用、育成とカルチャーの醸成

今後の市場拡大と当社の業容拡大に向けて、継続的に優秀な人材を採用、育成し、組織力の強化を図ることが重要と認識しております。当社の魅力である「最先端技術を活用した案件が多数あること」、「実運用を目指す思想とノウハウを有していること」、「技術に対する意識が高く、職種の垣根なく幅広い経験を積めるCDO輩出集団であること」を発信、アピールすることにより、人材の獲得につなげてまいります。

(5)優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当社はこのような経営環境等を踏まえ、さらなる事業成長を支えるため、以下の課題につき、優先的に対処してまいります。

人材の採用・育成

当社は顧客ニーズの多様化、生成AI (特にLLM)及びAIロボティクス並びにそれらの周辺領域の機能・技術の進化に迅速に対応するため、多様な経歴、専門性を持つ「テクノプレナー人材」の確保、育成が必要と考えております。当社の企業理念や事業内容に共感し、高い意欲を持った優秀な人材を採用していくため、積極的な採用活動を進めるとともに、働きやすく自己研鑽できる環境・仕組みの整備に取り組んでまいります。

認知度の向上

当社はこれまで自社カンファレンスの開催、広報活動、技術ブログの発信、研究開発活動の公開、マーケティング活動等を通じて、認知度の向上に取り組んでまいりました。今後も、より一層の当社及び当社サービスの認知度向上のため、これらの施策を推進し、人材の採用や新規顧客獲得につなげてまいります。

システムの安定性強化

当社はインターネットを介したサービス提供を行っているため、当該システムを安定的に稼働させることが重要と考えております。そのために、サーバー設備の強化や、システム安定稼働のための人員確保等に努めてまいります。

情報管理体制の強化

当社はシステム運用やサービス提供の過程において、機密情報や個人情報を取り扱う可能性があり、その情報管理を強化していくことが重要であると考えております。現在、情報セキュリティに関する社内規程に基づき管理を徹底しております。また、当社は2018年にプライバシーマークを取得、2025年にISMS認証(ISO/IEC27001)を取得しております。今後も社内教育やシステムの整備等に継続して取り組んでまいります。

内部管理体制の強化

当社は成長段階にあり、業務運営の効率化やリスク管理の観点から、内部管理体制の強化が重要な課題であると考えております。このため、コーポレート機能を充実させ、経営の公平性・透明性の確保に向け、内部統制の整備・運用を強化し、コーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでまいります。

財務の充実と非連続的成長を支える資金の確保

当社は今後の事業拡大に伴う人材採用及び継続的な研究開発などに加え、非連続的成長を目的とした戦略的 M&Aの実行に備え、財務の充実と安定化を進めていくことが重要と考えております。今後も多様な資金調達手法 を検討し、長期的な成長の実現に努めてまいります。

2【サステナビリティに関する考え方及び取組】

当社のサステナビリティに関する考え方及び取り組みは、以下のとおりであります。 なお、文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

当社は「ゆたかな世界を、実装する」を企業理念に掲げ、「テクノプレナーシップ」(「第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題 (1)経営方針」参照)の行動精神に基づき、ミッションクリティカル業務へのAI導入支援等の事業活動を通じて、顧客企業のSDGs(持続可能な開発目標)の目標達成への取り組みに貢献してまいりました。SDGsが示す17の目標のうち、当社のサービスが利用されている主な項目は以下のとおりです(図1)。



図1: 当社のサービスが利用されているSDGsの項目と具体的な事例

当社は、引き続き事業活動を通じたSDGsへの貢献を進めるとともに、以下の取り組み等により、さらなる提供価値の向上と当社の持続的な成長を図ってまいります。

(1)ガバナンス及びリスク管理

当社では、サステナビリティに関する事項を含む全社的なコンプライアンス及びリスク管理について、代表取締役CEOを議長とするコンプライアンス・リスク管理委員会で整理、確認等を行っております。

また、社会課題の解決にAIが寄与する一方、情報管理やプライバシー等の問題も指摘されるようになっている現状を踏まえ、当社では、AIに関する課題について外部の有識者が倫理、法務的観点から協議する委員会「Ethical Approach to AI(EAA)」を設置し、委員からの意見や知見を、経営や事業へ反映できるよう努めております。

なお、当社のリスク管理体制の詳細については、「第4 提出会社の状況 4 コーポレート・ガバナンスの状況等 (1)コーポレート・ガバナンスの概要」の「 企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由」及び「 企業統治に関するその他の事項 a 内部統制システムの整備の状況」もご参照ください。また、当社のリスク管理の詳細は、「第2 事業の状況 3 事業等のリスク (2)事業体制に関するリスク」に記載のとおりであります。

(2)人的資本に関する戦略

当社は持続的な成長にあたり、市場の拡大や顧客ニーズの多様化に迅速に対応していくため、「テクノプレナーシップ」の行動精神を体現する「テクノプレナー人材」(テクノロジーを使ってビジネスにイノベーションをもたらす人材)を継続的に創出していくことが必要であると考えております。

その実現に向けて、高い意欲を持つ多様性に富んだ優秀な人材の採用を行い、入社後に活躍できるよう定着や育成に関する様々な施策に取り組んでおります。

採用

性別、年齢、国籍、新卒や中途採用等による区別なく、当社の企業理念や事業内容に共感し、多様な経験や価値観を有する優秀な人材を獲得するため、人材紹介や各種採用媒体等を通じた採用のほか、従業員からの紹介によるリファラル採用やインターンシップの受入れに取り組む等、積極的な採用活動を行っております。

あわせて、当社のカルチャーや魅力をより理解してもらうために、従業員のインタビュー記事や従業員が執筆する技術関連の記事の発信等にも取り組んでおります。

定着

働きやすく自己研鑽できる環境や、入社直後からモチベーション高く活躍できる仕組みを構築し、人材の定着に取り組んでおります。以下の施策以外にも、当事業年度における新たな取り組みとして、従業員持株会を設立し、同制度の運用の一環として奨励金を支給しております。これにより、従業員の財産形成の支援と、自社株保有を通じた会社への関心・エンゲージメント向上を図っております。

a.働き方

各自のライフステージやライフプランに合わせた多様な働き方を実現するため、テレワークやフレックスタイム制度を導入し、地方在住を含むハイブリッドな働き方を選択することができる環境を整備しております。また、当事業年度は新たに、従業員の心身のリフレッシュを目的として、連続の休暇取得者に対して手当を支給する制度を導入いたしました。

b . コミュニケーション

入社者への施策として、所属部署外に入社後のサポーターとして社内情報共有や関係者とつなげる役割等を持つ「コネクター」を据える制度や、入社者と所属部署や全社との関係構築を目的とした支援(飲食費補助等)等、社内交流を促進する様々な仕組みを用意しております。あわせて全社施策として、当社の行動精神を体現するメンバーの表彰制度や、従業員がプレゼンターとなり、開発中の自社サービスや新技術等、様々なテーマについて自由に話し、学びあう「ABECON」等の取り組みを行っております。

c . 人事評価制度

各自が担う職務役割の期待等を基にしたミッショングレード制を採用しており、客観的な評価や柔軟な人材 任用を可能としております。また、半期ごとの目標に対しての達成結果によるパフォーマンス評価、当社の行 動精神に関する360度多面評価を運用し、そのすべての結果を総合することによって適切な人事評価を行って おります。

育成

一人ひとりの成長が、企業理念の実現や当社の持続的な成長につながると認識しており、テクノプレナー人材 の創出に繋がる仕組みや自発的な成長を支援する制度等の構築に取り組んでおります。

a. 成長促進に関する取組み

当事業年度においては、社内DX、データ利活用や人材育成等に関する全社横断のプロジェクトを複数立ち上げ、特に人材育成に関しては成長促進に関するプロジェクトを推進してまいりました。技術、営業やマネジメントスキル等の領域ごとに所属部署の縛りなく組成されたプロジェクトチームにより、様々な施策の企画・運営を行っております。

b.成長支援に関する取組み

自発的な学習や新技術に関するキャッチアップを支援するため、各自の成長やミッション遂行に必要となる 書籍代やオンライン講座受講料等を支援するほか、新しい技術やサービスの検証を促進するための取り組みを 行っております。

c . 人材プロデュース会議

メンバーのキャリアビジョン、現時点のスキルや取り組み状況等をもとに、マネージャ以上が中長期的な視点から成長支援の方針や具体的な方策を議論し、その結果をプロデューサーとしてコミットして推進しております。

(3)人的資本に関する指標及び目標

採用

採用活動としては、以下の指標をモニタリングしております。

- ・従業員数
- ・男性従業員比率
- ・女性従業員比率
- ·外国籍従業員比率
- ・新卒採用数

定着

現時点では、以下の指標をモニタリングしております。

将来的には、ミッションへの共感や理解度、働きやすさ等に関するエンゲージメントサーベイの結果を指標とすることについても検討してまいります。

- ・平均年齢
- ・平均勤続年数
- ・平均年間給与
- ・有給休暇取得率
- 男性労働者の育児休業取得率

育成

現時点では具体的な指標を設定しておりませんが、育成に関する取り組みについても、組織や従業員の状況を 把握し会社の取り組みに反映していくため、関係するエンゲージメントサーベイの結果を指標とすることを検討 してまいります。

各指標の状況は下表のとおりであります。

以下の指標をモニタリングするとともに、人的資本に関する戦略を踏まえ、各数値の維持又は改善を図ってまいります。

百日		指	 標				
項目	2022年8月期	2023年8月期	2024年8月期	2025年8月期			
従業員数(人)	82	103	125	133			
男性従業員比率(%)	87.8	89.3	89.6	88.0			
女性従業員比率(%)	12.2	10.7	10.4	12.0			
外国籍従業員比率(%)	4.9	2.9	1.6	1.5			
新卒採用数(人)	1	2	4	4			
平均年齢(歳)	36.7	36.1	36.5	36.7			
平均勤続年数(年)	2.1	2.4	2.5	2.7			
平均年間給与(千円)	8,590	8,879	9,062	9,527			
有給休暇取得率(%)(注)	67.7	66.7	78.4	75.5			
男性労働者の育児休業取得率(%)	14.3	25.0	80.0	75.0			

⁽注)「有給休暇取得率」は、次の式により計算しております。

対象事業年度の取得日数合計÷対象事業年度の付与日数合計×100

3【事業等のリスク】

本書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が提出会社の財政状態、経営成績及び キャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクは、以下のとおりであり ます。

なお、文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであり、将来において発生の可能性があるすべてのリスクを網羅することを保証するものではありません。また、リスクの発生可能性、発生時期及び影響度についても、当社が判断したものであり不確実性を内包しているため、実際の結果と異なる可能性があります。

(1) 事業環境に関するリスク

デジタルトランスフォーメーション関連市場、AI市場の動向(発生可能性:低~中、発生時期:特定時期なし、影響度:中~大)

今後、多様な産業においてデジタルトランスフォーメーションへの取り組み、AI導入が一層進展し、当社事業が属する市場は拡大を続けるものと見込んでおります。当社では、市場の動向を調査しその兆候を経営に反映させるとともに、顧客基盤の拡充を図っておりますが、企業の景気動向による影響やその他の各種新技術に対する投資を受け、市場の成長ペースが大きく鈍化した場合は、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。また、市場が成熟していないため、新規参入の増加等による価格競争の激化等が起こった場合には、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

競合環境(発生可能性:中、発生時期:特定時期なし、影響度:中~大)

当社が提供している関連サービスについては、他業種大手企業から高度に専門化した新興企業に至るまで、様々な企業による新規参入が多く見受けられ、類似のサービスを提供している会社も複数存在しております。これらの会社が当社と同様のサービスへ参入し競争が激化した場合は、当社の期待どおりに顧客を獲得・維持できないことも考えられます。当社は、早い段階から「ABEJA Platform」への戦略的な投資を実行し、AI導入実績について他社に先駆けて積み上げることによって、他社との差別化・競争優位性の確立に努めておりますが、他社との競合環境の変化によっては、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

技術・ビジネスモデルへの対応(発生可能性:低~中、発生時期:特定時期なし、影響度:大)

当社が事業を展開しているデジタルトランスフォーメーション関連産業は、市場が未成熟であり、グローバル市場において技術革新のスピードやビジネスモデルの移り変わりが早いため、当社では新技術及び新サービスの開発を継続的に行うとともに、優秀な人材の確保に取り組んでおります。しかしながら、今後何らかの事由によって当社が市場の動向に適した技術やビジネスモデルを創出できない場合、当社のサービスが市場での競争力を失い、顧客の維持・獲得が困難になる可能性があります。その結果、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

当社のビジネスモデルについて(発生可能性:中、発生時期:特定時期なし、影響度:中)

顧客企業に対してABEJA Platformの導入やインテグレーション(システム連携や実際の現場への施工)を行う場合、顧客企業の現行システムの状況などによってプロジェクト進捗が遅延する可能性がございます。当社では、ABEJA Platformの導入やインテグレーションを簡易化する追加機能開発、コンサルティングフレームワークの充実により、負荷を軽減させる取り組みを行っておりますが、当社の想定を上回る顧客企業数において進捗遅延や想定を超える期間を要した場合には、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

AIロボティクスの社会実装について(発生可能性:低~中、発生時期:特定時期なし、影響度:中~大)

当社はAIロボティクスを戦略領域として推進しています。リアル空間での社会実装に際しては、安全・製造物 責任、情報系・制御系のセキュリティ、調達・保守、人材・体制等の要因により、立上げ遅延・追加コスト・一 時的な運用停止が生じるおそれがあります。当社は受入基準の標準化、責任分界の明確化、監視・冗長化、体制 強化等により低減を図りますが、これらの要因が顕在化した場合には、当社の経営成績及び財政状態に影響を及 ぼす可能性があります。

事業の拡大について(発生可能性:中、発生時期:特定時期なし、影響度:中~大)

当社では、今後の成長機会の創出に向けて、既存の顧客企業及び見込み顧客企業のニーズを前提とした新機能の開発等を実施しております。また、収益源の多角化の観点から、現在の事業領域と異なる分野にも進出する可能性があります。当社では、収益見通しを吟味した上でこれらの取り組みについて進めておりますが、開発遅延や、現在の事業領域と異なる分野に進出した場合において、当該分野における収益化が進まない場合、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

また当社は、非連続的な成長を含む自社の成長のため、M&Aや資本業務提携は有効な手段の一つと考えております。M&Aや資本業務提携の実施にあたっては、対象企業の財務内容や契約関係等について事前調査を行

い、リスクを検討した上で進めてまいりますが、対象企業における偶発債務の発生や未認識債務の判明など事前の調査によって把握できなかった問題が生じた場合や、事業計画が予定どおり進捗しない場合には、株式やのれんの減損処理を行う等、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

システム障害等(発生可能性:低、発生時期:特定時期なし、影響度:中~大)

当社の事業は、サービスの基盤をインターネット通信網に依存しているため、自然災害や事故等により通信ネットワークが遮断された場合や、システムへの一時的な過負荷によって当社のサーバーが停止した場合には、サービスを提供することが不可能となる若しくはサービスの提供に支障を与える可能性があります。また、「ABEJA Platform」はGCP (Google Cloud Platform)やAWS (Amazon Web Services)等のクラウド上で運営されているため、何らかの事情で当該クラウドサービスに障害等が発生した場合には、サービスを提供することが不可能となる可能性があります。さらに、現場側機器(ロボット・センサー・エッジ端末)や通信遮断等に起因する停止リスクが増える可能性があります。当社としましては、データのバックアップ、データセンターへの分散配置などによってトラブルへの備えをしておりますが、システムエラー、人為的な破壊行為、自然災害等やその他当社の想定していない事象の発生によりクラウドサービスの稼働が停止した場合や、コンピュータ・ウイルスやクラッカー等の侵入、その他の不具合によりシステム障害が生じた場合、一時的なサービス提供の停止及びそのことに伴う当社のサービスに対するレピュテーションの悪化や顧客からの損害賠償請求などが想定され、結果として当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

先行投資から得られる効果が期待どおりに実現しないリスクについて (発生可能性:中、発生時期:特定時期なし、影響度:中)

当社において、先行的に研究開発費、広告宣伝費、人件費を投下し、研究開発と顧客企業獲得を進めることが必要であります。今後も、収益性の向上に努めながらも、事業成長のための投資を継続する方針です。

しかしながら、予期せぬ経営環境の変化、追加開発の必要性やその他の理由により、これらの先行投資が想定どおりの成果につながらなかった場合、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす場合があります。

大規模な自然災害等について(発生可能性:低、発生時期:特定時期なし、影響度:中~大)

当社は、有事に備えた危機管理体制の整備に努め対策を講じておりますが、台風、地震、津波等の自然災害が 想定を大きく上回る規模で発生した場合、当社又は当社の取引先の事業活動に影響を及ぼし、当社の経営成績及 び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(2)事業体制に関するリスク

優秀な人材の確保及び育成 (発生可能性:中、発生時期:特定時期なし、影響度:中)

当社が今後更なる事業の拡大に対応するためには、優秀な人材の採用・育成が重要であります。具体的には、 生成AI (特にLLM)のエンジニアやデータサイエンティストに加え、AIロボティクス関連の人材が必要であり、 当社はこれらの人材の獲得・定着・育成に積極的に取り組んでおります。しかしながら、高度な技術を持つ人材 の獲得競争は激化しており、事業規模の拡大に応じた社内における人材育成、外部からの優秀な人材の採用等が 計画どおりに進まず必要な人材を確保することができない場合には、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼ す可能性があります。

内部管理体制 (発生可能性:低、発生時期:特定時期なし、影響度:中)

当社は、企業価値の持続的な増大を図るためにはコーポレート・ガバナンスが有効に機能することが不可欠であるとの認識のもと、業務の適正性及び財務報告の信頼性の確保、さらに法令遵守の徹底が必要と認識しております。そのため、当社では内部管理体制の強化に努めております。しかしながら、今後の事業の急速な拡大等により、十分な内部管理体制の構築が追いつかない状況が生じる場合には、適切な業務運営が困難となり、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

特定の人物への依存(発生可能性:低、発生時期:特定時期なし、影響度:中)

当社の代表取締役CEOであります岡田陽介は、創業者であると同時に最高経営責任者として経営戦略、事業 戦略等、当社の業務に関しての専門的な知識を有し、重要な役割を果たしております。当社では、他役員や社員 への情報共有や権限委譲を進めるなど、代表取締役CEOに過度に依存しない経営体制の整備を進めておりま す。しかしながら、何らかの理由により代表取締役CEOが当社の経営執行を継続することが困難になった場合 には、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

機密情報や個人情報に関わる情報管理及びプライバシー権の保護(発生可能性:低、発生時期:特定時期なし、影響度:中~大)

当社は、その業務の性格上、顧客側で保有している機密情報や個人情報に触れる場合があります。具体的には 顧客の販売データ等の機密情報、顔認証に用いる画像データ等の個人情報を扱っております。情報の取扱いにつ いては、情報セキュリティに関する規程、個人情報保護規程等を整備するとともに、プライバシーマーク及び ISMS認証(ISO/IEC 27001)を取得することによって、適切な運用に努めております。しかしながら、このような対策にも関わらず当社の人的オペレーションのミス等、その他予期せぬ要因等により情報漏洩が発生した場合には、当社が損害賠償責任等を負う可能性や顧客からの信用を失うことにより取引関係が悪化する可能性があり、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

コンプライアンス体制 (発生可能性:低、発生時期:特定時期なし、影響度:中)

当社は、今後企業価値を高めていくためにはコンプライアンス体制が有効に機能することが重要であると考えております。そのためコンプライアンスに関する社内規程を策定するとともに適宜研修を実施し、周知徹底を図っております。しかしながら、コンプライアンス上のリスクを完全に解消することは困難であり、今後の当社の事業運営に関して法令等に抵触する事態が発生した場合には、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

小規模組織であること(発生可能性:低、発生時期:特定時期なし、影響度:中)

当社は小規模な組織であり、内部管理や業務執行についてもそれに応じた体制になっております。当社では、 今後の業務拡大に対応するため、人員の増強や内部管理体制及び業務執行体制の一層の充実を図っていく方針で ありますが、何らかの事由でこれらの施策が適時適切に進行しなかった場合には、当社の経営成績及び財政状態 に影響を及ぼす可能性があります。

業績変動について(発生可能性:中~大、発生時期:特定時期なし、影響度:中)

当社の事業の中には、案件ベースで受注をし、成果物の提出とサービスの提供完了をもって収益認識をしているものがあるため、案件によっては数か月分の稼働に対する売上高が1か月にまとまって計上されることがあります。当社では、各月の売上が平準化するよう努めていますが、個別案件によっては売上高が非連続となる場合や、案件の進行が遅れることで売上高の計上タイミングが想定より遅くなる場合には、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。なお、これにより四半期・月次ごとに業績が変動し、期間分析が困難となる可能性があります。

プロジェクト管理について (発生可能性:中、発生時期:特定時期なし、影響度:中)

当社は、品質・コスト・進捗などに対するプロジェクト管理体制を整備・強化しておりますが、当初想定した以上の開発工数の増加及び機能改善などにより、当初見積ったコストを上回り採算が悪化することがあります。また、納入及び売上の確定後における瑕疵補修などによって追加費用が発生することもあり、これらのことにより、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

SOMPOホールディングス株式会社及びSOMPO Light Vortex株式会社との関係について(発生可能性:低、発生時期:特定時期なし、影響度:中)

a . 資本的関係

当事業年度末現在、SOMPO Light Vortex株式会社(以下「SOMPO Light Vortex」)は当社の議決権の17.37%を保有しており、当社のその他の関係会社になります。また、SOMPO Light Vortexの100%親会社は、SOMPOホールディングス株式会社(以下「SOMPOホールディングス」)となります。

b. 役員派遣

当社社外取締役1名は、SOMPOホールディングス及びSOMPO Light Vortexからの派遣役員となります。

c . 承認等

当社には、SOMPOホールディングス及びSOMPO Light Vortexの事前承認又は事前報告を必要とする取引や業務は存在しません。

d. 取引関係

当社とSOMPOホールディングスは、2021年4月にデジタルトランスフォーメーション推進等を目的とし、業務提携基本契約を締結しました。当社の売上高に占めるSOMPOホールディングス向けの売上高は、2025年8月期において12.9%であります。なお、SOMPOホールディングスとの取引にあたっては、当社の関連当事者取引管理規程に則り適切に実施しております。

当社は、SOMPOホールディングス及びSOMPO Light Vortexと良好な関係を維持しておりますが、今後も新規顧客の開拓を実施し、特定の取引先への依存度を低減させる方針です。しかしながら、当面は特定の取引先への依存が高い水準で推移することが考えられ、この間に同社の事業戦略方針の転換等により、同社との関係に変化が生じ受注が減少した場合には、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

特定の取引先への依存について(発生可能性:中、発生時期:特定時期なし、影響度:中)

当社の売上高に占めるさくらインターネット株式会社向けの売上高は、2025年8月期において17.2%であります。同社の代表取締役社長 最高経営責任者である田中邦裕氏は、当社の社外取締役であり、また同社は当

社の株主であります。同社との取引にあたっては、会社法その他の関係法令及び当社の関連当事者取引管理規程に則り適切に実施しており、良好な取引関係にあります。現時点において取引関係に支障をきたす事象は生じておりませんが、今後は依存度の低減に向け、他の既存顧客との取引拡大や新規顧客の開拓を進め、リスク低減に努めてまいります。もっとも、何らかの理由により、同社との取引関係が継続困難となる、又は取引が大幅に減少する場合には、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(3)法的規制に関するリスク

法的規制・制度動向による影響(発生可能性:低~中、発生時期:特定時期なし、影響度:中~大)

現在、日本国内においてインターネットに関連する主要な法規制は電気通信事業法となっておりますが、インターネット上の情報流通のあり方についても様々な議論がなされている段階であります。また、AI倫理やAIロボティクス等に関する法令・指針(ガイドラインを含む)・業界規範等についても、今後、制定又は改定される可能性があります。当社では、これらの制定・改定について事前に事業に及ぼす影響や対応策等を検討しておりますが、追加的な対応が必要となり事業が制約を受ける場合には、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

知的財産権 (発生可能性:低、発生時期:特定時期なし、影響度:中~大)

当社における第三者の知的財産権侵害の可能性については、調査可能な範囲で対応を行っておりますが、当社の事業領域に関する第三者の知的財産権の完全な把握はその性質上困難であります。このため、当社が認識せずに他社の特許を侵害してしまう可能性があります。その結果、損害賠償請求や知的財産権の使用に係る対価の支払い等により、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

訴訟等(発生可能性:低、発生時期:特定時期なし、影響度:中~大)

当社では、当事業年度末現在において業績に影響を及ぼす訴訟や係争は発生しておりません。また、当社は法令違反となるような行為を防止するための内部管理体制を整備しております。しかしながら、当社及び当社の役員、従業員による法令違反の有無にかかわらず、予期せぬ訴訟等が発生する可能性があります。係る訴訟等が発生した場合は、その内容によって、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(4) その他のリスク

ストック・オプションの行使による株式価値の希薄化(発生可能性:高、発生時期:短期、影響度:低) 当社は役職員等に対し、長期的な企業価値向上に対するインセンティブ等を目的として、ストック・オプション(新株予約権)を発行しております。ストック・オプションが権利行使された場合には、当社株式が新たに発行され、既存の株主が有する株式の価値及び議決権割合が希薄化する可能性があります。なお、当事業年度末現在、新株予約権による潜在株式数は714,100株であり、発行済株式総数である9,764,800株の7.31%に相当しております。

配当政策 (発生可能性:低、発生時期:特定時期なし、影響度:低)

当社は、設立以来配当を実施した実績はありませんが、株主に対する利益還元を経営の重要課題として認識しております。しかしながら、当社は、成長過程にあると考えており、内部留保の充実及び事業拡大のための投資等に充当することが、株主に対する利益還元につながると考えております。将来的には、事業環境及び財政状態を勘案しながら、株主に対して利益還元を実施していく方針ではありますが、現時点において配当実施の可能性及び実施時期については未定であります。

税務上の繰越欠損金、繰延税金資産について(発生可能性:低、発生時期:中期、影響度:中)

当社は、当事業年度末現在、税務上の繰越欠損金が3,697百万円存在しております。そのため、現在は通常の税率に基づく法人税、住民税及び事業税が課せられておりません。今後、繰越欠損金の使用、又は期限切れによる繰越欠損金の解消により、課税所得の控除が受けられなくなった場合には、通常の法人税率に基づく法人税、住民税及び事業税の負担が発生し、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

また当社は、将来の課税所得に関する予測等に基づき回収可能性を検討し、繰延税金資産を計上しています。 しかしながら、将来の課税所得が予測と異なり回収可能性の見直しが必要となった場合、また、税率変更を含む 税制の改正等があった場合には、繰延税金資産の取崩しが必要となり、当社の経営成績及び財政状態に影響を及 ぼす可能性があります。

4【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1)経営成績等の状況の概要

当社の経営成績、財政状態及びキャッシュ・フローの状況の概要は以下のとおりであります。

経営成績の状況

当社は「ゆたかな世界を、実装する」を企業理念に掲げ、テクノロジーの産業界への社会実装を支援することにより、産業横断的なイノベーションの創出を目指しています。その実現に向け、ミッションクリティカル業務へのAI導入支援のため、基盤システムとなるABEJA Platformの開発・導入・運用を行っております。

当事業年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善やインバウンド需要の拡大により、国内景気には緩やかな回復の動きがみられます。一方で物価上昇、米国の政策動向、為替動向、ウクライナ・中東情勢等の影響により、先行きは依然として不透明な状況が続いております。

当社の事業環境におきましては、ビジネスプロセスのデジタル化や既存のビジネスモデルを変える新たな試み、大規模言語モデル (Large Language Model: LLM)等の生成AIへの関心・利活用は広がりをみせ、企業のIT投資意欲は引き続き強い状況にあります。今後は少子高齢化に伴う労働生産人口の減少等を背景に、LLMの利活用に加え、AIロボティクスの検討・適用も着実に広がっていくものと捉えております。

このような環境のもと、当社はミッションクリティカル業務における堅牢で安定的な基盤システムとアプリケーション群であるABEJA Platformを提供し、生成AIをはじめとする最先端技術による運用を「人とAIの協調」により実装してまいりました。

当事業年度はエンタープライズ案件と公的プロジェクトを並行して推進し、社会実装の加速に取り組みました。研究開発では、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)の枠組みで、高精度な小型LLMを構築し、コスト対精度におけるブレークスルーを確認しています。また、2025年3月に一般社団法人AIロボット協会(AIROA)に加入するなど、AIロボティクスへの取り組みを強化しています。LLMの知見をロボティクスに展開することで、当社の事業領域はデジタル空間からリアル空間のフィールドオペレーションへ拡大していきます。組織面では、主要アカウントのレビュー体制強化、小規模チーム運営によるマネジメント品質の向上、ミドルマネジメントの育成等が取引の量と質の両面を押し上げました。その結果、課題としていた「リソース拡大(人件費)と売上拡大のバランス」は改善傾向にあります。

こうした取り組みにより、当事業年度は増収増益となりました。売上高は各四半期とも前年同期を上回り、主にLLM案件が成長を牽引しました。売上総利益率は前事業年度を下回ったものの、戦略的案件への取り組みに伴う想定内の水準です。販管費の伸びは売上高の伸びを下回り、営業利益も増加しました。

以上より、当事業年度の経営成績は、売上高3,585,409千円(前期比29.6%増)、営業利益445,886千円(前期比53.6%増)、経常利益451,978千円(前期比57.7%増)、当期純利益448,268千円(前期比105.0%増)となりました。

なお、当社はデジタルプラットフォーム事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

財政状態の状況

(資産)

当事業年度末の資産合計は5,318,174千円となり、前事業年度末に比べ1,078,355千円増加いたしました。これは主に未収入金の回収により現金及び預金が1,717,107千円増加したこと、公的プロジェクトに関する助成金の回収により未収入金が684,118千円減少したこと等によるものです。

(負債)

当事業年度末の負債合計は、846,438千円となり、前事業年度末に比べ504,679千円増加いたしました。これは 主に契約負債が132,447千円増加したこと、未払消費税等が118,037千円増加したこと、未払法人税等が72,373千 円増加したこと等によるものであります。

(純資産)

当事業年度末の純資産の残高は、4,471,736千円となり、前事業年度末に比べ573,675千円増加いたしました。 これは主に新株予約権行使により資本金及び資本剰余金がそれぞれ63,654千円増加したことに加え、当期純利益 を448,268千円計上したことにより利益剰余金が増加したこと等によるものであります。

キャッシュ・フローの状況

当事業年度における現金及び現金同等物(以下「資金」という)は、前事業年度末に比べ1,717,107千円増加し、当事業年度末には4,586,017千円となりました。

当事業年度における各キャッシュ・フローの状況は以下のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動により得られた資金は、1,621,241千円となりました(前事業年度は760,011千円の支出)。これは主に税引前当期純利益451,978千円の計上、公的プロジェクトに関する助成金の回収による未収入金の減少額684,118千円等によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動により使用した資金は、28,412千円となりました(前事業年度は28,569千円の支出)。これは主に有 形固定資産の取得による支出15,928千円及び差入保証金の差入による支出12,484千円によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動により得られた資金は、124,278千円となりました(前事業年度は116,955千円の収入)。これは新株予約権の行使による株式の発行による収入124,550千円等によるものであります。

生産、受注及び販売の実績

a . 生産実績

当社で行う事業は、提供するサービスの性質上、生産実績の記載になじまないため、当該記載を省略しております。

b . 受注実績

当社で行う事業は、提供するサービスの性質上、受注実績の記載になじまないため、当該記載を省略しております。

c . 販売実績

販売実績を領域別に示すと以下のとおりであります。なお、当社はデジタルプラットフォーム事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を行っておりません。

	前事業年度			当事業年度		
	(自 2023年9月1日			(自 2024年9月1日		
領域の名称	至 2024年8月31日)			至 2025年8月31日)		
	金額	前年同期比	割合	金額	前年同期比	割合
	(千円)	(%)	(%)	(千円)	(%)	(%)
トランスフォーメーション領域	2,104,350	92.8	76.1	2,746,630	130.5	76.6
オペレーション領域	661,901	130.6	23.9	838,779	126.7	23.4
合計	2,766,251	99.7	100.0	3,585,409	129.6	100.0

(注)主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は以下のとおりであります。

	前事業	美年度	当事業年度		
相手先	(自 2023年	₹9月1日	(自 2024年9月1日		
相子无 	至 2024年	₣8月31日)	至 2025年8月31日)		
	金額 (千円)	割合(%)	金額 (千円)	割合(%)	
さくらインターネット株式会社	1	1	615,205	17.2	
SOMPOホールディングス株式会社	565,376	20.4	461,580	12.9	
味の素株式会社	311,278	11.3	-	-	

(注)前事業年度及び当事業年度のいずれかが10%未満の場合、記載を省略し、「-」表示しています。

(2)経営者の視点による経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

経営者の視点による当社の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は以下のとおりであります。なお、文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において判断したものであります。

重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この財務諸表の作成にあたり、見積りが必要な事項につきましては、合理的な基準に基づき、会計上の見積りを行っておりますが、実際の結果は特有の不確実性があるため、見積りと異なる場合があります。なお、当社における重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定については、「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1)財務諸表 注記事項」の「重要な会計上の見積り」に記載のとおりであります。

経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容につきましては、前記「(1)経営成績等の状況の概要経営成績の状況」をご参照ください。

財政状態の分析

財政状態の分析につきましては、前記「(1)経営成績等の状況の概要 財政状態の状況」をご参照ください。

キャッシュ・フローの分析

キャッシュ・フローの分析につきましては、前記「(1)経営成績等の状況の概要 キャッシュ・フローの状況」をご参照ください。

資本の財源及び資金の流動性

当社における主な資金需要は、継続的なサービス提供のための開発・研究に関する費用や人件費、人員獲得のための採用費、当社の認知度向上及び潜在顧客獲得のための広告宣伝費であります。これらの資金需要に対しては、自己資金、金融機関からの借入及びエクイティファイナンス等で調達していくことを基本方針としております。なお、これらの資金調達方法の優先順位等に特段方針はなく、資金需要の額や使途に合わせて柔軟に検討を行う予定です。

経営成績に重要な影響を与える要因について

当社は、前記「3 事業等のリスク」に記載のとおり、事業環境、事業体制、法的規制、その他の様々なリスク要因が当社の経営成績に重要な影響を与える可能性があると認識しております。

そのため、当社は常に市場動向に留意しつつ、内部管理体制を強化し、優秀な人材を確保し、市場のニーズに合ったサービスを展開していくことにより、経営成績に重要な影響を与えるリスク要因を分散・低減し、適切に対応を行ってまいります。

経営者の問題意識と今後の方針に関して

経営者の問題意識と今後の方針については、「1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」をご参照ください。

経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等の分析・検討内容

当社は経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標として、顧客支援の総量である売上高、当社事業の基盤となるABEJA Platformの活用を示すABEJA Platform関連売上比率、安定的な収益獲得を示す継続顧客からの売上比率、当社の収益力を示す営業利益を重要な指標としております。

当事業年度における売上高は3,585,409千円(前事業年度2,766,251千円)、前期比29.6%増となりました。内 訳として、トランスフォーメーション領域は30.5%増、オペレーション領域は26.7%増となり、バランスよく伸 長しております。さらに、年間取引額5,000万円以上の取引先も41.7%増となり、取引規模の拡大が進みました。加えて、新規・既存双方で取引ボリュームが増加し、継続顧客比率も上昇しました。当該拡大の主な要因は 以下のとおりです。

- ・需要面:LLM需要の高まりを背景に、顧客課題の把握から提案・案件化・拡大へ適切に繋げられたこと。
- ・技術面: NEDOの枠組みで推進した研究開発において、当社小型LLMが一部ベンチマークで良好な結果を示し、その成果の公表が案件化の促進に寄与したこと。

EDINET提出書類 株式会社 A B E J A (E38109) 有価証券報告書

・組織面:主要アカウントのレビュー体制強化、小規模チーム運営によるマネジメント品質の向上、ミドルマネジメントの育成等が取引の量と質の双方を押し上げたこと。

これら成長の原動力はLLM案件であり、売上高に占める構成比は前期の20%超から今期は50%超へ上昇しました。量的拡大に加え、取引の大口化・継続化・新規開拓が進み、質的向上にもつながっております。

この結果、営業利益は445,886千円(前事業年度290,341千円)、前期比53.6%増となりました。今後の各指標の向上の施策については前記「1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」をご参照ください。

5【重要な契約等】

当社は以下のとおり業務提携に関する契約を締結しております。

相手方の名称	契約の名称	契約内容	契約期間
SOMPOホールディ ングス株式会社	業務提携基本契約	当社のAIプラットフォームを活用し、 SOMPOグループのデジタルトランス フォーメーションの推進等を図る。	自2021年 5 月 至2026年 5 月 (自動更新あり)

6【研究開発活動】

当社は2012年の創業時より、コンピュータサイエンスを専門とする多数の大学教授陣と共同で研究開発を行っており、自社開発のABEJA Platformを基盤に、AI導入を推進しております。

当事業年度の主な取り組みとして、経済産業省GENIACの枠組みにおける国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)プロジェクトとして、「特化型モデル開発のためのモデルの小型化」(2024年10月採択、2025年4月まで実施)及び「ロングコンテキスト対応基盤モデルとAIエージェント構築に関する研究開発」(2025年7月採択、2026年2月まで実施予定)を推進しました。加えて、小型LLMのさらなる高精度化やAIロボティクスへの適用等にも継続的に取り組んでおります。これらの取り組みにより当事業年度の研究開発費の総額は66,090千円となりました。

また、研究開発は当社の技術的優位の源泉であることから、中長期の競争力確保に向けて重点領域を定め、継続して推進していきます。

なお、当社はデジタルプラットフォーム事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当社はデジタルプラットフォーム事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。 当事業年度において実施した設備投資はありません。 なお、当事業年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

2【主要な設備の状況】

該当事項はありません。

(注)本社及び事務所については建物を賃借しており、年間賃借料は40,446千円であります。

3 【設備の新設、除却等の計画】

当事業年度末現在における重要な設備の新設及び除却等の計画は以下のとおりであります。

- (1)重要な設備の新設 該当事項はありません。
- (2)重要な設備の除却等 該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)	
普通株式	30,845,600	
計	30,845,600	

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (2025年8月31日)	提出日現在発行数(株) (2025年11月25日)	上場金融商品取引所名又 は登録認可金融商品取引 業協会名	内容
普通株式	9,764,800	9,909,300	東京証券取引所 グロース市場	完全議決権株式であり、 権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100 株であります。
計	9,764,800	9,909,300	-	-

⁽注)提出日現在発行数には、2025年11月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された 株式数は、含まれていません。

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

第5回新株予約権

決議年月日	2016年 8 月23日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 2 当社従業員 14
新株予約権の数(個)	450 (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数 (株)	普通株式 45,000 (注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	270 (注) 2
新株予約権の行使期間	自 2018年8月24日又は上場日のいずれか遅い日 至 2026年8月23日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 270 資本組入額 135
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要す るものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事 項	(注)4

当事業年度の末日(2025年8月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2025年10月31日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注)1.新株予約権1個あたりの目的となる当社普通株式の数は100株であります。

但し、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。係る調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとします。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

以上の他、当社が他社と合併、会社分割、株式交換又は株式移転を行う場合、株式無償割当てを行う場合、 その他株式数の調整の必要が生じた場合、当社は必要と認める株式の数の調整を行います。

2.新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

- 3 . 新株予約権者に以下のいずれかに該当する事由がある場合、新株予約権を行使できないものとします。
 - ア.新株予約権者が当社、当社の子会社若しくは当社の関連会社(「財務諸表等の用語、様式及び作成方法 に関する規則」に定める子会社及び関連会社とする。)の役員、従業員又は顧問のいずれの地位をも喪 失した場合。
 - イ、新株予約権者が補助開始、保佐開始又は後見開始の審判を受けた場合。
 - ウ.新株予約権者が破産手続開始の決定を受けた場合。
 - エ.新株予約権者が当社と競業関係にある会社の役員、従業員、顧問又はコンサルタントに就いた場合。但 し、当社の取締役会の決議において事前に承認された場合はこの限りではない。
 - オ.新株予約権者が法令若しくは当社の社内規程等に違反し、又は当社に対する背信行為があった場合。
 - カ.新株予約権者が死亡した場合。
 - キ.新株予約権者が、新株予約権者と当社との間で締結する新株予約権割当契約の規定に違反した場合。 また、新株予約権者は、以下の区分に従って、新株予約権の一部又は全部を行使することができます。
 - なお、累計行使可能株式数が1株の整数倍でない場合は、1株の整数倍に切り捨てた数とします。

- a . 2018年8月24日から2019年2月23日までは、権利を付与された株式数の4分の1について権利を行使することができる。
- b . 2019年 2 月24日から2019年 8 月23日までは、権利を付与された株式数の 2 分の 1 について権利を行使することができる。
- c . 2019年8月24日から2020年2月23日までは、権利を付与された株式数の4分の3について権利を行使することができる。
- d.2020年2月24日以降は、権利を付与された株式数の全てについて権利を行使することができる。 上記各期間における累計行使可能株式数は、それ以前の期間に既に行使した部分も含むものとします。
- 4. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転 (以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点 において残存する本新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8 号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づ きそれぞれ交付することとします。

但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収 分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

- (1)交付する再編対象会社の新株予約権の数
 - 組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の 数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2)新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。
- (3)新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件を勘案のうえ、現在の発行内容に準じて決定する。
- (4)新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、現在の発行内容に準じて決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

- (5)新株予約権を行使することができる期間 行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から行使期間の末日までとする。
- (6)新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 現在の発行内容に準じて決定する。
- (7)譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。
- (8) 再編対象会社による新株予約権の取得の条件 現在の発行内容に準じて決定する。

第6回新株予約権

A C EWIN I WITE	
決議年月日	2016年11月16日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 1
新株予約権の数(個)	1,000 [0] (注) 2
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数 (株)	普通株式 100,000 [0] (注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	270 (注) 3
新株予約権の行使期間	自 2017年1月1日又は上場日のいずれか遅い日 至 2026年12月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額(円)	発行価格 275.4 資本組入額 138
新株予約権の行使の条件	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するも のとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

当事業年度の末日(2025年8月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2025年10月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

- (注)1.本新株予約権は、新株予約権1個につき540円で有償発行しております。
 - 2.新株予約権1個あたりの目的となる当社普通株式の数は100株であります。 但し、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。係る調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとします。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割(又は併合)の比率

以上の他、当社が他社と合併、会社分割、株式交換又は株式移転を行う場合、株式無償割当てを行う場合、 その他株式数の調整の必要が生じた場合、当社は必要と認める株式の数の調整を行います。

3.新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

- 4. 新株予約権者の行使の条件は以下のとおりであります。
 - ア.新株予約権者は本新株予約権の割当日から行使期間の満了日までにおいて次に掲げる各事由が生じた場合には、新株予約権者は現存するすべての本新株予約権を行使することができないものとする。
 - (1) 定められた行使価額を下回る価格を対価とする当社普通株式の発行等が行われた場合(払込金額が 会社法第199条第3項・同第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」を除く。)
 - (2) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所にも上場されていない場合、定められた行使価額を下回る価格を対価とする売買その他の取引が行われたとき(但し、当該取引時点における株式価値よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。)
 - (3)本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所にも上場されていない場合、各事業年度末日を基準日としてDCF法並びに類似会社比較法の方法により評価された株式評価額が定められた行使価額を下回ったとき

- (4)本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が、定められた行使価額を下回る 価格となった場合
- イ.新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時まで継続して、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又 は従業員の地位にあることを要する。但し、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由があると取 締役会が認めた場合は、この限りでない。
- ウ. 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- 工.本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- オ. 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

また、権利行使可能な新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであり、新株予約権の有効期間に優先して適用されるものとする。

行使可能期間起算日経過後:割当個数の2分の1まで(端数切捨て)行使できる。

行使可能期間起算日から1年経過後:割当個数の4分の3まで(端数切捨て)行使できる。

行使可能期間起算日から2年経過後:割当個数のすべてについて行使できる。

上記各期間における累計行使可能割当個数は、それ以前の期間に既に行使した部分も含むものとする。

5.当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転 (以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点 において残存する本新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8 号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づ きそれぞれ交付することとします。

但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収 分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

- (1)交付する再編対象会社の新株予約権の数
 - 新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2)新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件を勘案のうえ、現在の発行内容に準じて決定する。
- (4)新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、現在の発行内容に準じて決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

第7回新株予約権

73 , D34144 J W21E			
決議年月日	2018年 3 月27日		
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 34		
新株予約権の数(個)	81 [23] (注)1		
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 8,100 [2,300] (注)1		
新株予約権の行使時の払込金額(円)	270 (注) 2		
新株予約権の行使期間	自 2020年3月28日又は上場日のいずれか遅い日 至 2028年3月27日		
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額(円)	発行価格 270 資本組入額 135		
新株予約権の行使の条件	(注)3		
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するも のとする。		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4		

当事業年度の末日(2025年8月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2025年10月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注)1.新株予約権1個あたりの目的となる当社普通株式の数は100株であります。

但し、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。係る調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとします。

調整後株式数 = 調整前株式数 x 分割・併合の比率

以上の他、当社が他社と合併、会社分割、株式交換又は株式移転を行う場合、株式無償割当てを行う場合、 その他株式数の調整の必要が生じた場合、当社は必要と認める株式の数の調整を行います。

2.新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × <u>1</u> 分割・併合の比率

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

- 3 . 新株予約権者に以下のいずれかに該当する事由がある場合、新株予約権を行使できないものとします。
 - ア.新株予約権者が当社、当社の子会社若しくは当社の関連会社(「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」に定める子会社及び関連会社とする。)の役員、従業員又は顧問のいずれの地位をも喪失した場合。
 - イ.新株予約権者が補助開始、保佐開始又は後見開始の審判を受けた場合。
 - ウ.新株予約権者が破産手続開始の決定を受けた場合。
 - エ.新株予約権者が当社と競業関係にある会社の役員、従業員、顧問又はコンサルタントに就いた場合。但 し、当社の取締役会の決議において事前に承認された場合はこの限りではない。
 - オ、新株予約権者が法令若しくは当社の社内規程等に違反し、又は当社に対する背信行為があった場合。
 - カ.新株予約権者が死亡した場合。
 - また、権利行使可能な新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであり、新株予約権の有効期間に優先して 適用されるものとします。

行使可能期間起算日経過後:割当個数の2分の1まで(端数切捨て)行使できる。

行使可能期間起算日から1年経過後:割当個数の4分の3まで(端数切捨て)行使できる。

行使可能期間起算日から2年経過後:割当個数のすべてについて行使できる。

上記各期間における累計行使可能割当個数は、それ以前の期間に既に行使した部分も含むものとする。

4 . 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転 (以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点 において残存する本新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。

但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収 分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

(1)交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の 数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

- (2)新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件を勘案のうえ、現在の発行内容に準じて決定する。
- (4)新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のう え、行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、現在の発行内容に準じて決定される当該新株予
- 約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。 (5)新株予約権を行使することができる期間 行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から行使期間の末日までとす。
- (6)新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 現在の発行内容に準じて決定する。
- (7)譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。
- (8) 再編対象会社による新株予約権の取得の条件 現在の発行内容に準じて決定する。

第8回新株予約権

決議年月日	2018年11月20日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 32 当社子会社従業員 2
新株予約権の数(個)	135 (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数 (株)	普通株式 13,500 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,000 (注) 2
新株予約権の行使期間	自 2020年11月21日又は上場日のいずれか遅い日 至 2028年11月20日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,000 資本組入額 500
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するも のとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

当事業年度の末日(2025年8月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2025年10月31日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注)1.新株予約権1個あたりの目的となる当社普通株式の数は100株であります。

但し、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。係る調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとします。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

以上の他、当社が他社と合併、会社分割、株式交換又は株式移転を行う場合、株式無償割当てを行う場合、 その他株式数の調整の必要が生じた場合、当社は必要と認める株式の数の調整を行います。

2 . 新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

- 3.新株予約権者に以下のいずれかに該当する事由がある場合、新株予約権を行使できないものとします。
 - ア.新株予約権者が当社、当社の子会社若しくは当社の関連会社(「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」に定める子会社及び関連会社とする。)の役員、従業員又は顧問のいずれの地位をも喪失した場合。
 - イ、新株予約権者が補助開始、保佐開始又は後見開始の審判を受けた場合。
 - ウ.新株予約権者が破産手続開始の決定を受けた場合。
 - エ.新株予約権者が当社と競業関係にある会社の役員、従業員、顧問又はコンサルタントに就いた場合。但 し、当社の取締役会の決議において事前に承認された場合はこの限りではない。
 - オ.新株予約権者が法令若しくは当社の社内規程等に違反し、又は当社に対する背信行為があった場合。 また、権利行使可能な新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであり、新株予約権の有効期間に優先して 適用されるものとします。

行使可能期間起算日経過後:割当個数の2分の1まで(端数切捨て)行使できる。

行使可能期間起算日から1年経過後:割当個数の4分の3まで(端数切捨て)行使できる。

行使可能期間起算日から2年経過後:割当個数のすべてについて行使できる。

上記各期間における累計行使可能割当個数は、それ以前の期間に既に行使した部分も含むものとする。

4. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転 (以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点 において残存する本新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。

但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収 分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

- (1)交付する再編対象会社の新株予約権の数 新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2)新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。
- (3)新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件を勘案のうえ、現在の発行内容に準じて決定する。
- (4)新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のう え、行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、現在の発行内容に準じて決定される当該新株予 約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
- (5)新株予約権を行使することができる期間 行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から行使期間の末日までとする。
- (6)新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 現在の発行内容に準じて決定する。
- (7)譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。
- (8) その他新株予約権の行使の条件 現在の発行内容に準じて決定する。
- (9)新株予約権の取得事由及び条件 現在の発行内容に準じて決定する。
- (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

第9回新株予約権

│ 決議年月日 	2019年3月6日				
付与対象者の区分及び人数(名)	2019年 3 月 8 日付与分 当社従業員 21 当社子会社従業員 1	2019年 8 月19日付与分 当社従業員 15			
新株予約権の数(個)	2019年3月8日付与分 2019年8月19日付与 10 (注)1 50 (注)1				
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数 (株)	2019年3月8日付与分 普通株式 1,000 (注)1	2019年8月19日付与分 普通株式 5,000 (注)1			
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,000 (注) 2				
新株予約権の行使期間	2019年3月8日付与分 自 2021年3月7日又は上 場日のいずれか遅い日 至 2029年3月5日	2019年8月19日付与分 自 2021年8月19日又は上 場日のいずれか遅い日 至 2029年8月18日			
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額(円)					
新株予約権の行使の条件	(注)3				
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。				
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4				

当事業年度の末日(2025年8月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2025年10月31日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注)1.新株予約権1個あたりの目的となる当社普通株式の数は100株であります。

但し、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。係る調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとします。

調整後株式数 = 調整前株式数 x 分割・併合の比率

以上の他、当社が他社と合併、会社分割、株式交換又は株式移転を行う場合、株式無償割当てを行う場合、 その他株式数の調整の必要が生じた場合、当社は必要と認める株式の数の調整を行います。

2.新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × 分割・併合の比率

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

調整後行使価額 = 既発行株式数×調整前行使価額 + 新規発行株式数 × 1株当たり払込金額 既発行株式数 + 新規発行株式数

- 3.新株予約権者に以下のいずれかに該当する事由がある場合、新株予約権を行使できないものとします。
 - ア.新株予約権者が当社、当社の子会社若しくは当社の関連会社(「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」に定める子会社及び関連会社とする。)の役員、従業員又は顧問のいずれの地位をも喪失した場合。
 - イ、新株予約権者が補助開始、保佐開始又は後見開始の審判を受けた場合。
 - ウ.新株予約権者が破産手続開始の決定を受けた場合。
 - エ.新株予約権者が当社と競業関係にある会社の役員、従業員、顧問又はコンサルタントに就いた場合。但 し、当社の取締役会の決議において事前に承認された場合はこの限りではない。
 - オ、新株予約権者が法令若しくは当社の社内規程等に違反し、又は当社に対する背信行為があった場合。

4. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転 (以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点 において残存する本新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8 号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づ きそれぞれ交付することとします。

但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収 分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

- (1)交付する再編対象会社の新株予約権の数 新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2)新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。
- (3)新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件を勘案のうえ、現在の発行内容に準じて決定する。
- (4)新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のう え、行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、現在の発行内容に準じて決定される当該新株予 約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
- (5)新株予約権を行使することができる期間 行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から行使期間の末日までとす る。
- (6)新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 現在の発行内容に準じて決定する。
- (7)譲渡による新株予約権の取得の制限譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。
- (8) その他新株予約権の行使の条件 現在の発行内容に準じて決定する。
- (9)新株予約権の取得事由及び条件 現在の発行内容に準じて決定する。
- (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

第13回新株予約権

決議年月日	2020年 9 月 4 日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 43
新株予約権の数(個)	1,129 [954] (注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数 (株)	普通株式 112,900 [95,400] (注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	450 (注) 2
新株予約権の行使期間	自 2022年9月5日又は当社普通株式がいずれかの証券取 引所に上場した株式公開日後1年10か月が経過した日 のいずれか遅い日 至 2030年8月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額(円)	発行価格 450 資本組入額 225
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するも のとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

当事業年度の末日(2025年8月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2025年10月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 新株予約権1個あたりの目的となる当社普通株式の数は100株であります。

但し、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。係る調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとします。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 x 分割(又は併合)の比率

以上の他、当社が他社と合併、会社分割、株式交換又は株式移転を行う場合、株式無償割当てを行う場合、 その他株式数の調整の必要が生じた場合、当社は必要と認める株式の数の調整を行います。

2 . 新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

また、新株予約権の割当日後に行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行又は自己株式の処分を行う場合 (新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により 生じる1円未満の端数は切り上げます。

3.新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)に、以下のいずれかの該当事由がある場合、新株予約権を行使できないものとする。

- ア.新株予約権者が当社、当社の子会社若しくは関連会社(以下、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法 に関する規則」に定める子会社及び関連会社とする。併せて以下、「関係会社」という。)の役員、従業 員又は顧問のいずれかの地位をも喪失した場合。
- イ、新株予約権者が補助開始、保佐開始又は後見開始の審判を受けた場合。
- ウ,新株予約権者が破産手続の開始の決定を受けた場合。
- エ.新株予約権者が当社と競合関係にある会社の役員、従業員、顧問又はコンサルタントに就いた場合。但 し、当社の取締役会の決議において事前に承認された場合はこの限りではない。
- オ、新株予約権者が法令若しくは当社の社内規程等に違反し、又は当社に対する背信行為があった場合。
- カ.新株予約権者が、新株予約権者と当社との間で締結する新株予約権割当契約の規定に違反した場合
- 4. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転 (以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点 において残存する本新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8

号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づ きそれぞれ交付することとします。

但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収 分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

- (1)交付する再編対象会社の新株予約権の数
 - 新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2)新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。
- (3)新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件を勘案のうえ、現在の発行内容に準じて決定する。
- (4)新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のう え、行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、現在の発行内容に準じて決定される当該新株予 約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
- (5)新株予約権を行使することができる期間 行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から行使期間の末日までとす る。
- (6)新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 現在の発行内容に準じて決定する。
- (7)譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。
- (8) その他新株予約権の行使の条件 現在の発行内容に準じて決定する。
- (9)新株予約権の取得事由及び条件 現在の発行内容に準じて決定する。
- (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

第16回新株予約権

決議年月日	2021年11月29日			
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 2、当社執行役員 3、当社従業員 2			
新株予約権の数(個)	1,233 (注) 2			
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数 (株)	普通株式 123,300 (注) 2			
新株予約権の行使時の払込金額(円)	130 (注) 3			
新株予約権の行使期間	自 2021年12月17日 至 2031年12月16日			
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額(円)	発行価格 133.2 資本組入額 67			
新株予約権の行使の条件	(注) 4			
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するも のとする。			
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5			

当事業年度の末日(2025年8月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2025年10月31日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

- (注)1.本新株予約権は、新株予約権1個につき320円で有償発行しております。
 - 2.新株予約権1個あたりの目的となる当社普通株式の数は100株であります。

但し、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により 調整されるものとします。係る調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目 的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるも のとします。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割(又は併合)の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとします

3. 本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げます。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × 分割・併合の比率

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとします。

さらに、上記の他、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとします。

4.新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

新株予約権の割り当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、本新株予約権の割当日から行使期間の満了日までにおいて次に掲げる事由のいずれかが生じた場合には、残存するすべての本新株予約権を行使することができないものとする。

(a) 130円(但し、上記4.において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする)を下回る 価格を対価とする当社普通株式の発行等が行われたとき(但し、払込金額が会社法第199条第3項・ 同第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」及び普通株式の株価とは異なると認められ る価格である場合並びに当該株式の発行等が株主割当てによる場合等を除く。)。

- (b) 130円(但し、上記4.において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする)を下回る 価格を行使価額とする新株予約権の発行が行われたとき(但し、当該行使価額が当該新株予約権の発 行時点における当社普通株式の株価と異なる価格に設定されて発行された場合を除く。)。
- (c) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、130円(但し、上記4.において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする)を下回る価格を対価とする売買その他の取引が行われたとき(但し、当該取引時点における株価よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。)。
- (d) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合、 上場日以降、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が130円(但し、上記4. において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする)を下回る価格となったとき。

新株予約権者は、2022年8月期乃至2026年8月期における損益計算書に記載される売上高を観察し、5事業年度のうち、一度でも1,500百万円を達成した場合に権利行使が可能となる。

新株予約権者は、以下の(a)から(b)に掲げる割合の個数を限度として、新株予約権の一部又は全部を 行使することができる。なお累計行使可能株式数が1株の整数倍でない場合は、1株の整数倍に切り捨て た数とする。

- (a) いずれかの証券取引所に上場した株式公開日の半年後から株式公開日の1年後の前日までは、権利を付与された株式数の2分の1について権利を行使することができる。
- (b) いずれかの証券取引所に上場した株式公開日の1年後以降は、権利を付与された株式数のすべてについて権利を行使することができる。上記各期間における累計行使可能株式数は、それ以前の期間に既に行使した部分も含むものとする。

新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。但し、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

- 5.当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転 (以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新 株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社 (以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。 但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収 分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。
 - (1)交付する再編対象会社の新株予約権の数 新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
 - (2)新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。
 - (3)新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件を勘案のうえ、現在の発行内容に準じて決定する。
 - (4)新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、現在の発行内容に準じて決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

- (5)新株予約権を行使することができる期間 行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から行使期間の末日までとす。
- (6)新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 現在の発行内容に準じて決定する。
- (7)譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。

- (8) その他新株予約権の行使の条件 現在の発行内容に準じて決定する。
- (9)新株予約権の取得事由及び条件 現在の発行内容に準じて決定する。
- (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

第17回新株予約権

20 1	
決議年月日	2021年11月29日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社執行役員 1、当社従業員 26
新株予約権の数(個)	205 (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数 (株)	普通株式 20,500 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	130 (注) 2
新株予約権の行使期間	自 2023年11月29日 至 2031年11月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額(円)	発行価格 130 資本組入額 65
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するも のとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4

当事業年度の末日(2025年8月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2025年10月31日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注)1.新株予約権1個あたりの目的となる当社普通株式の数は100株であります。

但し、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。但し、係る調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てます。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割(又は併合)の比率

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換若しくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとします。

2. 当社が株式分割(株式無償割当を含む。)又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げます。

また、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとします。

さらに、上記の他、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換若しくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は合理的な範囲で調整されるものとします。

3.新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)に、以下のいずれかの該当事由がある場合、新株予約権を行使できないものとする。

- ア.新株予約権者が当社、当社の子会社若しくは関連会社(以下、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」に定める子会社及び関連会社とする。併せて以下、「関係会社」という。)の役員、従業員又は顧問のいずれかの地位をも喪失した場合。
- イ、新株予約権者が補助開始、保佐開始又は後見開始の審判を受けた場合。
- ウ.新株予約権者が破産手続の開始の決定を受けた場合。
- エ.新株予約権者が当社と競合関係にある会社の役員、従業員、顧問又はコンサルタントに就いた場合。但 し、当社の取締役会の決議において事前に承認された場合はこの限りではない。
- オ、新株予約権者が法令若しくは当社の社内規程等に違反し、又は当社に対する背信行為があった場合。

- カ、新株予約権者が、新株予約権者と当社との間で締結する新株予約権割当契約の規定に違反した場合。
- 4. 当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。
 - (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数 新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
 - (2)新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。
 - (3)新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件を勘案のうえ、現在の発行内容に準じて決定する。
 - (4)新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のう え、行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、現在の発行内容に準じて決定される当該新株予 約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
 - (5)新株予約権を行使することができる期間 行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から行使期間の末日までとする。
 - (6)新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 現在の発行内容に準じて決定する。
 - (7)譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。
 - (8) その他新株予約権の行使の条件 現在の発行内容に準じて決定する。
 - (9)新株予約権の取得事由及び条件 現在の発行内容に準じて決定する。
 - (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

第18回新株予約権

決議年月日	2021年11月29日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 2、社外協力者 6
新株予約権の数(個)	80 (注) 2
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数 (株)	普通株式 8,000 (注) 2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	130 (注) 3
新株予約権の行使期間	自 2021年12月17日 至 2031年12月16日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額(円)	発行価格 133.3 資本組入額 67
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するも のとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

当事業年度の末日(2025年8月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2025年10月31日)に おいて、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省 略しております。

- (注)1.本新株予約権は、新株予約権1個につき330円で有償発行しております。
 - 2.新株予約権1個あたりの目的となる当社普通株式の数は100株であります。

但し、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により 調整されるものとします。係る調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目 的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるも のとします。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割(又は併合)の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場 合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものと します。

3.新株予約権発行日後に当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整に より生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。但し、係る調整は、当該株式分割においては、その 基準日の翌日、株式併合においては、その効力発生時に行われるものとします。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × · 分割・併合の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の 処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式 の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げます。

新規発行株式数 × 1株当たり払込金額 既発行株式数 調整後行使価額 = 調整前行使価額 × 新規発行前の1株当たり時価 既発行株式数 + 新規発行株式数

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係

る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株 式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとします。

さらに、上記の他、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他こ れらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整 を行うことができるものとします。

4.新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

新株予約権の割り当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、本新株予約権の割当日から行 使期間の満了日までにおいて次に掲げる事由のいずれかが生じた場合には、残存するすべての本新株予約 権を行使することができないものとする。

(a) 130円(但し、上記3.において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする)を下回る 価格を対価とする当社普通株式の発行等が行われたとき(但し、払込金額が会社法第199条第3項・

同第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」及び普通株式の株価とは異なると認められる価格である場合並びに当該株式の発行等が株主割当てによる場合等を除く。)。

- (b) 130円(但し、上記3.において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする)を下回る 価格を行使価額とする新株予約権の発行が行われたとき(但し、当該行使価額が当該新株予約権の発行時点における当社普通株式の株価と異なる価格に設定されて発行された場合を除く。)。
- (c) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、130円(但し、上記3.において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする)を下回る価格を対価とする売買その他の取引が行われたとき(但し、当該取引時点における株価よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。)。
- (d) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合、 上場日以降、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が130円(但し、上記3. において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする)を下回る価格となったとき。 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

- 5.当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転 (以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新 株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社 (以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。 但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収 分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。
 - (1)交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

- (2)新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。
- (3)新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件を勘案のうえ、現在の発行内容に準じて決定する。

約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

- (4)新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、現在の発行内容に準じて決定される当該新株予
- (5)新株予約権を行使することができる期間 行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から行使期間の末日までとす る。
- (6)新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 現在の発行内容に準じて決定する。
- (7)譲渡による新株予約権の取得の制限譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。
- (8) その他新株予約権の行使の条件 現在の発行内容に準じて決定する。
- (9)新株予約権の取得事由及び条件 現在の発行内容に準じて決定する。
- (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

第19回新株予約権

決議年月日	2022年 3 月29日				
付与対象者の区分及び人数(名)	(注)6				
新株予約権の数(個)	1,218 [1,006] (注) 2				
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数 (株)	普通株式 121,800 [100,600] (注)2				
新株予約権の行使時の払込金額(円)	210 (注) 3				
新株予約権の行使期間	自 2022年4月12日 至 2032年3月31日				
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額(円)	発行価格 215 資本組入額 108				
新株予約権の行使の条件	(注)4				
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するも のとする。				
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5				

当事業年度の末日(2025年8月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2025年10月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

- (注)1.本新株予約権は、新株予約権1個につき500円で有償発行しております。
 - 2.新株予約権1個あたりの目的となる当社普通株式の数は100株であります。

但し、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により 調整されるものとします。係る調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目 的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるも のとします。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割(又は併合)の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとします。

3.新株予約権発行日後に当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。但し、係る調整は、当該株式分割においては、その基準日の翌日、株式併合においては、その効力発生時に行われるものとします。

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げます。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 ×既発行株式数 + 新規発行株式数 × 1株当たり払込金額販発行株式数 + 新規発行前の1株当たり時価既発行株式数 + 新規発行株式数

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとします。

さらに、上記の他、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとします。

4.新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

新株予約権の割り当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、本新株予約権の割当日から行使期間の満了日までにおいて次に掲げる事由のいずれかが生じた場合には、残存するすべての本新株予約権を行使することができないものとする。

(a) 210円(但し、上記3.において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする)を下回る 価格を対価とする当社普通株式の発行等が行われたとき(但し、払込金額が会社法第199条第3項・ 同第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」及び普通株式の株価とは異なると認められる価格である場合並びに当該株式の発行等が株主割当てによる場合等を除く。)。

- (b) 210円(但し、上記3.において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする)を下回る 価格を行使価額とする新株予約権の発行が行われたとき(但し、当該行使価額が当該新株予約権の発行時点における当社普通株式の株価と異なる価格に設定されて発行された場合を除く。)。
- (c) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、210円(但し、上記3.において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする)を下回る価格を対価とする売買その他の取引が行われたとき(但し、当該取引時点における株価よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。)。
- (d) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合、 上場日以降、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が210円(但し、上記3. において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする)を下回る価格となったとき。

新株予約権者は、本新株予約権を取得後、行使する時まで継続して、当社または当社の関係会社の取締役、監査役または従業員もしくは顧問、業務委託契約先等の社外協力者であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

- 5.当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転 (以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新 株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社 (以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。 但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収 分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。
 - (1)交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

- (2)新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件を勘案のうえ、現在の発行内容に準じて決定する。
- (4)新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、現在の発行内容に準じて決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

- (5)新株予約権を行使することができる期間
 - 行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から行使期間の末日までとする。
- (6)新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 現在の発行内容に準じて決定する。
- (7)譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。

- (8) その他新株予約権の行使の条件 現在の発行内容に準じて決定する。
- (9)新株予約権の取得事由及び条件 現在の発行内容に準じて決定する。
- (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。
- 6.当社の代表取締役CEO岡田陽介、代表取締役COO小間基裕及び取締役CFO英一樹は、当社の企業価値の増大を図ることを目的として、現在及び将来の当社又は当社の関係会社の役職員若しくは顧問、業務委託先等の外部協力者(以下、「受益候補者」という。)に対するインセンティブ・プランとして、2022年3月29日開催の臨時株主総会決議に基づき、2022年4月6日付でコタエル信託株式会社を受託者として「時価発行新株予約権信託®」(以下、「本信託(第19回新株予約権)」という。)を設定しており、当社は本信託(第19回新株予約権)に対して、会社法に基づき2022年4月12日に第19回新株予約権(2022年3月29日開催臨時株主総会決議)を発行しております。

本信託(第19回新株予約権)はTS0701-1-220406及びTS0701-2-220406の2つの契約により構成され、それらの概要は以下のとおりであります。

名 称	時価発行新株予約権信託®
委託者	岡田陽介、小間基裕、英一樹
受託者	コタエル信託株式会社
受益者	受益候補者の中から、本信託(第19回新株予約権)に係る 信託契約の規定に基づき、当社が受益者として指定した者 を受益者とします。
信託契約日(信託期間開始日)	2022年 4 月 6 日
信託の種類と新株予約権数	TS0701-1-220406:2,300個 TS0701-2-220406:1,020個
交付日	受益者指定権が行使された日(延長可能な期間は第19回新 株予約権の権利行使期限まで)
信託の目的	TS0701-1-220406:第19回新株予約権 2,300個 TS0701-2-220406:第19回新株予約権 1,020個

本信託(第19回新株予約権)は、各信託の信託期間満了日の到来に伴って、当社グループの役員及び従業員等に対して以下の通り分配されています。

- ・TS0701-1-220406: 当社取締役2名、当社執行役員2名、当社従業員12名、社外協力者1名
- ・TS0701-2-220406: 当社取締役1名、当社従業員4名、社外協力者1名

第20回新株予約権

7320 TWIE	
決議年月日	2022年 3 月29日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 3
新株予約権の数(個)	1,550 (注) 2
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数 (株)	普通株式 155,000 (注) 2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	210 (注) 3
新株予約権の行使期間	自 2022年4月12日 至 2032年3月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行	発行価格 215
価格及び資本組入額(円)	資本組入額 108
新株予約権の行使の条件	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するも のとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

当事業年度の末日(2025年8月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2025年10月31日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

- (注)1.本新株予約権は、新株予約権1個につき500円で有償発行しております。
 - 2. 新株予約権1個あたりの目的となる当社普通株式の数は100株であります。

但し、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により 調整されるものとします。係る調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目 的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるも のとします。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割(又は併合)の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとします

3.新株予約権発行日後に当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。但し、係る調整は、当該株式分割においては、その基準日の翌日、株式併合においては、その効力発生時に行われるものとします。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × ----- 分割・併合の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げます。

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとします。

さらに、上記の他、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとします。

4.新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

新株予約権の割り当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、本新株予約権の割当日から行使期間の満了日までにおいて次に掲げる事由のいずれかが生じた場合には、残存するすべての本新株予約権を行使することができないものとする。

(a) 210円(但し、上記3.において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする)を下回る価格を対価とする当社普通株式の発行等が行われたとき(但し、払込金額が会社法第199条第3項・同第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」及び普通株式の株価とは異なると認められる価格である場合並びに当該株式の発行等が株主割当てによる場合等を除く。)。

- (b) 210円(但し、上記3.において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする)を下回る 価格を行使価額とする新株予約権の発行が行われたとき(但し、当該行使価額が当該新株予約権の発 行時点における当社普通株式の株価と異なる価格に設定されて発行された場合を除く。)。
- (c) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、210円(但し、上記3.において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする)を下回る価格を対価とする売買その他の取引が行われたとき(但し、当該取引時点における株価よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。)。
- (d) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合、 上場日以降、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が210円(但し、上記3. において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする)を下回る価格となったとき。

新株予約権者は、以下の(a)から(b)に掲げる割合の個数を限度として、本新株予約権の一部または全部を行使することができる。なお、累計行使可能株式数が1株の整数倍でない場合は、1株の整数倍に切り捨てた数とする。

- (a) いずれかの金融商品取引所に上場した株式公開日の半年後から株式公開日の1年後の前日までは、 権利を付与された株式数の2分の1について権利を行使することができる。
- (b) いずれかの金融商品取引所に上場した株式公開日の1年後以降は、権利を付与された株式数の全て について権利を行使することができる。上記各期間における累計行使可能株式数は、それ以前の期間に既 に行使した部分も含むものとする。

新株予約権者は、本新株予約権を取得後、行使する時まで継続して、当社または当社の関係会社の取締役、監査役または従業員もしくは顧問、業務委託契約先等の社外協力者であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

- 5.当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転 (以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新 株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社 (以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。 但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収 分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。
 - (1)交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

- (2)新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。
- (3)新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件を勘案のうえ、現在の発行内容に準じて決定する。
- (4)新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のう え、行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、現在の発行内容に準じて決定される当該新株予 約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
- (5)新株予約権を行使することができる期間 行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から行使期間の末日までとす。 z
- (6)新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 現在の発行内容に準じて決定する。
- (7)譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。
- (8) その他新株予約権の行使の条件 現在の発行内容に準じて決定する。
- (9)新株予約権の取得事由及び条件 現在の発行内容に準じて決定する。
- (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

EDINET提出書類 株式会社ABEJA(E38109) 有価証券報告書

【ライツプランの内容】 該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】 該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】 該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金殊 高(千円)
2020年11月30日 (注)1	-	普通株式 7,711,400	-	3,114,578	251,058	-
2020年12月1日 (注)2	普通株式 3,306,200 A種優先株式 156,000 B種優先株式 1,473,500 C種優先株式 1,676,700	普通株式 4,405,200 A種優先株式 156,000 B種優先株式 1,473,500 C種優先株式 1,676,700	-	3,114,578	-	-
2022年5月31日 (注)3	-	普通株式 4,405,200 A種優先株式 156,000 B種優先株式 1,473,500 C種優先株式 1,676,700	3,014,578	,014,578 100,000		-
2022年8月8日 (注)4	普通株式 3,306,200 A種優先株式 156,000 B種優先株式 1,473,500 C種優先株式 1,676,700	普通株式 7,711,400	-	100,000	-	-
2023年 6 月12日 (注) 5	普通株式 700,000	普通株式 8,411,400	499,100	599,100	499,100	499,100
2023年7月11日 (注)6	普通株式 187,500	普通株式 8,598,900	133,687	732,787	133,687	632,787
2023年9月1日~ 2024年8月31日 (注)7	普通株式 662,000	普通株式 9,260,900	99,494	832,282	99,494	732,282
2024年9月1日~ 2025年8月31日 (注)7	普通株式 503,900	普通株式 9,764,800	63,654	895,936	63,654	795,936

- (注) 1.2020年11月30日開催の定時株主総会において、資本準備金を251,058千円減少(減資割合100%)し、全額を 欠損の補填に充当することを決議しております。
 - 2.2020年11月30日開催の定時株主総会決議により、2020年12月1日付で普通株式の一部をA種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式に変更しております。
 - 3.資本金の減少は財務健全化を目的とした減資(減資割合96.8%)によるものであります。
 - 4. 2022年8月8日開催の臨時株主総会の決議により、定款の一部変更を行い、A種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式に関する定款の定めを廃止し、同日付でA種優先株式156,000株、B種優先株式1,473,500株及びC種優先株式1,676,700株は普通株式3,306,200株となっております。
 - 5. 有償一般募集(ブックビルディング方式による募集)

発行価格1,550円引受価額1,426円資本組入額713円

EDINET提出書類 株式会社 A B E J A (E38109) 有価証券報告書

6 . 有償第三者割当(オーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資)

割当価格 1,426円 資本組入額 713円

割当先 野村證券株式会社

- 7.新株予約権の行使による増加であります。
- 8.2025年9月1日から2025年10月31日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式総数が144,500株、 資本金及び資本準備金がそれぞれ20,769千円増加しております。

(5)【所有者別状況】

2025年8月31日現在

	株式の状況(1単元の株式数100株)					単元未			
 区分	政府及び		金融商品	その他の	外国法	人等			満株式
	地方公共 団体	金融機関	取引業者	法人	個人以外	個人	個人その他	計	の状況(株)
株主数(人)	-	4	37	135	34	51	11,688	11,949	-
所有株式数 (単元)	-	829	4,987	26,996	2,151	135	62,386	97,484	16,400
所有株式数の 割合(%)	-	0.85	5.12	27.69	2.20	0.14	64.00	100	-

(注)自己株式115株は、「個人その他」に1単元、「単元未満株式の状況」に15株含まれております。

(6)【大株主の状況】

2025年 8 月31日現在

			2020年 0 7 10 1 日 3 1 日
氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式(自己 株式を除く。)の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
SOMPO Light Vort ex株式会社	東京都新宿区西新宿1丁目26-1	1,693,500	17.34
岡田 陽介	栃木県那須塩原市	1,278,600	13.09
ヒューリック株式会社	東京都中央区日本橋大伝馬町7-3	432,945	4.43
株式会社インスパイア・インベスト メント	東京都港区南青山5丁目3-10	280,400	2.87
外木 直樹	東京都港区	246,700	2.52
小間 基裕	千葉県印西市	葉県印西市 142,000	
BANK JULIUS BAE R AND CO. LTD. SINGAPORE CLIENTS (常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行)	7 STRAITS VIEW, 28 - 01 MARINA ONE EAS T TOWER SINGAPORE 018936 (東京都千代田区丸の内1丁目4番5 号 決済事業部)	110,000	1.12
TBSイノベーション・パートナー ズ 2 号投資事業組合	東京都港区赤坂5丁目3-6	104,100	1.06
藤井 衛	兵庫県尼崎市	100,000	1.02
杉山 央	東京都港区	93,500	0.95
計	-	4,481,745	45.89

(7)【議決権の状況】 【発行済株式】

2025年8月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式 等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式 等)	100	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 9,748,300	97,483	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	普通株式 16,400	-	-
発行済株式総数	9,764,800	-	-
総株主の議決権	-	97,483	-

【自己株式等】

2025年8月31日現在

所有者の氏名又は名 称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株 式数(株)	所有株式数の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合 (%)
株式会社ABEJA	東京都港区三田一丁目1番14号	100	-	100	0.00
計	-	100	-	100	0.00

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

- (1)【株主総会決議による取得の状況】 該当事項はありません。
- (2)【取締役会決議による取得の状況】 該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	115	272,210
当期間における取得自己株式	-	-

(注)当期間における取得自己株式には、2025年11月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

	当事業	美年度	当期間	
区分	株式数(株)	処分価額の総額 (円)	株式数(株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	1	•	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係 る移転を行った取得自己株式	-	1	,	-
その他	-	-	-	-
保有自己株式数	115	-	115	-

⁽注)当期間における保有自己株式数には、2025年11月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

3【配当政策】

当社は、設立以来配当を実施した実績はありませんが、株主に対する利益還元を経営の重要課題として認識しております。しかしながら、当社は、成長過程にあると考えており、内部留保の充実及び事業拡大のための投資等に充当することが、株主に対する利益還元につながると考えております。将来的には、事業環境及び財政状態を勘案しながら、株主に対する利益還元を実施していく方針ではありますが、現時点において配当実施の可能性及び実施時期については未定であります。

剰余金の配当を行う場合、年1回の期末配当を基本方針としており、その他年1回中間配当を行うことができる旨及び上記の他に基準日を定めて剰余金の配当を行うことができる旨を定款に定めております。また、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる旨を定款に定めております。

4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本方針

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値向上を図り、また各ステークホルダーと良好な関係を築いていくためには、経営の効率性・健全性・透明性が不可欠であり、コーポレート・ガバナンスの充実が重要であると認識しております。

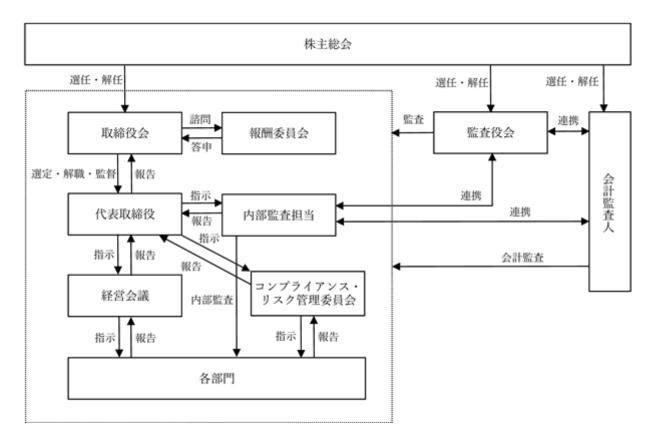
具体的には、法令等の遵守、実効性ある内部統制、情報の適時開示、独立性ある監査機能等を意識し、企業活動を行ってまいります。

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社は会社法に基づく機関として株主総会、取締役会、監査役会及び会計監査人を設置しております。取締役会が適切な経営の意思決定と個々の取締役の職務執行の監督を行い、全員が社外監査役で構成される監査役会は公正かつ独立の立場から監査しております。さらに、取締役会の諮問機関として任意の報酬委員会を設置し、経営監督機能を強化しております。

当社は、本体制が当社の取締役会の監督機能を強化し、経営の効率性・健全性・透明性を高め、持続的な成長と中長期的な企業価値向上を図るために有効であると考えております。

当社の企業統治の体制の模式図は以下のとおりであります。



a . 取締役会

有価証券報告書提出日現在の取締役会は取締役7名(うち社外取締役3名)で構成され、業務執行の最高意思決定機関として、法令、定款及び当社諸規程に則り、経営に関する重要事項の意思決定や業績の進捗確認、取締役の職務執行の監督を行っております。取締役会は原則として毎月1回開催し、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。

有価証券報告書提出日現在における議長及び構成員並びに出席者の氏名は以下のとおりであります。

議 長:代表取締役СЕО 岡田陽介

構成員:代表取締役COO 小間基裕、取締役CFO 英一樹、取締役CSO 外木直樹、

社外取締役 田中邦裕、社外取締役 麻野耕司、社外取締役 的野仁

出席者:社外監查役 桃原隼一(常勤)、社外監查役 清水琢麿、社外監查役 青山正明

なお、2025年11月26日開催予定の定時株主総会の議案(決議事項)として、「取締役7名選任の件」及び「監査役3名選任の件」を提案しており、当該議案が原案どおり承認可決されますと、取締役会の議長及び構成員並びに出席者は以下のとおりとなる予定であります。

議 長:代表取締役 СЕО 岡田陽介

構成員:代表取締役СОО 小間基裕、取締役СГО 英一樹、取締役СГО 外木直樹、

社外取締役 田中邦裕、社外取締役 麻野耕司、社外取締役 宮淳 出席者:社外監査役 桃原隼一(常勤)、社外監査役 清水琢麿、社外監査役 青山正明

b . 監査役会

有価証券報告書提出日現在の監査役会は常勤1名と非常勤2名の監査役3名(うち社外監査役3名)で構成され、各監査役の監査実施状況の報告や監査役間の協議等を実施しております。監査役会は原則として毎月1回開催しております。

監査役は、取締役の職務執行を監査するため、取締役会及びその他の重要な会議へ出席しております。社外 監査役には公認会計士及び弁護士を含んでおり、それぞれの専門知識と経験に基づき、監査を行っておりま す。

有価証券報告書提出日現在における議長及び構成員の氏名は以下のとおりであります。

議 長:社外監査役 桃原隼一(常勤)

構成員: 社外監査役 清水琢磨、社外監査役 青山正明

なお、2025年11月26日開催予定の定時株主総会の議案(決議事項)として、「監査役3名選任の件」を提案 しておりますが、当該議案が原案どおり承認可決された場合においても、監査役会の議長及び構成員に変更は ない予定であります。

c . 会計監査人

当社はEY新日本有限責任監査法人と監査契約を締結し、独立した立場から会計監査を受けております。

d . 報酬委員会

有価証券報告書提出日現在の報酬委員会は取締役3名(うち社外取締役2名)で構成され、取締役の報酬等に係る決定プロセスの透明性と客観性を担保し、コーポレート・ガバナンス体制の充実を図ることを目的とした取締役会の諮問機関となります。報酬委員会では取締役の報酬等に関する方針や内容等について審議し、取締役会に対し答申を行っております。報酬委員会は原則として年2回開催し、必要に応じて臨時で開催しております。

有価証券報告書提出日現在における議長及び構成員の氏名は以下のとおりであります。

議 長:代表取締役COO 小間基裕

構成員: 社外取締役 田中邦裕、社外取締役 麻野耕司

なお、2025年11月26日開催予定の定時株主総会の議案(決議事項)として、「取締役7名選任の件」を提案 しておりますが、当該議案が原案どおり承認可決された場合においても、報酬委員会の議長及び構成員に変更 はない予定であります。

e . 経営会議

経営会議は常勤取締役、常勤監査役、執行役員等で構成され、取締役会への付議事項や経営課題等を審議するとともに、日常の業務執行に関する協議、報告を行っております。経営会議は原則として毎月1回開催しております。

f.コンプライアンス・リスク管理委員会

コンプライアンス・リスク管理委員会は代表取締役 C E O、コーポレート管理部責任者及び代表取締役 C E O が指名する者で構成され、法令遵守の状況や社内の啓蒙活動などコンプライアンス体制の充実に向けた協議、及び事業を取り巻く様々なリスクの状況や対応状況の確認等を行っております。コンプライアンス・リスク管理委員会は原則として毎年1回開催しております。

g . 内部監査

当社は独立した内部監査部署を設置しておりませんが、代表取締役CEOが任命する内部監査担当5名が、 監査計画に基づいて1年で全部署を監査する内部監査を実施し、代表取締役CEOに対して監査結果を報告しております。なお、内部監査担当者は自己監査とならないよう、自己が所属している部門以外について内部監査を実施しております。代表取締役CEOは、監査結果の報告に基づき、被監査部門に対して改善を指示し、その結果を報告させることで内部統制の維持改善を図っております。

企業統治に関するその他の事項

a . 内部統制システムの整備の状況

当社は、取締役会において「内部統制システム構築の基本方針」を定め、業務の適正を確保するための体制作りと管理体制のより一層の整備を図ることとしております。当該基本方針で定めた体制及び事項は以下のとおりであります。

- イ、取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・コンプライアンス基本方針を定め、すべての取締役及び使用人が職務の執行にあたって法令・定款等を遵 守することを徹底する。
 - ・法令違反行為を早期に発見、是正するため、これらの行為を発見した場合に会社へ情報提供するための内 部通報体制を構築する。
 - ・取締役会は、法令、定款及び社内諸規程に基づき、経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役の 職務執行を監督する。
 - ・職務執行が法令、定款及び社内諸規程に適合することを確保するため、内部監査を実施する。
 - ・健全な会社経営のため、「反社会的勢力排除規程」に基づき、反社会的勢力とは関わりを持たない体制を 構築する。
- 口. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ・取締役の職務の執行に係る情報については、法令及び文書管理規程に基づき適切に保存する。
 - ・取締役及び監査役が当該書類を閲覧できる体制を整備する。
- 八.損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・当社の組織横断的なリスクについては、「コンプライアンス・リスク管理規程」を定め、同規程に基づく リスク管理体制を構築する。
 - ・取締役会、経営会議等において、業務執行に関わる重要な情報の共有を行い、リスクの早期発見と未然防止に努める。
 - ・危機発生時には、対策本部を設置し社内等への適切な情報伝達と危機に対して適切且つ迅速な対応を行う。
- 二.取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・取締役会は原則として毎月1回開催する他、機動的に意思決定を行うため、臨時取締役会を開催するもの とし、適切な職務執行が行える体制を確保する。
 - ・「職務権限規程」、「業務分掌規程」、「稟議規程」に基づき、適切に権限の委譲を行い、付与された権限に基づき適正かつ効率的な職務の執行が行われる体制を構築する。
 - ・取締役会において事業計画を定め、会社として達成すべき目標を明確化し、取締役会及び経営会議において達成状況を確認・検証し、その対策を立案・実行する。
- ホ.監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項
 - ・監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、監査役を補助すべき使用人を配置する。
 - ・当該使用人の監査補助業務については監査役会の指揮命令に従うものとする。
 - ・当該使用人の人事考課、異動等については監査役会の同意を受けた上で決定する。
- へ.取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制、並びに当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
 - ・取締役及び使用人は、法令に違反する事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したとき は、監査役に対して当該事実に関する事項を速やかに報告する。
 - ・取締役及び使用人は、監査役の求めに応じて会社の業務執行状況を報告及び必要な情報提供を行う。
 - ・報告を行った者が、監査役への報告を行ったことを理由として、不利な取扱いを受けないことを確保する ための体制を整備する。
- ト.監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項、その他監査役の監査が 実効的に行われることを確保するための体制
 - ・監査役がその職務の執行にあたり生じた費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務 の執行に必要でないと認められる場合を除き、当社は速やかに当該費用又は債務を処理する。
 - ・監査役は代表取締役と定期的に会合を持ち、監査上の重要課題について情報・意見交換を行う。
 - ・監査役は必要に応じて、重要な社内会議に出席することができる体制を整備する。

・監査役は会計監査人と定期的に会合を持ち、情報・意見交換を行うとともに、必要に応じて会計監査人に 報告を求めることができる体制を整備する。

b. リスク管理体制の整備の状況

当社は、「コンプライアンス・リスク管理規程」、「情報セキュリティ規程」及び「個人情報保護規程」を定め、全社的なコンプライアンス体制、リスク体制の強化及び情報資産の保護を図っております。

また、内部通報制度を構築し、社内通報窓口と社外通報窓口を設置し、不正行為の未然防止と早期発見に努めております。

c . 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人、社外取締役3名及び社外監査役3名は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、会計監査人、当該社外取締役及び社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

d . 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で、取締役及び監査役等を被保険者として以下概要の役員等賠償責任保険契約を締結しております。

イ.役員等賠償責任保険契約の概要

被保険者が、会社の役員等としての業務につき行った行為(不作為を含む)に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を補償するものです。ただし、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員等自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。

口.保険料の負担

保険料は全額当社が負担しております。

e . 取締役及び監査役の責任免除

当社は、取締役及び監査役が期待される役割を十分に発揮することを可能とするため、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の行為に関する取締役(取締役であったものを含む)及び監査役(監査役であったものを含む)の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる旨を定款に定めております。

f . 取締役の定数

当社の取締役は10名以内とする旨を定款に定めております。

g. 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び選任決議は、累積投票によらない旨を定款に定めております。

h . 剰余金の配当及び中間配当

当社は、会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議により剰余金の配当等を決定することができる旨、及び中間配当の基準日を毎年2月末日とする旨を定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を可能にするためであります。

i . 自己株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議により市場取引等により自己株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経済情勢の変化に対応して、資本政策を機動的に実施することを目的とするものであります。

j . 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うことを目的として、会社法第309条第2項に定める特別決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。

取締役会の活動状況

当事業年度における当社の取締役会の開催状況及び個々の出席状況については以下のとおりです。

地位	氏 名	開催回数	出席回数
代表取締役CEO	岡田 陽介	18回	18回
代表取締役COO	小間 基裕	18回	18回
取締役CFO	英 一樹	18回	18回
取締役CSO	外木 直樹	18回	18回
社外取締役	田中邦裕	18回	18回
社外取締役	麻野 耕司	18回	18回
社外取締役	的野 仁	18回	18回

- (注) 1. 具体的な検討内容は、株主総会に関する事項、決算に関する事項、事業計画に関する事項、人事・ 組織に関する事項、月次業績に関する事項等となります。
 - 2.上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が3回ありました。

(取締役会の実効性評価)

当社では、取締役会のさらなる機能向上を目的として、取締役会の実効性に係る分析・評価について、当事業年度より取り組んでおります。当事業年度においては、外部機関の助言を受けながら、取締役会に関する全般的な事項について、取締役及び監査役10名を対象に匿名の自己評価アンケート調査を行い、その評価結果を分析のうえ、取締役会において議論を行いました。当期の評価結果として、取締役会全体の実効性は概ね確保されていることを確認しました。あわせて、中長期の戦略等に関連する議論の機会・深度の一層の充実を認識し、アジェンダ設定の見直し等の対応を進めております。今後も取締役会の機能向上のための取り組みを継続的に進めてまいります。

(2)【役員の状況】

役員一覧

a.2025年11月25日(有価証券報告書提出日)現在の役員の状況は以下のとおりであります。

男性10名 女性 - 名 (役員のうち女性の比率 - %)

男性10名	女性 - 名 氏名	(役員のつち女性 生年月日	, , , ,	略歴	任期	所有株式 数(株)
			2011年2月	株式会社響 取締役CTO		
			2011年6月	株式会社リッチメディア(現株式会社 シェアリング・ビューティー)入社		
			2012年 9 月	当社設立 代表取締役社長		
			2012年10月	移動体付随情報表示装置株式会社 代表 取締役社長		
			2017年3月	ABEJA Singapore PTE. LTD. Director		1,378,60 0
() + m/÷/1 c = 0		,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	2017年6月	一般社団法人日本ディープラーニング 協会 理事(現任)	(35)	1,378,60
代表取締役 C E O	岡田陽介	1988年12月15日生	2018年4月	株式会社CA ABEJA 取締役	(注)3	
				当社 代表取締役社長CEO		
			2019年10月	ABEJA Technologies, Inc. Managing Director		
			2020年11月	当社 代表取締役CEO(現任)		
			2021年4月	那須塩原市 DXフェロー(現任)		
			2025年 6 月	一般社団法人AIロボット協会 理事 (現 任)		
			2025年7月	株式会社スマレジ 社外取締役(現任)		
			2002年4月	ヤフー株式会社(現LINEヤフー株式会 社)入社		142,000
			2011年10月	同社 データソリューション開発部長		
			2012年10月	同社 データソリューション本部長		
			2015年4月	同社 ディレクター		
			2016年 5 月	KDDI株式会社入社 新規事業戦略特命担 当部長		142,000
代表取締役COO	小間 基裕	1979年8月7日生	2016年 8 月	株式会社リクルートテクノロジーズ (現株式会社リクルート)入社	(注)3	
			2017年10月	株式会社リクルートホールディングス 出向 データ・AI戦略統括部長		
			2020年3月	株式会社フライウィール入社 執行役員 データ戦略本部長兼社長室長		
			2020年9月	当社入社 社長室長		
				当社 取締役社長COO		
			2021年11月	当社 代表取締役COO(現任)		
			2003年4月	公認会計士登録		数(株) 1,378,60 0
				野村證券株式会社入社		
取締役CFO	英一樹	1978年12月30日生		株式会社アイリッジ入社 執行役員CFO	(注)3	66,000
				同社 取締役CFO		数(株) 1,378,60 0
				当社入社 執行役員CFO		
				当社 取締役CFO(現任) 株式会社オープンアソシエイツ(現		
取締役CSO 外木 頂				オープングループ株式会社)入社		
			2013年6月			
	外木 直樹	1988年 4 月23日生		当社 取締役 ABEJA SINGAPORE PTE. LTD. 代表取締 役社長	(注)3	246,700
			2019年6月	当社 取締役COO		
				当社 執行役員 CEO室長		
				当社 取締役CSO (現任)		
			2025年6月	株式会社blowout 社外取締役(現任)		

役職名	氏名	生年月日		略歴	任期	所有株式 数(株)
取締役	田中邦裕	1978年 1 月14日生	1999年8月 2008年6月 2009年8月 2015年7月 2016年10月 2019年6月 2019年8月	株式会社インフォレスト設立 代表取締役 さくらインターネット株式会社設立 代表取締役 同社 代表取締役社長(現任) 株式会社田中邦裕事務所設立 代表取締役社長(現任) さくらインターネット株式会社 最高経営責任者(現任) 株式会社アイモバイル 社外取締役(現任) 株式会社・Plug 社外取締役(現任) BBSakura Networks株式会社 社外取締役(現任) 当社 社外取締役(現任)	(注)3	3,000
取締役	麻野 耕司	1979年11月3日生	2010年7月 2013年1月 2013年11月 2015年5月 2018年1月 2018年3月 2018年10月 2020年3月 2020年4月 2020年4月	株式会社リンクアンドモチベーション 入社 同社 執行役員 モチベーションマネジメントカンパニー 営業開発部部長 同社 エンプロイーリレーションシップマネジメントカンパニー 執行役カンパニー長 株式会社リッチメディア(現株式会社シェアリング・ビューティー) 社外取締役 株式会社フロムスクラッチ(現株式会社データX) 社外取締役 株式会社リンクアンドモチベーション執行役員 組織開発本部本 長同社 取締役 株式会社 取締役 (現任)の一ク株式会社) 取締役副社長 当社 社外取締役(現任) ピーブル・テック・スタジオ合同会社代表(現任) 株式会社ナレッジワーク 代表取締役(現任) SHOWROOM株式会社 社外取締役(現任) SHOWROOM株式会社 社外取締役(現任) 合同会社HRCamp 代表(現任)	(注)3	-
取締役	的野(仁	1975年 3 月20日生	2020年4月 2021年4月 2021年5月 2021年7月 2022年3月 2022年4月 2022年10月 2023年4月 2023年4月	安田火災海上保険株式会社(現損害保 険ジャパン株式会社)入社 SOMPOホールディングス株式会社 デジ タル戦略部 兼 データ統括室 特命部長 同社 デジタル戦略部長 兼 データ統括 室長 当社 社外取締役(現任) SOMPOオークス株式会社 取締役 SOMPO Light Vortex株式会社 取締役 SOMPO Digital Lab, Inc. 取締役 SOMPO Digital Lab, Inc. 取締役 SOMPO Light Vortex株式会社 デジ タル・データ戦略部長 SOMPO Light Vortex株式会社 取締役 執行役員 デジタルヘルス事業部長 SOMPOホールディングス株式会社 デジ タル・データ戦略部 特命部長 SOMPO Light Vortex株式会社 執行役員 事業統括部長 SOMPO Light Vortex株式会社 執行役員 事業統括部長 SOMPOホールディングス株式会社 経営 企画部 特命部長(現任) SOMPOダイレクト損害保険株式会社 取 締役常務執行役員(現任)	(注)3	-

役職名	氏名	生年月日		略歴	任期	所有株式 数(株)
			2007年4月	あずさ監査法人 (現有限責任 あずさ 監査法人)入所		
				公認会計士登録		
			2013年2月	PwC Taiwan(資誠聯合會計師事務所) 入所		
常勤監査役	桃原 隼一	1982年11月15日生	2018年1月	水原公認会計士事務所開所(現任)	(注)4	-
				当社 常勤監査役(現任)		
				ウォンテッドリー株式会社 社外取締		
				役・監査等委員(現任)		
			2025年1月	株式会社ニーリー 社外監査役(現任)		
			2002年10月	弁護士登録		
				あさひ・狛法律事務所(現西村あさひ 法律事務所)入所		
			2007年4月	法律特許事務所イオタ(現法律事務所		
				イオタ) パートナー弁護士		
			2012年4月	慶應義塾大学法学部法律学科 非常勤講師(現任)		
			2013年6月	当社 監査役(現任)		
			2014年10月	株式会社シーアールイー 社外監査役		
				同社 社外取締役・監査等委員		
監査役 清水 琢麿	清水 琢麿	1975年 3 月10日生	2017年10月	法律事務所イオタ 代表パートナー弁護 士(現任)	(注)4	10,000
			2018年3月	エ(パロ) 鹿島プライベートリート投資法人 監督		
				役員(現任)		
				CBcloud株式会社 社外監査役(現任)		10,000
			2022年 4 月	株式会社DUALホールディングス 社外監 査役		
				同社 社外取締役(現任)		
			2025年 2 月	一般社団法人 日本スタートアップ監査 役等協会 理事(現任)		
			2025年 6 月	NANO MRNA株式会社 社外監査役(現任)		-
			2004年4月	株式会社ドリームインキュベータ入社		
			2012年 6 月	アイペット損害保険株式会社 取締役		4 10,000
			2015年 6 月	株式会社ドリームインキュベータ 執行 役員		
			2016年4月	アイペット損害保険株式会社入社		
			2016年 5 月	同社 執行役員		
監査役 青山 正明	*			同社 取締役常務執行役員		
	青山 止明 	1979年11月25日生		株式会社ビザスク 社外監査役	(注)4	-
				当社 監査役(現任)		
			2022年4月	株式会社キーストーン 代表取締役(現任)		
			2022年 5 月	株式会社ビザスク 社外取締役・監査等		1,846,30
				委員(現任)		
			2024年12月	株式会社バイオフィリア 社外取締役 (現任)		
	•		計		•	1,846,30
ĺ			ĒΙ			l 0

- (注)1.取締役田中邦裕、麻野耕司及び的野仁は、社外取締役であります。
 - 2.監査役桃原隼一、清水琢麿及び青山正明は、社外監査役であります。
 - 3. 任期は、2024年11月26日開催の定時株主総会終結の時から、2025年8月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。
 - 4. 任期は、2022年8月8日開催の臨時株主総会終結の時から、2025年8月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。
 - 5.「所有株式数」欄には、当事業年度の末日から提出日の前月末(2025年10月31日)までの間に、新株予約権の行使により発行された株式数が含まれております。
 - 6. 当社では執行役員制度を導入しております。執行役員は以下のとおりであります。

経営企画統括部 部長

木下 正文

デジタルプラットフォーム事業 1部 事業部長 左近 進

b.2025年11月26日開催予定の定時株主総会の議案(決議事項)として、「取締役7名の選任の件」及び「監査役3名選任の件」を提案しており、当該議案が原案どおり承認可決されますと、当社の役員状況は以下のとおりとなる予定であります。

なお、役員の役職等については、当該定時株主総会の直後に開催予定の取締役会の決議事項の内容 (役職等)を含めて記載しています。

男性10名 女性 - 名 (役員のうち女性の比率 - %)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役CEO	岡田 陽介	1988年12月15日生	a . に記載のとおり	(注)3	1,378,600
代表取締役COO	小間 基裕	1979年8月7日生	a.に記載のとおり	(注)3	142,000
取締役CFO	英 一樹	1978年12月30日生	a . に記載のとおり	(注)3	66,000
取締役CSO	外木 直樹	1988年 4 月23日生	a . に記載のとおり	(注)3	246,700
取締役	田中 邦裕	1978年 1 月14日生	a . に記載のとおり	(注)3	3,000
取締役	麻野 耕司	1979年11月3日生	a . に記載のとおり	(注)3	-
取締役	宮淳	1973年 5 月10日生	1997年4月 株式会社さくら銀行(現株式会社三井住友銀行)入行 1999年6月 住友海上火災保険株式会社(現三井住友海上火災保険株式会社)入社 2001年2月 富士通株式会社入社 2008年2月 日本オラクル株式会社入社 2018年7月 アマゾンウェブサービスジャパン株式会社(現アマゾンウェブサービスジャパン株式会社)入社 金融事業統括本部保険営業本部長 2022年10月 SOMPO Light Vortex株式会社入社 執行役員 経営企画部部長 2023年4月 同社 執行役員 事業統括部部長2024年4月 同社 副社長執行役員 CBDO 事業統括部長2024年7月 REVortex株式会社 収締役(現任) 2024年10月 SOMPO Light Vortex株式会社 代表取締役社長 CEO/CBDO執行役員(現任) 2025年4月 オークスモビリティ株式会社 取締役(現任) 2025年4月 SOMPO Growth Partners株式会社 取締役(現任) 2025年4月 SSトレーディング株式会社 取締役(現任) 2025年11月 当社 社外取締役(現任)	(注)3	-
常勤監査役 ————————————————————————————————————	桃原 隼一	1982年11月15日生	a.に記載のとおり	(注)4	-
監査役	清水 琢麿	1975年 3 月10日生	a . に記載のとおり	(注)4	10,000
監査役	青山 正明	1979年11月25日生	a . に記載のとおり	(注)4	-
			計		1,846,300

- (注)1. 取締役田中邦裕、麻野耕司及び宮淳は、社外取締役であります。
 - 2.監査役桃原隼一、清水琢麿及び青山正明は、社外監査役であります。
 - 3. 任期は、2025年8月期に係る定時株主総会終結の時から、2026年8月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。
 - 4. 任期は、2025年8月期に係る定時株主総会終結の時から、2029年8月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。
 - 5.「所有株式数」欄には、当事業年度の末日から提出日の前月末(2025年10月31日)までの間に、新株予約権の行使により発行された株式数が含まれております。
 - 6. 当社では執行役員制度を導入しております。執行役員は以下のとおりであります。

経営企画統括部 部長 木下 正文

デジタルプラットフォーム事業1部 事業部長 左近 進

社外役員の状況

有価証券報告書提出日現在の当社の社外役員の状況は以下のとおりであります。

a . 員数

社外取締役3名、社外監査役3名

b . 社外役員が当社の企業統治において果たす機能及び役割

社外役員による監督又は監査に期待する機能及び役割につきましては、会社経営、会計財務及び企業法務等に関する経験及び専門的な知見に基づき、社外の視点から監督又は監査することにより、経営監視機能の客観性及び中立性を確保することにあります。

社外取締役の田中邦裕は、長年にわたる企業経営者としての豊富な経験、幅広い見識を有しており、実践的な視点から当社の経営に活かしていただけることから、当社の社外取締役として適任であると判断しております。

社外取締役の麻野耕司は、事業会社でのビジネス経験及び経営経験を有しており、実践的な視点から当社の経営に活かしていただけることから、当社の社外取締役として適任であると判断しております。

社外取締役の的野仁は、当社と業務提携しておりますSOMPOホールディングス株式会社に所属しており、保険事業、介護・シニア事業、それらのデジタル化に関する豊富な経験、幅広い見識を、実践的な視点から当社の経営に活かしていただけるとの判断から社外取締役として選任しております。

社外監査役の桃原隼ーは、公認会計士としての業務経験を通じ、財務及び会計に関する専門的な知識と豊富な経験を有していることから、当社の社外監査役として適任であると判断しております。

社外監査役の清水琢麿は、弁護士としての業務経験を通じ、企業法務に関する専門的な知識と豊富な経験を有していることから、当社の社外監査役として適任であると判断しております。

社外監査役の青山正明は、上場会社での取締役や監査役を務める等、幅広い知見と経験を有していることから、当社の社外監査役として適任であると判断しております。

c. 社外役員と会社の人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係

社外取締役の田中邦裕は、さくらインターネット株式会社の代表取締役社長 最高経営責任者であります。 同社は当社の株主であり、同社と当社との間には、同社が公的研究機関から委託された研究開発において取引 関係がありますが、同社との取引条件は一般取引先と同様であります。また、同氏は、当社の普通株式を 3,000株保有しておりますが、この他に、当社との間に人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係 はありません。

社外取締役の麻野耕司は、株式会社ナレッジワークの代表取締役でありますが、同社と当社との間に特別な利害関係はありません。また、同氏は、当社の新株予約権を30個保有しておりますが、この他に、当社との間に人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

社外取締役の的野仁は、SOMPOホールディングス株式会社に所属しており、また、2025年4月1日付でSOMPO Light Vortex株式会社の執行役員を退任し、SOMPOダイレクト損害保険株式会社の取締役常務執行役員に就任しております。SOMPO Light Vortex株式会社は当社の議決権の17.37%を保有する当社のその他の関係会社であり、その100%親会社はSOMPOホールディングス株式会社となります。当社とSOMPOホールディングス株式会社とは業務提携関係にあり、当社と同社及びSOMPO Light Vortex株式会社を含むSOMPOホールディングス株式会社を下のグループ会社数社との間でデジタルトランスフォーメーション推進に関連する開発及び運用において取引関係がありますが、その取引条件は一般の取引先と同様であります。この他に、同氏と当社との間に人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

社外監査役の桃原隼一は、桃原公認会計士事務所の所長、ウォンテッドリー株式会社の社外取締役(監査等委員)であります。当社とウォンテッドリー株式会社との間には、採用サービスに関する取引関係がありますが、同社との取引条件は一般の取引先と同様であり、その取引額は僅少であります。この他に、同氏と当社との間に人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

社外監査役の清水琢磨は、法律事務所イオタの代表弁護士、NANO MRNA株式会社の社外監査役となりますが、同事務所及び同社と当社との間に特別な利害関係はありません。また、同氏は、当社の普通株式を10,000株保有しておりますが、この他に、当社との間に人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

社外監査役の青山正明は、株式会社キーストーンの代表取締役、株式会社ビザスクの社外取締役(監査等委員)であります。当社と株式会社ビザスクとの間には、スポットコンサルに関する取引関係がありますが、同社との取引条件は一般の取引先と同様であり、その取引額は僅少であります。この他に、同氏と当社との間に人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

d . 社外役員を選任するための独立性に関する基準又は方針の内容

EDINET提出書類 株式会社 A B E J A (E38109) 有価証券報告書

当社においては、社外役員を選任するための独立性に関する基準又は方針はないものの、選任にあたっては、会社法及び株式会社東京証券取引所の独立役員の独立性に関する判断基準を参考にしております。

なお、2025年11月26日開催予定の定時株主総会の議案(決議事項)として、「取締役7名の選任の件」及び「監査役3名選任の件」を提案しており、当該議案が原案どおり承認可決されますと、宮淳氏が社外取締役として新たに選任され、当社の社外役員の員数は社外取締役3名、社外監査役3名となります。

宮淳氏は、複数の事業会社における幅広いビジネス経験を有しており、実践的な視点から当社の経営に活かしていただけることから、当社の社外取締役として適任であると判断しております。また、宮淳氏は、SOMPO Light Vortex株式会社の代表取締役社長 CEO/CBDO 執行役員であります。同社は当社の議決権の17.37%を保有する当社のその他の関係会社であり、同社と当社との間には、デジタルトランスフォーメーション推進に関連する開発及び運用において取引関係がありますが、その取引条件は一般の取引先と同様であります。この他に、同氏と当社との間に人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

社外役員による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係 社外取締役及び社外監査役は、取締役会に出席し経営全般に対して客観的且つ公正な意見を述べるとともに、 内部統制システムの整備・運用状況について把握し、取締役の業務執行の適法性を監督、監査しております。 また、社外監査役、会計監査人及び内部監査担当者は、それぞれの監査計画や監査結果の共有、業務の改善に 向けた具体的な協議を行う等、定期的に意見交換を行い、監査の実効性を高めております。

(3)【監査の状況】

監査役監査の状況

有価証券報告書提出日現在、当社における監査役会は、社外監査役3名で構成されており、うち1名が常勤であります。

社外監査役の桃原隼一は、公認会計士の資格を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

監査役監査は、毎事業年度に策定される監査計画に基づき行っております。常勤監査役が日常監査業務を実施し、毎月開催される監査役会で重要事項の審議、当月に実施した監査結果の報告、監査役間の情報共有及び意見交換を行っております。また、各監査役は取締役会に出席し、取締役の職務執行の監査を行っております。具体的な手続きとしては、取締役会その他重要会議への出席、代表取締役との意見交換、取締役等へのヒアリング、重要書類の閲覧等を実施しております。

当事業年度において監査役会を月1回開催しており、個々の監査役の出席状況については以下のとおりであります。なお、監査役会における具体的な検討内容は、当事業年度における監査計画及び監査方針の制定、監査業務の分担、取締役の職務執行の監査、内部統制システムの妥当性、会計監査人の選任、会計監査人の監査の方法及び結果の妥当性、監査報告書の作成等であります。

氏 名	開催回数	出席回数
桃原 隼一	12回	12回
清水 琢麿	12回	12回
青山 正明	12回	12回

なお当社は、2025年11月26日開催予定の定時株主総会の議案(決議事項)として、「監査役3名選任の件」を提案しており、当該議案が承認可決されますと、監査役会は引き続き3名の監査役(うち3名は社外監査役)で構成されることになります。

内部監査の状況

当社は、小規模組織のため、独立した組織としての内部監査部署は設置しておりませんが、管理部門の担当者4名と事業部門の担当者1名が監査計画に基づき監査を実施しております。原則として当社の全部門を対象として内部監査を実施しております。監査結果については、代表取締役CEO及び実施部署へ報告を行っており、改善が必要な事項が発見された場合にはその対応結果の確認並びに代表取締役CEOへの報告を行っております。

内部監査担当者と監査役は、定期的に開催する会議体を通じて、内部監査の実施状況等について情報共有を 行っております。また、内部監査担当者、監査人及び会計監査人は、四半期に1回開催する会議体を通じて情報交換、意見交換を行うなど監査の実効性と効率性の向上を目指しております。

なお、監査結果に重大な課題が生じた場合は、内部監査担当者が取締役会及び監査役会に直接報告すること としておりますが、当事業年度においては、当該事象は生じておりません。

会計監査の状況

a . 監査法人の名称

EY新日本有限責任監査法人

b . 継続監査期間

8年間

c . 業務を執行した公認会計士

指定有限責任社員 業務執行社員 石田 大輔 指定有限責任社員 業務執行社員 野口 正邦

d. 監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る主な補助者は、公認会計士2名、その他8名で構成されております。

e . 監査法人の選定方針と理由

当社は、監査法人の選定にあたり、品質管理体制、独立性、監査実施体制、審査体制、監査日数、監査期間及び具体的な監査実施要領並びに監査報酬の妥当性等を総合的に検討し、EY新日本有限責任監査法人は適任であると判断しております。

f.監査役及び監査役会による監査法人の評価

当社の監査役及び監査役会は、監査公認会計士等に対して毎年評価を行っております。監査役及び監査役会による監査公認会計士等の職務遂行状況等について監査公認会計士等から直接報告を受けるとともに、執行部門に対しても定期的なコミュニケーションを図る中で、監査方針や監査計画等についての質問等を行い、監査品質等含め総合的に検討した結果、適正に行われていると評価しております。

監査報酬の内容等

a . 監査公認会計士等に対する報酬

前事業		当事業年度		
監査証明業務に基づ く報酬(千円)	非監査業務に基づく 報酬(千円)	監査証明業務に基づく 報酬(千円)	非監査業務に基づく 報酬(千円)	
26,500	-	27,300	-	

b.監査公認会計士と同一のネットワークに属する組織に対する報酬(a.を除く)

(前事業年度)

該当事項はありません。

(当事業年度)

該当事項はありません。

c . その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

(前事業年度)

該当事項はありません。

(当事業年度)

該当事項はありません。

d . 監査報酬の決定方針

監査公認会計士等に対する監査報酬の決定に関する方針は特に定めておりませんが、監査証明業務に係る 人員数、監査日数、監査時間数等を勘案したうえで、監査役会の同意を得て、適切に監査報酬を決定してお ります。

e . 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

当社監査役会は、日本監査役協会の公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画、監査の実施状況及び報酬見積りの算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬につき会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4)【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は、報酬委員会の答申を踏まえたうえで、2024年10月17日開催の取締役会において、「取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針」を決議しております。

取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、決定方法及び決定された内容が、決定方針と整合していることを確認しており、決定方針に沿うものと判断しております。

決定方針の内容は以下のとおりであります。

<取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針>

a . 基本方針

当社の取締役の報酬等は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう、株主 利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬等の決定に際しては、株主総会で承認された限度額の範囲 で、他の上場会社の企業規模や報酬水準を参考に、当社の業績及び各取締役の期待役割等を総合的に勘案して 適正な水準とすることを基本方針とする。

具体的には、取締役(社外取締役を除く)の報酬等は、基本報酬である固定報酬と業績連動報酬である賞与で構成する。なお、社外取締役については、業務執行から独立した立場であることに鑑み、固定報酬のみとする。

b. 取締役の報酬等の構成

当社の取締役(社外取締役を除く)の報酬等は、年間標準報酬額を基準として、基本報酬である固定報酬を約60%、業績連動報酬である賞与を約40%とし、賞与のうち、売上に連動する割合を50%、営業利益に連動する割合を50%とすることを標準とする。

年間標準報酬額は、他の上場会社の企業規模や報酬水準を参考に、当社の業績や対象者の期待役割等の項目 に係る基準から算出し、報酬委員会の答申を踏まえたうえで取締役会が決定する。

c . 基本報酬 (固定報酬)

基本報酬である固定報酬は、月例の金銭報酬とし、年間標準報酬額を基準に、あらかじめ定める固定報酬の割合に基づき算出された額を支給する。

d.業績連動報酬(賞与)

業績連動報酬である賞与は、当社の業績向上と企業価値向上への貢献意欲を高めることを目的として、当社が重視する売上と営業利益を業績指標とした金銭報酬とする。当該業績指標の目標達成率に基づき算出された額について、報酬委員会の答申を踏まえたうえで取締役会が決定し、毎年一定の時期に支給する。

e . 非金銭報酬

非金銭報酬(株式報酬等)は導入していないが、今後の検討課題とする。

f.報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議に基づくものとし、取締役会は、当該権限が適切に行使されるよう、報酬委員会に諮問し答申を得ることとする。

上記に加え、当社は、取締役(社外取締役を除く。以下「対象取締役」という)に対する譲渡制限付株式報酬制度(以下「本制度」という)の導入に係る議案を2025年11月26日開催予定の定時株主総会(以下「本株主総会」という)に提案しております。

(本制度の導入の目的等)

本制度は、対象取締役に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的としています。

本制度の導入にあたり、対象取締役に対しては譲渡制限付株式の払込金額に相当する金銭債権を報酬として 支給します。当該金銭債権の支給及び本制度の導入は、本株主総会での承認を条件といたします。なお、本制 度に係る報酬枠は、後記「 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項」に記載の報 酬枠とは別枠として設定することにつき、併せて株主の皆様にご承認をお願いする予定です。

(本制度の概要)

本制度に基づき対象取締役に対して支給する金銭債権の総額は、年額45,000千円以内(ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません。)とし、当社が新たに発行又は処分する普通株式の総数は、年25,000株以内(ただし、本株主総会の決議の日以降の日を効力発生日とする当社の普通株式の株式分割(当社の普通株式の無償割当てを含みます。)又は株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、分割比率・併合比率等に応じて、当該総数を、必要に応じて合理的な範囲で調整します。)といたします。

対象取締役は、本制度に基づき当社から支給された金銭債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社の 普通株式について発行又は処分を受けることとなります。その1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日 の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、そ れに先立つ直近取引日の終値)を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならな い範囲において、取締役会において決定いたします。なお、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分につ いては、報酬委員会の答申を踏まえたうえで、取締役会において決定いたします。

また、本制度による当社の普通株式(以下「本株式」といいます。)の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間において、一定期間(以下「譲渡制限期間」といいます。)、本株式に係る第三者への譲渡、担保権の設定その他一切の処分を禁止すること、一定の事由が生じた場合には当社が本株式を無償取得することなどをその内容に含む譲渡制限付株式割当契約が締結されることを条件といたします。本株式は、譲渡制限期間中、譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、対象取締役が野村證券株式会社に開設する専用口座で管理される予定です。

なお、本株主総会において本制度の導入に係る議案が承認可決されることを条件に、「取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針」の内容を以下のとおり変更することを、2025年10月24日開催の取締役会において決議しております。

<変更後の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針>

g . 基本方針

当社の取締役の報酬等は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう、株主 利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬等の決定に際しては、株主総会で承認された限度額の範囲 で、他の上場会社の企業規模や報酬水準を参考に、当社の業績及び各取締役の期待役割等を総合的に勘案して 適正な水準とすることを基本方針とする。

具体的には、取締役(社外取締役を除く)の報酬等は、基本報酬である固定報酬と業績連動報酬である現金 賞与及び非金銭報酬である株式報酬で構成する。なお、社外取締役については、業務執行から独立した立場で あることに鑑み、固定報酬のみとする。

h.取締役の報酬等の構成

当社の取締役(社外取締役を除く)の報酬等は、年間標準報酬額を基準として、基本報酬である固定報酬を約60%、業績連動報酬である現金賞与を約30%(うち、売上に連動する割合を50%、営業利益に連動する割合を50%とする)、非金銭報酬である株式報酬を約10%とすることを標準とする。

年間標準報酬額は、他の上場会社の企業規模や報酬水準を参考に、当社の業績や対象者の期待役割等の項目 に係る基準から算出し、報酬委員会の答申を踏まえたうえで取締役会が決定する。

i.基本報酬(固定報酬)

基本報酬である固定報酬は、月例の金銭報酬とし、年間標準報酬額を基準に、あらかじめ定める固定報酬の割合に基づき算出された額を支給する。

j.業績連動報酬(現金賞与)

短期の業績連動報酬である賞与は、当社の業績向上と企業価値向上への貢献意欲を高めることを目的として、当社が重視する売上と営業利益を業績指標とした金銭報酬とする。当該業績指標の目標達成率に基づき算出された額について、報酬委員会の答申を踏まえたうえで取締役会が決定し、毎年一定の時期に支給する。

k. 非金銭報酬(株式報酬)

非金銭報酬は、当社の持続的な企業価値向上へのインセンティブを与え、株主との一層の価値共有を図ることを目的として、一定期間継続して当社の取締役その他当社取締役会で定める地位にあったことを条件とする譲渡制限付株式を付与する。具体的な付与金額及び株式数については、報酬委員会の答申を踏まえたうえで取締役会が決定し、原則として、毎年一定の時期に付与する。なお、付与対象者に重大な職務違反等があった場合、当社は交付した株式を当然に無償で取得する。

1.報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議に基づくものとし、取締役会は、当該権限が適切に行使されるよう、報酬委員会に諮問し答申を得ることとする。

監査役の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

各監査役の報酬額については、株主総会で承認を受けた報酬限度額の範囲内において、監査役の協議により決定しております。監査役の報酬構成につきましては、独立性の確保の観点から、固定報酬のみとしております。

取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬額は、2022年8月8日開催の臨時株主総会において、年額150,000千円以内(うち社外取締役20,000千円以内。使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない)と決議しております。当該臨時株主総会終結時点の取締役の員数は6名(うち社外取締役3名)であります。

なお、2025年11月26日開催予定の定時株主総会において、取締役選任に関する議案及び取締役の報酬額改定に関する議案を提案しております。両議案が承認可決された場合、取締役の報酬額は年額300,000千円以内(うち社外取締役30,000千円以内。使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない)となり、当該定時株主総会終結時における取締役の員数は7名(うち社外取締役3名)となる予定です。

監査役の報酬額は、2022年8月8日開催の臨時株主総会において、年額30,000千円以内と決議しております。 当該臨時株主総会終結時点の監査役の員数は3名(うち社外監査役3名)であります。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

		幸	対象となる			
役員区分	報酬等の総額 (千円)	固定報酬	業績連動 報酬	退職慰労金	左記のう ち、非金 銭報酬等	役員の員数 (名)
取締役 (社外取締役を除く)	140,445	70,507	69,938	-	-	4
監査役 (社外監査役を除く)	-	-	-	-	-	-
社外役員	24,600	24,600	-	-	-	5

(注)上記「報酬等の総額」のうち取締役の合計額は、当事業年度において会計上の費用として計上された額等が含まれているため、上記「 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項」に記載の過去に開催された株主総会の決議により承認された当事業年度に係る取締役の報酬等の限度額の範囲内か否かを判定する際の取締役の報酬等の額とは一致しません。当社は、当事業年度における取締役の個人別の報酬等の内容については、報酬委員会にて当該限度額の範囲内であることを確認のうえ、取締役会に答申し取締役会にて決定しています。

報酬等の総額が1億円以上である者の報酬等の総額等 報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

使用人兼務役員の使用人給与のうち重要なもの 該当事項はありません。

(5)【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、株価の変動や株式に係る配当によって利益を得ることを目的として保有する株式を純投資目的である投資株式とし、それ以外の目的で保有する株式を純投資目的以外の目的である投資株式として区分しております。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式 該当事項はありません。

保有目的が純投資目的である投資株式 該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1.財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づいて作成しております。

2.監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度(2024年9月1日から2025年8月31日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

3.連結財務諸表について

当社には、子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

4.財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組について

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組を行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準等の変更等について的確に対応することができる体制を整備するため、社外で開催される研修へ参加しております。

1【財務諸表等】

(1)【財務諸表】 【貸借対照表】

	前事業年度 (2024年 8 月31日)	当事業年度 (2025年8月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,868,910	4,586,017
売掛金及び契約資産	1, 2 452,836	1, 2 463,070
仕掛品	5,450	12,992
貯蔵品	4,588	2,404
前払費用	65,082	39,647
未収入金	685,223	1,104
その他	27,636	47
貸倒引当金	738	738
流動資産合計	4,108,988	5,104,545
固定資産		
有形固定資産		
工具、器具及び備品	14,288	30,216
減価償却累計額	4,444	13,344
工具、器具及び備品(純額)	9,843	16,871
有形固定資産合計	9,843	16,871
無形固定資産		
ソフトウエア	18,479	14,490
無形固定資産合計	18,479	14,490
投資その他の資産		
繰延税金資産	95,508	162,782
その他	7,000	19,484
投資その他の資産合計	102,508	182,266
固定資産合計	130,831	213,629
資産合計	4,239,819	5,318,174

	前事業年度 (2024年 8 月31日)	当事業年度 (2025年 8 月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	16	498
未払金	87,818	159,807
未払費用	55,783	68,273
未払法人税等	1,696	74,069
契約負債	41,497	173,944
預り金	35,027	36,375
賞与引当金	116,853	157,661
役員賞与引当金	-	51,479
その他	3,066	124,327
流動負債合計	341,758	846,438
負債合計	341,758	846,438
純資産の部		
株主資本		
資本金	832,282	895,936
資本剰余金		
資本準備金	732,282	795,936
その他資本剰余金	1,883,577	1,883,577
資本剰余金合計	2,615,859	2,679,513
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	445,945	894,213
利益剰余金合計	445,945	894,213
自己株式	-	272
株主資本合計	3,894,087	4,469,391
新株予約権	3,974	2,344
純資産合計	3,898,061	4,471,736
負債純資産合計	4,239,819	5,318,174
ハスルリス/エロリ	1,200,010	0,010,171

3,710

448,268

【損益計算書】

法人税等合計

当期純利益

		(単位:千円)
	前事業年度 (自2023年9月1日 至2024年8月31日)	当事業年度 (自2024年 9 月 1 日 至2025年 8 月31日)
売上高	1, 2 2,766,251	1, 2 3,585,409
売上原価	5 921,957	5 1,349,108
売上総利益	1,844,294	2,236,301
販売費及び一般管理費	3, 4 1,553,952	3, 4 1,790,414
営業利益	290,341	445,886
営業外収益		
受取利息	300	5,358
受取手数料	988	1,528
その他	685	1,075
営業外収益合計	1,975	7,963
営業外費用		
支払利息	293	-
為替差損	158	628
株式交付費	1,509	1,128
その他	3,682	113
営業外費用合計	5,645	1,871
経常利益	286,672	451,978
税引前当期純利益	286,672	451,978
法人税、住民税及び事業税	32,972	70,984
法人税等調整額	34,986	67,274

67,959

218,712

【売上原価明細書】

		前事業年度		当事業年度		
		(自2023年9月1日		(自2024年9月1日		
		至2024年 8 月31日)	至2025年8月31日)		
区分	注記番号	金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比(%)	
労務費		382,021	41.4	459,321	33.9	
経費		191,041	20.7	229,754	16.9	
外注費		348,592	37.8	667,574 49		
当期総製造費用		921,656	100.0	1,356,650	100.0	
仕掛品期首棚卸高		5,751		5,450		
合計		927,407		1,362,100		
仕掛品期末棚卸高		5,450		12,992		
売上原価		921,957		1,349,108		

原価計算の方法

当社の原価計算は、個別原価計算による実際原価計算であります。

(注) 主な内訳は以下のとおりであります。

	前事業年度	当事業年度	
項目	(自2023年9月1日	(自2024年9月1日	
	至2024年 8 月31日)	至2025年8月31日)	
消耗品費 (千円)	9,384	13,786	
システム利用料(千円)	160,921	193,437	

【株主資本等変動計算書】 前事業年度(自2023年9月1日 至2024年8月31日)

							(+ 12 + 113)																								
	株主資本																														
		資本剰余金		利益乗																											
	資本金	次士淮供企	その他資本剰		その他利益剰余金	利益剰余金合	株主資本合計																								
		資本準備金	余金計	★金 計 計					余金計	余金	余金	余金	余金	余金	余金		計	計	計	計	計							計	繰越利益剰余金	計	
当期首残高	732,787	632,787	1,883,577	2,516,365	227,232	227,232	3,476,385																								
当期変動額																															
新株の発行	99,494	99,494		99,494			198,989																								
当期純利益					218,712	218,712	218,712																								
株主資本以外の項目 の当期変動額(純 額)																															
当期変動額合計	99,494	99,494	-	99,494	218,712	218,712	417,702																								
当期末残高	832,282	732,282	1,883,577	2,615,859	445,945	445,945	3,894,087																								

	新株予約権	純資産合計
当期首残高	4,498	3,480,883
当期変動額		
新株の発行		198,989
当期純利益		218,712
株主資本以外の項目 の当期変動額(純 額)	524	524
当期変動額合計	524	417,178
当期末残高	3,974	3,898,061

当事業年度(自2024年9月1日 至2025年8月31日)

	株主資本																							
		資本剰余金		利益剰余金																				
	資本金	資本準備金	横金 その他資本剰 資本剰余金合 余金 計	その他利益剰余 金	利益剰余金合	自己株式																		
		貝华华州立			計	計	計	計	計	計	計	金計					計	計	計	計	計		繰越利益剰余金	計
当期首残高	832,282	732,282	1,883,577	2,615,859	445,945	445,945	-																	
当期変動額																								
新株の発行	63,654	63,654		63,654																				
当期純利益					448,268	448,268																		
自己株式の取得							272																	
株主資本以外の項目 の当期変動額(純 額)																								
当期変動額合計	63,654	63,654	•	63,654	448,268	448,268	272																	
当期末残高	895,936	795,936	1,883,577	2,679,513	894,213	894,213	272																	

	株主資本	新株予約権	純資産合計	
	株主資本合計		紀貝庄口引	
当期首残高	3,894,087	3,974	3,898,061	
当期変動額				
新株の発行	127,308		127,308	
当期純利益	448,268		448,268	
自己株式の取得	272		272	
株主資本以外の項目 の当期変動額(純 額)		1,629	1,629	
当期変動額合計	575,304	1,629	573,675	
当期末残高	4,469,391	2,344	4,471,736	

	前事業年度 (自2023年9月1日 至2024年8月31日)	当事業年度 (自2024年 9 月 1 日 至2025年 8 月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	286,672	451,978
減価償却費	5,805	12,888
賞与引当金の増減額(は減少)	7,286	40,808
役員賞与引当金の増減額(は減少)	-	51,479
受取利息	300	5,358
支払利息	293	-
株式交付費	1,509	1,128
売上債権の増減額(は増加)	95,554	10,234
棚卸資産の増減額(は増加)	301	7,542
貯蔵品の増減額(は増加)	187	2,184
未収入金の増減額(は増加)	684,736	684,118
仕入債務の増減額(は減少)	16	482
未払金の増減額(は減少)	26,409	71,988
契約負債の増減額(は減少)	14,725	132,447
未払法人税等(外形標準課税)の増減額(は減 少)	18,911	7,066
その他	103,357	187,661
小計	627,043	1,621,096
- 利息の受取額	300	5,358
利息の支払額	293	-
法人税等の支払額	132,974	5,213
営業活動によるキャッシュ・フロー	760,011	1,621,241
 投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	13,647	15,928
無形固定資産の取得による支出	19,947	-
従業員に対する貸付金の回収による収入	4,998	-
差入保証金の差入による支出	-	12,484
その他	27	<u> </u>
投資活動によるキャッシュ・フロー	28,569	28,412
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入金の返済による支出	80,000	-
自己株式の取得による支出	-	272
新株予約権の行使による株式の発行による収入 _	196,955	124,550
財務活動によるキャッシュ・フロー	116,955	124,278
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	671,624	1,717,107
現金及び現金同等物の期首残高	3,540,535	2,868,910
現金及び現金同等物の期末残高	2,868,910	4,586,017

【注記事項】

(重要な会計方針)

1.棚卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品・・・個別法による原価法(貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)を採用しております。

貯蔵品・・・先入先出法による原価法(貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの 方法)を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産

定率法を採用しております。但し、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を 採用しております。

(2)無形固定資産

定額法を採用しております。

3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

4. 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用として処理しております。

5. 引当金の計上基準

(1)貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

(3)役員賞与引当金

役員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

6. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を 充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。

(1)トランスフォーメーション領域

トランスフォーメーション領域のサービスは、顧客ニーズに対応したABEJA Platformの導入支援とその周辺サービス等の提供を履行義務としており、仕組みづくり・構築フェーズに位置づけられます。当該履行義務は契約期間にわたる役務の提供によって充足されるものであるため、当該履行義務が充足される期間にわたり、収益を認識しております。また、履行義務が一時点で充足される場合には、サービスの提供終了時点において収益を認識しております。

(2)オペレーション領域

オペレーション領域のサービスは、ABEJA Platformのシステム利用環境や運用保守、AIを活用した店舗解析のサービス等の提供を履行義務としており、ABEJA Platform上での人とAIの協調による運用フェーズに位置づけられます。当該履行義務は契約期間にわたる役務の提供によって充足されるものであるため、当該履行義務が充足される期間にわたり、収益を認識しております。

7. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスク しか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(重要な会計上の見積り)

- 1.繰延税金資産の回収可能性
- (1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(千円)

	前事業年度	当事業年度	
繰延税金資産	95,508	162,782	

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

算出方法

将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金に対して、将来の収益力に基づく課税所得の見積りにより繰延税金資産の回収可能性を判断しております。

主要な仮定

将来の収益力に基づく課税所得の見積りは、翌事業年度の事業計画を基礎としており、その主要な仮定 は売上高の予測であります。

翌事業年度の財務諸表に与える影響

主要な仮定である売上高の予測について、将来の不確実な事業環境や経済条件の変動等により見直しが必要となった場合、翌事業年度以降の財務諸表において認識する繰延税金資産及び法人税等調整額の金額に影響を与える可能性があります。

(表示方法の変更)

(キャッシュ・フロー計算書)

前事業年度において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めて表示しておりました「契約負債の増減額(は減少)」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記しております。

この結果、前事業年度のキャッシュ・フロー計算書において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に表示していた 88,631千円は、「契約負債の増減額(は減少)」14,725千円、「その他」103,357千円として組替えております。

(貸借対照表関係)

1 売掛金及び契約資産のうち、顧客との契約から生じた債権及び契約資産の金額は、それぞれ以下のとおりであります。

	前事業年度 (2024年8月31日)	当事業年度 (2025年 8 月31日)
- 売掛金	452,836千円	463,070千円
契約資産	-	<u>-</u>

2 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務の金額は、以下のとおりであります。

前事業年度 当事業年度 (2024年8月31日) (2025年8月31日) 流動資産

売掛金及び契約資産

26,760千円

55,241千円

(損益計算書関係)

1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。 顧客との契約から生じる収益の金額は、財務諸表「注記事項(収益認識関係)1.顧客との契約から生じ る収益を分解した情報」に記載しております。

2 関係会社との取引に係るものが以下のとおり含まれております。

前事業年度 当事業年度 (自 2023年9月1日 (自 2024年9月1日 至 2024年8月31日) 至 2025年8月31日) 関係会社への売上高 589,876千円 605,720千円

3 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度44.4%、当事業年度42.0%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度55.6%、当事業年度58.0%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は以下のとおりであります。

以	元貝及び	収 日 圧 貝 切 フ つ 工 安 な 貝 に	成合注真のプラエ安な負白及び並領は以下のこのプラのプスタ。			
		前事業年度			当事業年度	
		(自	2023年9月1日	(自	2024年9月1日	
		至	2024年8月31日)	至	2025年8月31日)	
給料及び手当		,	566,980千円		589,201千円	
業務委託料			162,249		146,427	
採用教育費			163,860		143,464	
減価償却費			5,805		12,888	
役員賞与引当金繰	入額		-		51,479	
賞与引当金繰入額			79,531		106,757	

4 一般管理費に含まれる研究開発費の総額

前事業年度 当事業年度 (自 2023年9月1日 (自 2024年9月1日 至 2024年8月31日) 至 2025年8月31日)

31,942千円 66,090千円

5 期末棚卸高は収益性の低下に伴う簿価切下後の金額であり、以下の棚卸資産評価損が売上原価に含まれております。

前事業年度 (自 2023年9月1日 至 2024年8月31日) 第 2025年8月31日) 第 2025年8月31日)

2,367千円 2,599千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2023年9月1日 至 2024年8月31日)

1.発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期 首株式数 (株)	当事業年度増 加株式数 (株)	当事業年度減 少株式数 (株)	当事業年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式 (注)	8,598,900	662,000	-	9,260,900
合計	8,598,900	662,000	-	9,260,900
自己株式				
普通株式	-	-	-	-
合計	-	-	-	-

⁽注)普通株式の発行済株式総数の増加662,000株は、新株予約権の行使によるものであります。

2.新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

	新株予約 権の目的	新株予約 権の目的 新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年	
区分	新株予約権の内訳 	となる株 式の種類	当事業年 度期首	当事業年 度増加	当事業年 度減少	当事業年 度末	度末残高 (千円)
提出会社	ストック・オプションとし ての新株予約権	-	-	-	1	-	3,974
	合計	-	-	-	-	-	3,974

3.配当に関する事項 該当事項はありません。

当事業年度(自 2024年9月1日 至 2025年8月31日)

1.発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期 首株式数 (株)	当事業年度増 加株式数 (株)	当事業年度減 少株式数 (株)	当事業年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式 (注)1	9,260,900	503,900	-	9,764,800
合計	9,260,900	503,900	-	9,764,800
自己株式				
普通株式 (注)2	-	115	-	115
合計	-	115	-	115

- (注)1.普通株式の発行済株式総数の増加503,900株は、新株予約権の行使によるものであります。
 - 2.普通株式の自己株式の株式数の増加115株は、単元未満株式の買取りによるものであります。

2.新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

	新株予約 新株予約権の目的となる株式の数(株) 権の目的				女(株)	当事業年	
区分	新株予約権の内訳	となる株式の種類	当事業年 度期首	当事業年 度増加	当事業年 度減少	当事業年 度末	度末残高 (千円)
提出会社	ストック・オプションとし ての新株予約権	-	-	-	-	-	2,344
	合計	-	-	-	-	-	2,344

3.配当に関する事項 該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前事業年	 其 度	当事業年度
	(自 2023年	(自 2023年9月1日 (自 :	
	至 2024年	8月31日) 至	2025年8月31日)
現金及び預金勘定		2,868,910千円	4,586,017千円
現金及び現金同等物		2,868,910	4,586,017

(リース取引関係)

(借主側)

- 1.ファイナンス・リース取引 該当事項はありません。
- 2.オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	当事業年度 (2025年 8 月31日)
1 年内	45,000千円
1 年超	-
合計	45,000

(注)前事業年度は、借主としてのリース取引に重要性が乏しいため、注記を省略しております。

(金融商品関係)

- 1.金融商品の状況に関する事項
- (1)金融商品に対する取組方針

当社は、事業活動に必要な資金を主に自己資金により調達し、一時的な余資は預金としております。

(2)金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金及び契約資産、未収入金は、顧客の信用リスクに晒されております。 営業債務である買掛金、未払金、未払法人税等は、1年以内の支払期日であります。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、社内規程等に従い、営業債権について、営業担当者が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理 当社は、管理部門が適時に資金繰り状況を確認するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リ スクを管理しております。

(4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2.金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、以下のとおりであります。

前事業年度(2024年8月31日)

現金は注記を省略しており、預金、売掛金及び契約資産、未収入金、買掛金、未払金、未払法人税等につきましては短期間で決済されるため時価が帳簿価額と近似することから、記載を省略しております。

当事業年度(2025年8月31日)

現金は注記を省略しており、預金、売掛金及び契約資産、未収入金、買掛金、未払金、未払法人税等につきましては短期間で決済されるため時価が帳簿価額と近似することから、記載を省略しております。

(注) 1. 金銭債権の決算日後の償還予定額 前事業年度(2024年8月31日)

	1 年以内 (千円)	1 年超 5 年以内 (千円)	5 年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	2,868,910	-	-	-
売掛金及び契約資産	452,836	-	-	-
未収入金	685,223	-	-	-
合計	4,006,969	-	-	-

当事業年度(2025年8月31日)

	1 年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5 年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
預金	4,585,875	-	-	-
売掛金及び契約資産	463,070	-	-	-
未収入金	1,104	-	-	-
合計	5,050,051	-	-	-

(注) 2. 長期借入金の決算日後の返済予定額 前事業年度(2024年8月31日) 該当事項はありません。

当事業年度(2025年8月31日) 該当事項はありません。

3.金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価: 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当

該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価: 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価

の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価: 観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

- (1)時価で貸借対照表に計上している金融商品 該当事項はありません。
- (2)時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債 前事業年度(2024年8月31日) 該当事項はありません。

当事業年度 (2025年8月31日) 該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

- 1.ストック・オプションに係る費用計上額及び科目名 該当事項はありません。
- 2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況
- (1)ストック・オプションの内容

	第 5 回新株予約権	第6回新株予約権	第7回新株予約権
付与対象者の区分及 び人数(名)	当社取締役 2 当社従業員 14	当社取締役 1	当社従業員 34
株式の種類別のス トック・オプション の数(株)(注)1	普通株式 229,500	普通株式 100,000	普通株式 124,000
付与日	2016年 9 月 1 日	2016年11月17日	2018年 3 月28日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2)新 株予約権等の状況」に記 載のとおりであります。	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2)新 株予約権等の状況」に記 載のとおりであります。	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2)新 株予約権等の状況」に記 載のとおりであります。
対象勤務期間	期間の定めはありません。	期間の定めはありません。	期間の定めはありません。
権利行使期間	自 2018年8月24日又は 上場日のいずれか遅 い日 至 2026年8月23日 (注)2	自 2017年1月1日又は 上場日のいずれか遅 い日 至 2026年12月31日 (注)3	自 2020年3月28日又は 上場日のいずれか遅 い日 至 2028年3月27日 (注)3

	第8回新株予約権	第9回新	株予約権
付与対象者の区分及 び人数(名)	当社従業員 32 当社子会社従業員 2	2019年 3 月 8 日付与分 当社従業員 21 当社子会社従業員 1	2019年 8 月19日付与分 当社従業員 15
株式の種類別のス トック・オプション の数(株)(注)1	普通株式 121,500	2019年3月8日付与分 普通株式 197,500	2019年 8 月19日付与分 普通株式 100,000
付与日	2018年11月26日	2019年3月8日及び2019年8	月19日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2)新 株予約権等の状況」に記 載のとおりであります。	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2)新株予約 権等の状況」に記載のとおりであります。	
対象勤務期間	期間の定めはありません。	期間の定めはありません。	
権利行使期間	自 2020年11月21日又は 上場日のいずれか遅 い日 至 2028年11月20日 (注)3	2019年3月8日付与分 自 2021年3月7日又は 上場日のいずれか遅 い日 至 2029年3月5日	2019年8月19日付与分 自 2021年8月19日又は 上場日のいずれか遅 い日 至 2029年8月18日

	第13回新株予約権	第16回新株予約権	第17回新株予約権
付与対象者の区分及 び人数(名)	当社従業員 43	当社取締役 2 当社執行役員 3 当社従業員 2	当社執行役員 1 当社従業員 26
株式の種類別のス トック・オプション の数(株)(注)1	普通株式 358,000	普通株式 393,000	普通株式 201,000
付与日	2020年 9 月28日	2021年12月17日	2021年12月17日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」 に記載のとおりであり ます。	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」 に記載のとおりであり ます。	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」 に記載のとおりであり ます。
対象勤務期間	│ 期間の定めはありませ │ ん。	期間の定めはありませ ん。	期間の定めはありませ ん。
権利行使期間	自 2022年9月5日又は 当社普通株式がいず れかの証券取引所に 上場した株式公開日 後1年10か月が経過 した日のいずれか遅 い日 至 2030年8月31日	自 2021年12月17日 至 2031年12月16日 (注)4	自 2023年11月29日 至 2031年11月28日

	第18回新株予約権	第19回新株予約権	第20回新株予約権
付与対象者の区分及 び人数(名)	当社取締役 2 社外協力者 6	コタエル信託株式会社	当社取締役 3
株式の種類別のス トック・オプション の数(株)(注)1	普通株式 27,500	普通株式 332,000	普通株式 190,000
付与日	2021年12月17日	2022年 4 月12日	2022年 4 月12日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」 に記載のとおりであり ます。	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」 に記載のとおりであり ます。	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」 に記載のとおりであり ます。
対象勤務期間	期間の定めはありませ ん。	期間の定めはありませ ん。	期間の定めはありませ ん。
権利行使期間	自 2021年12月17日 至 2031年12月16日	自 2022年4月12日 至 2032年3月31日	自 2022年4月12日 至 2032年3月31日 (注)4

- (注) 1.株式数に換算して記載しております。なお、2020年3月25日付株式分割(普通株式1株につき100株)による 分割後の株式数に換算して記載しております。
 - 2.新株予約権者は、以下の区分に従って、新株予約権の一部又は全部を行使することができます。 なお、累計行使可能株式数が1株の整数倍でない場合は、1株の整数倍に切り捨てた数とします。
 - a . 2018年8月24日から2019年2月23日までは、権利を付与された株式数の4分の1について権利を行使することができる。
 - b . 2019年 2 月24日から2019年 8 月23日までは、権利を付与された株式数の 2 分の 1 について権利を行使することができる。

EDINET提出書類 株式会社 A B E J A (E38109) 有価証券報告書

- c . 2019年8月24日から2020年2月23日までは、権利を付与された株式数の4分の3について権利を行使することができる。
- d.2020年2月24日以降は、権利を付与された株式数の全てについて権利を行使することができる。
- 上記各期間における累計行使可能割当個数は、それ以前の期間に既に行使した部分も含むものとします。
- 3.権利行使可能な新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであり、新株予約権の有効期間に優先して適用されるものとします。
 - a. 行使可能期間起算日経過後:割当個数の2分の1まで(端数切捨て)行使できる。
 - b.行使可能期間起算日から1年経過後:割当個数の4分の3まで(端数切捨て)行使できる。
 - c. 行使可能期間起算日から2年経過後:割当個数の全てについて行使できる。
 - 上記各期間における累計行使可能割当個数は、それ以前の期間に既に行使した部分も含むものとします。
- 4.新株予約権者は、以下のaからbに掲げる割合の個数を限度として、新株予約権の一部又は全部を行使することができます。なお累計行使可能株式数が1株の整数倍でない場合は、1株の整数倍に切り捨てた数とします。
 - a.いずれかの証券取引所に上場した株式公開日の半年後から株式公開日の1年後の前日までは、権利を付与された株式数の2分の1について権利を行使することができる。
 - b.いずれかの証券取引所に上場した株式公開日の1年後以降は、権利を付与された株式数の全てについて権利を行使することができる。上記各期間における累計行使可能株式数は、それ以前の期間に既に行使した部分も含むものとする。

(2)ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度(2025年8月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	第 5 回新株予約権	第6回新株予約権	第7回新株予約権
権利確定前 (株)			
前事業年度末	-	-	-
付与	-	-	-
失効	-	-	-
権利確定	-	-	-
未確定残	-	-	-
権利確定後 (株)			
前事業年度末	60,300	100,000	14,400
権利確定	-	-	-
権利行使	15,300	-	6,300
失効	-	-	-
未行使残	45,000	100,000	8,100

	第8回新株予約権	第9回新株予約権	第13回新株予約権
権利確定前 (株)			
前事業年度末	-	-	228,000
付与	-	-	-
失効	-	-	2,000
権利確定	-	-	226,000
未確定残	-	-	-
権利確定後 (株)			
前事業年度末	17,100	6,000	-
権利確定	-	-	226,000
権利行使	3,600	-	107,500
失効	-	-	5,600
未行使残	13,500	6,000	112,900

		第16回新株予約権	第17回新株予約権	第18回新株予約権
権利確定前	(株)			
前事業年度末		-	-	-
付与		-	-	-
失効		-	-	-
権利確定		-	-	-
未確定残		-	-	-
権利確定後	(株)			
前事業年度末		249,300	20,500	8,000
権利確定		-	-	-
権利行使		126,000	-	-
失効		-	-	-
未行使残		123,300	20,500	8,000

		第19回新株予約権	第20回新株予約権
権利確定前	(株)		
前事業年度末		-	-
付与		-	-
失効		-	-
権利確定		-	-
未確定残		-	1
権利確定後	(株)		
前事業年度末		332,000	190,000
権利確定		-	1
権利行使		210,200	35,000
失効		-	-
未行使残		121,800	155,000

⁽注)2020年3月25日付株式分割(普通株式1株につき100株)による分割後の株式数に換算して記載しております。

単価情報

	第5回新株予約権	第6回新株予約権	第7回新株予約権
権利行使価格 (円)	270	270	270
行使時平均株価 (円)	3,308	-	3,127
付与日における公正な評 価単価 (円)	-	-	-

	第8回新株予約権	第9回新株予約権	第13回新株予約権
権利行使価格 (円)	1,000	1,000	450
行使時平均株価 (円)	3,379	-	2,785
付与日における公正な評 価単価 (円)	-	-	-

	第16回新株予約権	第17回新株予約権	第18回新株予約権
権利行使価格 (円)	130	130	130
行使時平均株価 (円)	2,343	-	-
付与日における公正な評 価単価 (円)	-	-	-

	第19回新株予約権	第20回新株予約権
権利行使価格 (円)	210	210
行使時平均株価 (円)	2,291	2,352
付与日における公正な評		
価単価 (円)	-	-

- (注)2020年3月25日付株式分割(普通株式1株につき100株)による分割後の価格に換算して記載しております。
 - 4. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプションを付与した時点において、当社は未公開企業であるため、ストック・オプションの 公正な評価単価は、単位当たりの本源的価値より算定しております。

また、単位当たりの本源的価値の見積方法は、DCF法によっております。

- 5.ストック・オプションの権利確定数の見積方法 将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効のみ反映させる方法を採用しております。
- 6.ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額
- (1) 当事業年度末における本源的価値の合計額 2,220,583千円
- (2) 当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額 1,086,277千円

(税効果会計関係)

1.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度	当事業年度
_	(2024年8月31日)	(2025年8月31日)
繰延税金資産		
減価償却超過額	978千円	37千円
賞与引当金	35,780	48,275
役員賞与引当金	-	16,226
税務上の繰越欠損金 (注)2.	1,220,501	1,162,625
その他	11,428	19,382
繰延税金資産小計	1,268,688	1,246,547
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額 (注)2.	1,172,228	1,066,077
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	951	17,687
評価性引当額小計 (注)1.	1,173,179	1,083,765
繰延税金資産合計	95,508	162,782

- (注) 1.評価性引当額は、前事業年度に比べ89,414千円減少しております。これは主に税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額の減少によるものであります。
 - 2. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前事業年度(2024年8月31日)

刊事朱十及(2027年 67]61日)							
	1 年以内	1 年超	2 年超	3 年超	4 年超	5 年超	合計
	(千円)	2年以内	3年以内	4年以内	5 年以内	(千円)	(千円)
	(111)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(111)	(111)
税務上の繰越欠損金 (1)	1	1	50,333	213,486	413,543	543,137	1,220,501
評価性引当額	-	-	2,060	213,486	413,543	543,137	1,172,228
繰延税金資産(2)	-	-	48,272	-	-	-	48,272

- (1)税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。
- (2) 税務上の繰越欠損金1,220,501千円(法定実効税率を乗じた額)の一部について、繰延税金資産 48,272千円を計上しております。当該繰延税金資産を計上した税務上の繰越欠損金は将来の課税所 得の見込みにより回収可能と判断し評価性引当額を認識しておりません。

当事業年度(2025年8月31日)

	1 年以内 (千円)	1 年超 2 年以内 (千円)	2 年超 3 年以内 (千円)	3 年超 4 年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5 年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠損金 (1)	-	177,824	-	425,698	295,614	263,487	1,162,625
評価性引当額	-	81,276	-	425,698	295,614	263,487	1,066,077
繰延税金資産(2)	-	96,548	1	-	1	1	96,548

- (1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。
- (2)税務上の繰越欠損金1,162,625千円(法定実効税率を乗じた額)の一部について、繰延税金資産 96,548千円を計上しております。当該繰延税金資産を計上した税務上の繰越欠損金は将来の課税所 得の見込みにより回収可能と判断し評価性引当額を認識しておりません。

2.法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2024年 8 月31日)	当事業年度 (2025年8月31日)
法定実効税率	30.6%	30.6%
(調整)		
交際費等の永久に損金に算入されない項目	0.3	1.4
住民税均等割等	0.8	0.5
評価性引当額の増減額	7.7	7.0
繰越欠損金の充当額	13.0	19.5
所得拡大促進税制による税額控除	2.0	3.0
試験研究費等の特別税額控除	0.5	1.7
その他	0.3	0.6
税効果会計適用後の法人税負担率	23.7	0.8

3 . 決算日後の法人税等の税率の変更

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が2025年3月31日に公布され、2026年4月1日以後に開始する事業年度から防衛特別法人税が課されることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は2025年9月1日に開始する事業年度の30.6%から2026年9月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については31.5%となります。この税率変更による当事業年度の財務諸表に与える影響はありません。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社はデジタルプラットフォーム事業の単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益を分解した 情報は以下のとおりです。

前事業年度(自 2023年9月1日 至 2024年8月31日)

(単位:千円)

	()
	デジタルプラットフォーム事業
トランスフォーメーション領域	2,104,350
オペレーション領域	661,901
顧客との契約から生じる収益	2,766,251
その他の収益	-
外部顧客への売上高	2,766,251

(注)当社の営むデジタルプラットフォーム事業は、ミッションクリティカル業務へのAI導入支援のため、基盤システムとなるABEJA Platformの開発・導入・運用を行っております。主たる領域として以下のとおり分類できます。

	収益構造	提供サービス
トランスフォーメーション領域	フロー型(都度契約)	顧客ニーズに対応したABEJA Platformの導入支援とその周 辺サービスを提供しており、 仕組みづくり・構築フェーズ に位置づけられます。
オペレーション領域	ストック型(継続収入)	ABEJA Platform上で人とAIの 協調による運用を行う運用 フェーズに位置づけられま す。

当事業年度(自 2024年9月1日 至 2025年8月31日)

(単位:千円)

	(十四・113)
	デジタルプラットフォーム事業
トランスフォーメーション領域	2,746,630
オペレーション領域	838,779
顧客との契約から生じる収益	3,585,409
その他の収益	-
外部顧客への売上高	3,585,409

(注)当社の営むデジタルプラットフォーム事業は、ミッションクリティカル業務へのAI導入支援のため、基盤システムとなるABEJA Platformの開発・導入・運用を行っております。主たる領域として以下のとおり分類できます。

	収益構造	提供サービス
トランスフォーメーション領域	フロー型(都度契約)	顧客ニーズに対応したABEJA Platformの導入支援とその周 辺サービスを提供しており、 仕組みづくり・構築フェーズ に位置づけられます。
オペレーション領域	ストック型(継続収入)	ABEJA Platform上で人とAIの 協調による運用を行う運用 フェーズに位置づけられま す。

- 2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報
- (1)トランスフォーメーション領域

トランスフォーメーション領域のサービスは、顧客ニーズに対応したABEJA Platformの導入支援とその周辺サービス等の提供を履行義務としており、仕組みづくり・構築フェーズに位置づけられます。当該履行義務は契約期間にわたる役務の提供によって充足されるものであるため、当該履行義務が充足される期間にわたり、収益を認識しております。また、履行義務が一時点で充足される場合には、サービスの提供終了時点において収益を認識しております。トランスフォーメーション領域に関する取引の対価は、サービス提供完了後、概ね2ヶ月以内に受領しております。

(2)オペレーション領域

オペレーション領域のサービスは、ABEJA Platformのシステム利用環境や運用保守、AIを活用した店舗解析のサービス等の提供を履行義務としており、ABEJA Platform上での人とAIの協調による運用フェーズに位置づけられます。当該履行義務は契約期間にわたる役務の提供によって充足されるものであるため、当該履行義務が充足される期間にわたり、収益を認識しております。オペレーション領域に関する取引の対価は、契約条件に従い、概ね履行義務の進捗に応じて段階的に受領しております。

- 3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報
- (1)契約資産及び契約負債の残高等

(単位:千円)

	前事業年度	当事業年度
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	357,281	452,836
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	452,836	463,070
契約資産 (期首残高)	-	-
契約資産 (期末残高)	-	-
契約負債 (期首残高)	26,771	41,497
契約負債(期末残高)	41,497	173,944

契約資産は、主にトランスフォーメーション領域の案件で利用するABEJA Platformの料金について、当事業年度末時点で役務提供が完了しておりますが、対応する案件の検収が完了していない未請求の債権となります。契約資産は、受領する対価に対する権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。

契約負債は、契約期間に応じて収益を認識する契約について、顧客から受け取った1年分又は2年分の前受金に関するものであります。契約負債は収益の認識に伴い取り崩されていきます。

前事業年度に認識された収益の額のうち、前事業年度期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、22,528千円であります。また、当事業年度に認識された収益の額のうち、期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、39,869千円であります。

(2)残存履行義務に配分した取引価格

前事業年度(自 2023年9月1日 至 2024年8月31日)

当社では、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約については注記の対象に含めておりません。未充足(又は一部未充足)の履行義務は、当事業年度末において、4,268千円であります。当該履行義務は、オペレーション領域に関するものであり、期末後1年以内に約60%、残りの約40%がその2年以内に収益として認識されると見込んでおります。

当事業年度(自 2024年9月1日 至 2025年8月31日)

当社では、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約については注記の対象に含めておりません。未充足(又は一部未充足)の履行義務は、当事業年度末において、1,914千円であります。当該履行義務は、オペレーション領域に関するものであり、期末後1年以内に約99%が収益として認識されると見込んでおります。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は、デジタルプラットフォーム事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度(自 2023年9月1日 至 2024年8月31日)

1.製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

- 2.地域ごとの情報
- (1) 売上高

本邦以外への外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2)有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3.主要な顧客ごとの情報

(単位:千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
SOMPOホールディングス株式会社	565,376	デジタルプラットフォーム事業
味の素株式会社	311,278	デジタルプラットフォーム事業

当事業年度(自 2024年9月1日 至 2025年8月31日)

1.製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

- 2.地域ごとの情報
- (1) 売上高

本邦以外への外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2)有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3.主要な顧客ごとの情報

(単位:千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
さくらインターネット株式会社	615,205	デジタルプラットフォーム事業
SOMPOホールディングス株式会社	461,580	デジタルプラットフォーム事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】 該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】 該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】 該当事項はありません。

【関連当事者情報】

関連当事者との取引

1.財務諸表提出会社の親会社及び法人主要株主等

前事業年度(自 2023年9月1日 至 2024年8月31日)

種類	会社等 の名称又 は氏名	所在地	資本金又 は出資金 (百万円)	事業の 内容又 は職業	議決権等の 所有(被所 有)割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
その他の関係会社	SOMPO Light Vortex株式 会社	東京都新宿区	12,198	デジタ ル関連 事業	(被所有) 直接 18.31	業務提携 役員の受入 (1名) (注)2	役務の提 供 (注)1	24,500	売掛金	6,600
その他の 関係会社 の親会社	SOMPOホー ルディング ス株式会社	東京都新宿区	100,045	保険持 株会社	(被所有) 間接 18.31	業務提携 役員の受入 (1名) (注)2	役務の提 供 (注)1	565,376	売掛金	19,910

- (注) 1.取引条件については一般顧客の場合と同様に、SOMPO Light Vortex株式会社、SOMPOホールディングス株式会社と協議のうえ、市場実勢を勘案して決定しております。
 - 2 . SOMPOホールディングス株式会社及びSOMPO Light Vortex株式会社から当社役員に受け入れている者は、同一の者であります。

当事業年度(自 2024年9月1日 至 2025年8月31日)

種類	会社等 の名称又 は氏名	所在地	資本金又 は出資金 (百万円)	事業の 内容又 は職業	議決権等の 所有(被所 有)割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金 額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
その他の関係会社	SOMPO Light Vortex株式 会社	東京都新宿区	12,198	デジタ ル関連 事業	(被所有) 直接 17.37	業務提携 役員の受入 (1名) (注)2	役務の提 供 (注)1	144,140	売掛金	9,064
その他の 関係会社 の親会社	SOMPOホー ルディング ス株式会社	東京都新宿区	100,045	保険持 株会社	(被所有) 間接 17.37	業務提携 役員の受入 (1名) (注)2	役務の提 供 (注)1	461,580	売掛金	46,057

- (注) 1.取引条件については一般顧客の場合と同様に、SOMPO Light Vortex株式会社、SOMPOホールディングス株式会社と協議のうえ、市場実勢を勘案して決定しております。
 - 2 . SOMPOホールディングス株式会社及びSOMPO Light Vortex株式会社から当社役員に受け入れている者は、同一の者であります。

2.財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等

前事業年度(自 2023年9月1日 至 2024年8月31日)

種類	会社等 の名称又 は氏名	所在地	資本金又 は出資金 (百万円)	事業の 内容又 は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金 額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員及び 個人主要 株主	岡田陽介	-	-	当社代表取締役	(被所有) 直接 14.73	-	ストッ ク・オオ ショフ 利行 (注) 1	10,718	1	-
役員	外木直樹	-	-	当社取締役	(被所有) 直接 2.66	-	ストッ ク・オオ ション権 利行使 (注) 1	30,161	1	-
役員	田中邦裕	-	-	当社 取締く ターポーク サポーク サポーク サポーク サポーク サポーク サポーク サポーク	(被所有) 直接 0.03	٠	役務の提 供 (注) 2	60,000	売 掛 金	66,000
役そ者権数する で親決半有社 をる等	WALL 株 式 会 社 (注)3	栃木県 宇都宮 市	1	企画・経営 コンサル ティング業 務	-	業務委託	業務委託 料の支払 (注)4	14,180	未払金	550

- (注) 1. ストック・オプションの権利確定行使は、権利付与時の契約によります。
 - 2. 取締役が第三者(さくらインターネット株式会社)の代表者として行った取引であり、取引条件については一般顧客の場合と同様に、さくらインターネット株式会社と協議のうえ、市場実勢を勘案して決定しております。
 - 3.WALL株式会社は、当社取締役岡田陽介氏の近親者が議決権100%を保有しております。
 - 4.業務委託料は、第三者との一般取引条件と同様に決定しております。

当事業年度(自 2024年9月1日 至 2025年8月31日)

			021-77	<u>' </u>		,				
種類	会社等 の名称又 は氏名	所在地	資本金又 は出資金 (百万円)	事業の 内容又 は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金 額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	小間基裕	-	-	当社代表取締役	(被所有) 直接 1.45	-	ストッ ク・オオ権 利行使 (注)1	26,570	-	-
役員	田中邦裕	-	-	当社 取さター式会取 そのようなの 大きなの 大きなの 大きなの 大きなの 大きなの 大きなの 大きなの 大きなの には、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	(被所有) 直接 0.03	-	役務の提 供 (注) 2	615,205	契約負債	144,754

- (注) 1. ストック・オプションの権利確定行使は、権利付与時の契約によります。
 - 2. 取締役が第三者(さくらインターネット株式会社)の代表者として行った取引であり、取引条件については一般顧客の場合と同様に、さくらインターネット株式会社と協議のうえ、市場実勢を勘案して決定しております。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2023年9月1日 至 2024年8月31日)	当事業年度 (自 2024年9月1日 至 2025年8月31日)
1 株当たり純資産額	420.49円	457.71円
1 株当たり当期純利益	24.30円	47.17円
潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益	21.04円	43.20円

(注) 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

(注) 「休ヨにリヨ期純利益及び消往休式調整	後 1 休日にリヨ朔純利量の昇足工の	参収は、以下のこのりこのりより。
	前事業年度 (自 2023年9月1日	当事業年度 (自 2024年9月1日
	至 2024年8月31日)	至 2025年8月31日)
1 株当たり当期純利益		
当期純利益 (千円)	218,712	448,268
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益 (千円)	218,712	448,268
普通株式の期中平均株式数(株)	9,000,370	9,503,158
潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
当期純利益調整額 (千円)	-	-
普通株式増加数(株)	1,394,918	873,782
(うち新株予約権(株))	(1,394,918)	(873,782)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1株当たり当期純利益の算定に含めなかった 潜在株式の概要	-	-

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高	当期末減価償 却累計額又は 償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期 末残高 (千円)
有形固定資産							
工具、器具及び備品	14,288	15,928	-	30,216	13,344	8,899	16,871
有形固定資産計	14,288	15,928	-	30,216	13,344	8,899	16,871
無形固定資産							
ソフトウエア	19,947	-	-	19,947	5,456	3,989	14,490
無形固定資産計	19,947	-	-	19,947	5,456	3,989	14,490

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

該当事項はありません。

【引当金明細表】

区分	当期首残高(千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	738	-	-	-	738
賞与引当金	116,853	157,661	116,853	-	157,661
役員賞与引当金	-	51,479	-	-	51,479

【資産除去債務明細表】 該当事項はありません。

(2)【主な資産及び負債の内容】

流動資産

イ.現金及び預金

区分	金額(千円)		
現金	141		
預金			
普通預金	4,585,148		
別段預金	727		
小計	4,585,875		
合計	4,586,017		

口.売掛金及び契約資産 相手先別内訳

相手先	金額 (千円)
株式会社NTTドコモ	50,662
SOMPOホールディングス株式会社	46,057
セイコーエプソン株式会社	35,750
株式会社JTB	31,625
一般社団法人AIロボット協会	29,700
その他	269,275
合計	463,070

売掛金及び契約資産の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円)	当期発生高 (千円)	当期回収高 (千円)	当期末残高 (千円)	回収率(%)	滞留期間(日)
(A)	(B)	(C)	(D)	(C) (A) + (B) × 100	(A) + (D) 2 (B) 365
452,836	3,903,584	3,893,349	463,070	89.4	43

八. 仕掛品

品目	金額(千円)		
デジタルプラットフォーム事業	12,992		
合計	12,992		

二.貯蔵品

区分	金額(千円)
貯蔵品	
機材	2,404
合計	2,404

流動負債 イ<u>. 買掛金</u>

相手先	金額 (千円)	
FLIR Integrated Imaging Solutions, Inc.	364	
株式会社ソラコム	130	
その他	4	
合計	498	

(3)【その他】

当事業年度における半期情報等

	中間会計期間	当事業年度
売上高(千円)	1,807,951	3,585,409
税引前中間(当期)純利益(千円)	292,253	451,978
中間(当期)純利益(千円)	244,294	448,268
1株当たり中間(当期)純利益(円)	26.15	47.17

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年9月1日から翌年8月31日まで
定時株主総会	毎事業年度末日の翌日から3か月以内
基準日	毎年 8 月31日
剰余金の配当の基準日	毎年 8 月31日 毎年 2 月末日
1 単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 5 号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	-
買取手数料	無料
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。 公告掲載URL https://abejainc.com/ja/
株主に対する特典	該当事項はありません。

- (注)当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することはできない旨、定 款に定めております。
 - (1)会社法第189条第2項各号に掲げる権利
 - (2)会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
 - (3)株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1)有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度(第12期)(自 2023年9月1日 至 2024年8月31日)2024年11月27日関東財務局長に提出。

(2)内部統制報告書及びその添付書類

2024年11月27日関東財務局長に提出。

(3)半期報告書及び確認書

(第13期中)(自 2024年12月1日 至 2025年2月28日)2025年4月14日関東財務局長に提出。

(4)臨時報告書

2024年11月27日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2(株主総会における議決権行使の結果)に基づく 臨時報告書であります。

EDINET提出書類 株式会社 A B E J A (E38109) 有価証券報告書

第二部【提出会社の保証会社等の情報】 該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2025年11月25日

株式会社ABEJA 取締役会 御中

> EY新日本有限責任監査法人 東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 石田 大輔業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 野口 正邦 業務 執行 社員

<財務諸表監查>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ABEJAの2024年9月1日から2025年8月31日までの第13期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社 A B E J A の 2 0 2 5 年 8 月 3 1 日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における 当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査 法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると 判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対 応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

関連当事者であるSOMPOホールディングス株式会社に対する売上高

監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由

注記事項【関連当事者情報】に記載のとおり、会社は関連当事者であるSOMPOホールディングス株式会社に対して 役務提供を行っている。当事業年度のSOMPOホールディン グス株式会社に対する売上高は461,580千円であり、損益 計算書の売上高の12.9%を占めている。

会社は2021年4月においてSOMPOホールディングス株式会社とデジタルトランスフォーメーション(DX)推進等を目的とした業務提携基本契約を締結しており、当該契約に基づき介護事業・保険事業のDX推進、デジタル人材の育成支援等の役務を提供している。取引条件については、一般顧客の場合と同様、案件ごとにSOMPOホールディングス株式会社と交渉のうえ、市場実勢を勘案して決定している。

一般的に関連当事者取引は、対等な立場で取引が行われているとは限らず、経済合理性を欠く取引が行われるリスクや、取引価額を含めた取引条件を恣意的に設定することにより、不適切な収益認識が行われるリスクがある。

以上から、関連当事者であるSOMPOホールディングス株式会社に対する役務提供取引の経済合理性、実在性及び取引価額を含めた取引条件の妥当性が当事業年度の財務諸表監査において特に重要であり、当監査法人は当該事項を監査上の主要な検討事項と判断した。

監査上の対応

当監査法人は、会社とSOMPOホールディングス株式会社 との取引の経済合理性、実在性及び取引条件の妥当性を検 討するに当たり、主として以下の監査手続を実施した。

(1) 取引の経済合理性

- ・取引の内容、目的及び経済合理性を理解するため、経 営管理者への質問及びディスカッションを実施した。
- ・SOMPOホールディングス株式会社との関連当事者取引 が適切な会社の承認プロセスを経たうえで行われてい ることを確認するため、会社の取締役会議事録及びそ の添付資料を閲覧した。

(2)取引の実在性

・SOMPOホールディングス株式会社との取引については、一定金額以上の取引を対象として、会社が提供した役務について、契約書及び検収書等と照合するとともに、入金証憑との照合を実施し、取引の実在性を確かめた。

(3) 取引条件の妥当性

- ・SOMPOホールディングス株式会社との取引については、一定金額以上の取引を対象として、契約書を閲覧し、その他の一般顧客との取引内容及び取引条件と比較し、その妥当性を検討した。
- ・個別性が強いトランスフォーメーション領域の売上について、契約単位及び顧客単位の売上総利益率分析等を行い、SOMPOホールディングス株式会社との取引とその他の一般顧客との取引について比較分析を実施した。

繰延税金資産の回収可能性

監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由

会社は、当事業年度末における貸借対照表の投資その他の資産において、繰延税金資産を162,782千円計上している。このうちには、注記事項(税効果会計関係)の(注)税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額に記載のとおり、税務上の繰越欠損金に対して認識した繰延税金資産96,548千円を含んでいる。

会社は、将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金に対して、将来の収益力に基づく課税所得の見積りにより繰延税金資産の回収可能性を判断している。

将来の収益力に基づく課税所得の見積りは、翌事業年度 の事業計画を基礎としており、その重要な仮定は、注記事 項(重要な会計上の見積り)に記載されているとおり、売 上高の予測である。

繰延税金資産の回収可能性の判断において、翌事業年度の事業計画における重要な仮定は不確実性を伴い経営者による判断を必要とすることから、当監査法人は当該事項を監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。

監査上の対応

当監査法人は、繰延税金資産の回収可能性を検討するに 当たり、主として以下の監査手続を実施した。

- ・過年度及び当期における課税所得の発生状況や税務上の 繰越欠損金の推移等を確かめることにより、会社による 会社分類の判断が「繰延税金資産の回収可能性に関する 適用指針」に従っていることを検討した。
- ・将来減算一時差異について、その解消見込年度のスケ ジューリングについて検討した。
- ・将来の課税所得の見積りを評価するため、その基礎となる翌事業年度の事業計画について検討した。翌事業年度の事業計画の検討にあたっては、取締役会によって承認された直近の予算との整合性を検討した。また、経営者の事業計画策定の見積りプロセスの有効性を評価するため、過年度の事業計画と実績を比較した。
- ・翌事業年度の事業計画に含まれる重要な仮定である売上 高の予測については、経営者と協議するとともに、市場 成長率・同業他社の平均成長率及び過去実績成長率と比 較した。
- ・感応度分析を実施し、翌事業年度の事業計画の見積りの 不確実性に関する経営者の評価について検討した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を 立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監 香証拠を入手する。

EDINET提出書類 株式会社 A B E J A (E38109) 有価証券報告書

- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び 関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、 継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付け る。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚 起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見 を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の 事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の 重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合 又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 報酬関連情報 >

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等(3)【監査の状況】に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1.上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出 会社)が別途保管しております。
 - 2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。